

○確認事項

- 1 第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～P 4 6

○諮問事項

- 1 [諮問第470号] 特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について・・・・・・・・・・ P 4 7～P 5 1
- 2 [諮問第471号] 認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託・・・・・・・・・・ P 5 2～P 6 1
- 3 [諮問第472号] LGWAN-ASPサービス提供委託
 (財産調査中間処理ユニットPiMS) (預貯金等の照会業務の電子化pipitLINQ) ・・・・ P 6 2～P 7 5
- 4 [諮問第473号] 区民交通傷害保険のWEB申込みについて・・・・・・・・・・ P 7 6～P 8 6
- 5 [諮問第474号] 「成長の記録」作成業務委託・・・・・・・・・・ P 8 7～P 9 6
- 6 [諮問第475号] 校務支援システムのリモートワーク対応について・・・・・・・・・・ P 9 7～P 10 5
- 7 [諮問第476号] 「第2回㊦レシートde90周年事業」運営業務委託・・・・・・・・・・ P 10 6～P 11 6
- 8 [諮問第477号] 東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託・・・・・・・・・・ P 11 7～P 12 5

令和4年10月17日(月)
 中央館8階特別会議室



【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会議名	第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事務局	政策経営部広報室区政情報課		
開催年月日	令和4年7月28日(木)		
開催時間	午前9時29分～午後0時24分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	面川 典子 委員	水町 雅子 委員	ぬかが和子 委員
	いはいくら昭二 委員	にたない和 委員	宮崎 十三 委員
	野辺 陽子 委員	那須 康一 委員	上 茂之 委員
	鈴木 由美 委員	堀 成美 委員	
	石毛かずあき 委員	安江 文博 委員	
欠席者			
会議次第	別紙のとおり		
資料	○確認事項		
	1 第十二期・第15回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)		
	○諮問事項		
	1 [諮問第462号] 3歳児健康診査で新たに導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について		
	2 [諮問第463号] 足立区外へ向けたシテインプロモーション支援業務委託		
	3 [諮問第464号] あだちワンダフルCMグラフィ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について		
4 [諮問第465号] 足立区LINE公式アカウント運用支援委託			
5 [諮問第466号] 録画データ流通サービスを活用した道路危険箇所発見の実証実験について			
6 [諮問第467号] 区立小・中学校と保護者とのコミュニケーション			

	<p>センターの導入について</p> <p>7 [諮問第468号] 子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について</p> <p>8 [諮問第469号] 「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について</p> <p>○報告事項</p> <p>1 納付案内センター業務におけるSMS送信に関する周知について</p> <p>2 令和3年度の運用状況について</p> <p>3 特定個人情報保護評価書について</p> <p>4 足立区情報公開・個人情報保護審議会小委員会による最終報告</p> <p>○継続審議事項</p> <p>1 [諮問第432号] 改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備</p>
その他	

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、足立区情報公開・個人情報審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまで進行を務めさせていただきます。区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 委嘱状交付

○山根区政情報課長 定刻よりも若干早いかもしれませんが、皆さんおそろいですので、第十三期の情報公開・個人情報審議会の委員の委嘱状の交付をまずさせていただきますと思います。

当審議会は区長の附属機関として位置づけられておりまして、本日は近藤区長が所用につき、長谷川副区長により委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡ししたいと思っております。私からお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮でございますが、自席でご起立をよろしくお願いしたいと思います。

〔委嘱状交付〕

(3) 副区長挨拶

○山根区政情報課長 それでは、審議会の開催に先立ちまして、長谷川副区長から一言ご挨拶を申し上げます。

○長谷川副区長 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま、第十三期の足立区情報公開・個人情報保護審議会の委員の委嘱をさせていただきます。実は私もこの審議会の事務局を数年させていたしまして、本場に皆様、体感的に分かるのですけれども、それぞれ専門的な立場、それから区民の立場から区政の重要な個人情報を取扱う業務について慎重に

ご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

十三期ということで、2年期間ということとで、あれっ、26年だったかなと思って今事務局のほうに聞いたら、この審議会は26年ではなくて、条例改正する前にもまだありましたので、この審議会につきましては、足立区の様々な審議会がありますけれども、非常に私どもは重い審議会というか、重要な審議をしていただく審議会ということで、本当に重要に考えております。

また、私が事務局のときからなかなか所管の説明がうまくいかなくて委員の皆様から大変おしかりを頂くことがありましたので、実は現在は事務局も含めて所管とりハーサルということと事前に準備をしまして、こういう質問が出たらどう答えるんだというところで、そこまで準備をさせていたしております。この間、この審議会につきましては、個人情報を取扱う案件について本当に貴重なご審議、ありがとうございます。

また、この後報告がありますけれども、国の個人情報保護法の改正に伴って、この審議会、存続はしますけれども、形が少し変わるということとで、ただ、個人情報保護をしようという視点は私ども変わらないということとで引き続き運用させていただきたいと思っておりますので、これまで同様に様々な視点からの貴重なご意見を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 長谷川副区長、ありがとうございます。

副区長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

〔副区長退席〕

(4) 事務局職員紹介

○山根区政情報課長 審議会に入ります前

に、事務局職員を紹介させていただきます。本審議会は、情報システム課と区政情報課の両課が事務局を務めております。初めに、本審議会の幹事、政策経営部長の勝田でございます。

〔以下事務局職員紹介〕

(5) 委員紹介

○山根区政情報課長 次に、審議会委員のご紹介になります。

最初に、学識経験者の皆様からご紹介させていただきます。

國學院大学法学部教授の川合委員でございます。

武蔵大学社会学部教授の粉川委員でございます。

東京電機大学システムデザイン工学部准教授の松井委員でございます。

弁護士的面川委員でございます。

次に、区議会から選任されました委員をご紹介させていただきます。

ぬかが委員でございます。

いいくら委員でございます。

にたない委員でございます。

石毛委員は本日ご欠席ですので、今回の審議会のごときに改めてご紹介させていただきますと思います。

次に、区内各団体の代表者として推薦いただきました委員をご紹介させていただきます。

足立区町会・自治会連合会副会長の宮崎委員でございます。

足立区民生・児童委員協議会会長職務代理の野辺委員でございます。

足立区立中学校PTA連合会会長の那須委員でございます。

一般社団法人西新井法人会会長の安江委員も委員ということでございますが、本日はご欠席ですので、次回の審議会のときに改めてご紹介させていただきます。

最後に、公募による区民委員の皆様方を紹介させていただきます。

上委員でございます。

鈴木委員でございます。

堀委員でございます。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきますと思います。

今期は、本日は欠席されている委員の方が2名いらっしゃいますが、16名の委員でございまして、審議いただくこととなります。任期は令和6年6月までの2年間ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(6) 配付資料・定足数等の確認

○山根区政情報課長 続きまして、審議会資料のご確認をさせていただきます。

本日の資料は、審議会の式次第、区長からの諮問文、あと、事前に郵送させていただきました第十三期・第1回の情報公開・個人情報審議会の資料が2冊という形で分冊させていただきました。それから、席上配付させていただきます審議会資料、追加の資料ということになります。それと、審議会資料の182ページになりますけれども、こちらの差替え版ということで1枚つけさせていただきます。それから、委員名簿と今回の会議の席次、次回審議会の事前開催通知というふうにご用意させていただきます。資料について不足の資料とかがございましたら、事務局のほうに言っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、定足数の確認をさせていただきます。審議会が成立するためには、審議会条例第5条第1項の規定により委員の過半数の出

席ということになりますが、本日は14名の
方の出席を頂いておりますので過半数を超
えておりますので、本審議会は成立というこ
とで進めさせていただきたいと存じます。

(7) 会長及び副会長選任

○山根区政情報課長 続きまして、今回は第
1回目の会議となりますので、改めて審議会
の会長の選出をしていただくという形で進
めさせていただきます。

条例第4条第1項の規定によりますと、皆
様の互選によって会長を選出じていただく
ということになっておりますが、いかがいた
しましょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○山根区政情報課長 ありがとうございます
です。今、異議がないということございま
すので、事務局一任ということによるしくお願
いしたいと思います。

事務局としては、大変僭越ではございます
けれども、十二期の会で会長を務めていた
きました川合委員に会長職をお願いしたい
と思っております。いかがでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○山根区政情報課長 ありがとうございます
です。異議なしということですので、川合委員
を選出させていただきます。川合委員に
は会長という形で今後議事
を進めていただければと存じます。

それでは、川合会長からご挨拶を頂ければ
と存じます。

○川合会長 前期に引き続き会長職を拝命
いたしました川合でございます。滞りなく審
議を進められればと思っておりますので、どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 川合会長、ありがとう
ございました。

次に、副会長の選出をお願いしたいと思います

ます。ここは川合会長に進行をお願いしたい
と思えます。

○川合会長 では、足立区情報公開・個人情
報保護審議会条例第4条第1項の規定によ
り、副会長は委員の互選により選出するとい
うこととなっております。この点いかがで
しょうか。

【「会長一任」「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。ただい
ま、「会長一任」、また「異議なし」とい
うお声を頂きました。特にその他ご意見がござ
いませんようでしたら、川合の判断によりま
して、前期から引き続き副会長を粉川委員に
お願いしておりますので、今期も粉川委員に
副会長をお願いしたいと考えますが、いかが
でしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。「異議
なし」というお声を頂きましたので、副会長
は粉川委員に決定させていただきましたと思
います。

では、粉川副会長からもご挨拶を頂戴した
いと思えます。

○粉川副会長 着座のまま失礼いたします。
副会長を拝命いたしました粉川でございます。
す。

川合先生に比べまして私は学識、識見とも
に大変劣る人間ではございますけれども、川
合先生はきつとお元気で活躍いただけ
ると思えますので、何かがありました際には私
のほうでお手伝いをさせていただきますが、
その際はご協力のほどどうぞよろしくお願
いいたします。ありがとうございます。

○山根区政情報課長 ありがとうございます
です。

それでは、第十三期・第1回の足立区情報
公開・個人情報審議会を開会いたします。

本日の審議項目は、お手元の次第のとおり、

確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項

が4件でございます。なお、確認事項の内容は、前回の審議会要録でございます。

また、審議を行う上でのお願いが1点ございます。今回この会場が初めての方もいらっしゃると思いますので、ご案内させていただきます。お手元にありますマイクのスイッチでございませぬけれども、こちらを入れてから発言をさせていただければと存じます。発言が終わりましたらマイクのスイッチを切ってくださいませぬと緑色のボタンが消えますので、そのような形の操作でございませぬとお願いいたします。もし仮にマイクが入っていないときには事務局側からマイクを付けてくださいますようお願いいたします。

以後の議事進行につきましては川合会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議がないということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、先ほど事務局からご説明もありましたとおり、本日は、確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項が4件となっております。皆様ご多忙かと思っておりますので、何とか12時までには閉会という予定で進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(8) 確認事項

第十二期・第15回足立区情報公開・個人情報

保護審議会要録(案)の確認

○川合会長 まず初めに、第十二期・第15回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思ひます。

この要録は審議会要録(案)という表題で、事前に郵送させていただきました資料の1ページから21ページにわたっております。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。○ぬかが委員 先ほども気になっていたのですけれども、この議事録で見ても同じなのですが、大変恐縮ですけれども、事務局、区政情報課長が審議会名を「情報公開・個人情報保護審議会」というふうには先ほども繰り返しおっしゃって、議事録でもそうなっておりますが、審議会名が情報公開・個人情報「保護」が抜けていて、さつきから気になっていたのですね。可能であればそれは確認の下で訂正していただきたいと思います。今回もこの議事録で最初のページのところがそうなっているもので、よろしくお願ひしたいと思います。○川合会長 ありがとうございます。ただいま、ぬかが委員から頂戴いたしましたご意見がありますので、そちらはこちらも確認の上、訂正させていただきます。

その他ご意見等ございませんでしょうか。では、その他ご意見ないということですので、ただいまの点を踏まえまして、こちらの要録を第十二期・第15回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることに異議ございませんでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議ないということですので、そのように決定したく思ひます。

(9) 審議事項

【諮問第462号】3歳児健康診査で新たに

導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、諮問事項に移っていきたいと思います。

まず最初の諮問事項になります。資料の22ページになります。諮問第462号「3歳児健康診査で新たに導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について」でございます。

それでは、所管課からご説明をお願いいたします。

○三品保健予防課長 保健予防課長の三品でございます。よろしくお願ひします。

それから、保健予防係長の岡でございます。

○岡保健予防係長 岡です。よろしくお願ひいたします。

○三品保健予防課長 係員の佐野でございます。

○佐野保健予防係 佐野です。よろしくお願ひいたします。

○三品保健予防課長 それでは、座って説明させていただきます。

資料の22ページをご覧ください。案件名は、3歳児の定期健診というのをやっているのですけれども、その中に視覚検査をするための機器を導入して、その結果をシステムに入力するというのが今回の諮問の内容でございます。

事業の概要ですけれども、3歳児健診のときに今も目の検査というのをしています。保護者の方にお子さんの様子を伺ったりとか、それから、絵指標というのですけれども、車の絵とか飛行機の絵とかをお見せして、分かるかどうかという判断をしています。ただ、それだけだとやはり不十分だということ

国からも通知が出ていましたので、10月からなのですけれども、カメラ型の機械を導入しまして、それをのぞき込んでいただいで判定をする、そういうものを入れます。その場合、システムに新しく登録するのですけれども、それが個人情報保護条例の21条の2に該当しましたので、今回諮問させていただくということでございます。

具体的に何かというのが、24ページをご覧ください。これは9月まで、今行っているものですけれども、保護者の方と3歳の方は保健センサーなどに行っていたら、その場で検査を受けていただく。もし目に異常があるという判断がされた場合は医療機関を案内して、眼科で精密検査を受けてもらうということにいたしました。アンケートの内容とか絵指標の項目は保健センサーで登録をするという方法を取ってございました。

10月以降どうかというのが25ページ目でございます。ここに保健予防課が追加になっているのですけれども、保健センサーで検査した内容を保健予防課に送ってもらって、詳細を入力する。あと、医療機関で受診した場合もその結果を保健予防課に送っていたら入力するという内容になります。

個人情報はどういうふうに変わるかというのが、27ページをご覧ください。左側が現在のものです、右側がこれからのものです。見ていただくと分かると思いますけれども、左側は、現在は、目に異常があるかどうかとか、既に医療行為を受けているかどうかとか、非常に大まかな入力しかできない内容になってございます。今度機械を導入いたしますので、右側になりますけれども、例えば保護者からのアンケートもそうですし、視力検査とか屈折検査とか眼位の異常とかと細かい項目が分かるようになりますので、この

内容を登録いたします。視力検査のところは「4/4」と書いてありますけれども、これは4種類の絵を見せて、どこまで分かるかという内容です。全部見られると「4/4」になります。

それから 29 ページ目、こちらは眼科で検査を受けた内容でございます。こちらも、左側に書いてありますように、現在は総合判定としては「異常なし」とか「要経過観察」とかと大まかな項目しか入れられないのですけれども、今度は精密検査した内容について細かく入力できますので、異常があるのは屈折異常なのか弱視なのか斜視なのかと細かく入力ができるようになるということでございます。

23 ページ目にお戻りいただいて、右の上を見てください。電子計算組織に記録を必要とする理由ですけれども、健診結果をシステムに入力することによって、保健予防課と出先である保健センターとの間で情報を共有化することができるようになります。それから、この検査を導入したことによってどのような効果があるかという話にもなりますので、統計作業とか分析などが簡単にできるようになるというメリットがございます。

右下ですけれども、セキュリティの対策でございます。保健衛生システムは現在使っているものをそのまま追加になるのですけれども、外部ネットワークとの接続はしていかなくて、オリジナルのシステムになってございます。それから、この端末でシステムを使うためには二要素認証といまして、職員カードとパスワードがないと中には入れない構造になってございます。3番目ですけれども、入力の作業は保健予防課の職員のみが行いますので、特に外部委託とか外部に持ち出すというところはございません。という安全対策を取って行う予定でございます。

私からの説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○川合会長 ありがとうございます。
ただいまの説明につきまして、何か質問等ございましたらお願ひいたします。

○堀委員 2点あります。

1つは、今後細かい情報がどんどん増えてきたときに、全部入力して把握するのかなと思いました。細かく分かったことをどこまで保健センターや保健所が把握する必要があるのか、次のアクションにどこまで細かく生かされるのかという、行政業務にとってのメリットの話。

もう一つは、これをデータとして持つてしまふことで管理の問題も生じるわけですが、区にとつてどんな細かい情報が入つていくことのメリットは何かあるのでしょうか。疫学データ上、分析といったことは、私は重要だと思つています。しかし、逆にこれは閉ざされており、区の中だけというデータですので、例えば他の地域との比較や年度比較で大きいデータと比較するなら意味がありますが、自分で持つことのメリットのもう少し説明があればお願ひします。

○三品保健予防課長 保健予防課でございます。項目については確かに統計とかのメリットがあるというご説明をさせていたいただきましたけれども、今まで大きな項目しかなかったわけで、具体的に、では目の異常が何かということさえまだ分からない状態でございますので、そういったメリットがございます。あと、管理が難しくなるというのも確かにおっしゃるとおりですけれども、もともとある保健衛生システムで庁内でしか使つていないものをそのまま使つて、その一部として機能いたしますので、安全対策については今までと変わらないということです。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかげでしょうか。その他特にご意見ないということでしたら、本件については了承することであるらしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございます。

〔諮問第463号〕足立区外へ向けたシテイ

プロモーション支援業務委託

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

Web会議システム利用時の保護措置の記載について、クラウドサーバーは国内のものを選択すると記載されているが、利用を予定しているZOOMのクラウドサーバーは米国の指定を排除できない仕様となっており、可能性があるので、確認のうえ適宜記載内容を正しく変更し運用されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の33ページになります。諮問第463号「足立区外へ向けたシテイプロモーション支援業務委託」についてでございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○栗木シテイプロモーション課長 シテイプロモーション課長の栗木と申します。よろしくお願ひいたします。

同席させていただきますシテイプロモーション係長の徳井でございます。

○徳井シテイプロモーション係長 よろしくお願ひいたします。

○栗木シテイプロモーション課長 では、座って説明させていただきます。

足立区では、平成22年度に23区で初めてまちのイメージアップを図る専管組織であるシテイプロモーション課を立ち上げました。そのミッションとしては「足立区を自慢できる、誇れるまちへと進化させる」ということで、まずは区内と区民の皆様をメインのターゲットにした、区民の皆様にもちの誇りを高める、そういう気持ちを持っていただくということとシテイプロモーションを進めてまいりました。

近年では、全庁を挙げまして、足立区のイメージアップの要因となっております。治安対策をはじめとするポトルネットワークの取組の成果がまず現れ始めたこと、あと大卒学誘致ですとか区内の7か所で進むエリアデザインなどプラスイメージの創出ということも図ってまいりまして、シテイプロモーション課発足当時、区民のまちを誇りに思う割合は3割しかなかったのですけれども、それが今では約5割まで上がってきたという現状でございます。

その一方で、区外から持たれている足立区のマイナスイメージというのは、まだ払拭できていない状況でございます。ここからさらに足立区を自慢できる、誇れるまちへと進化させるには、次のステージとして、区外からの評価を高めるシテイプロモーションに取り組む必要があると考えております。

今年度、区外に向けたシテイプロモーションを本格的に実施するに当たりまして、メディアですとか広告業界に精通する、プロポータルで選定された事業者の力を借りながら広報・メディア戦略の構築を図る取組を今しております。このプロポータルで選定された事業者の提案の中で、区の強みですとか魅力を戦略に生かすために、区内のステー

ホルダーの皆様にはアリング及びワークシヨップを実施したいというご提案を頂いておりまして、その内容につきまして、今回、個人情報保護審議会に諮問させていただきたいと思っております。

諮問概要につきましては、お手元の資料の33 ページの右側をご覧くださいければと思います。

1 ページおめぐりいただきまして、当業務の受託事業者になりますが、株式会社電通PRコンサルティングという事業者になります。こちらは ISO27001 を取得している企業でございます。

個人情報に係る業務といたしましては、業務委託内容及び条件の中の3番、区民、区職員へのヒアリング、続きまして4番、区民、企業、区職員を交えたワークシヨップの開催でございます。基本的には対面での実施を予定しておりますが、それがかなわない場合は、なりすまし等に配慮しながら、Web 会議システムの Zoom を使ったものを利用したいと考えております。

続きまして、扱う個人情報と外部の結合がございましたので、資料の36 ページ、37 ページをご覧くださいければと思います。記録する個人情報につきましては36 ページ、氏名、電話番号など記載のとおり情報でございます。事業者への情報の受け渡しにつきましては、区の文書管理パソコンを使用いたします。Excel、PDFで一覧化して、そこにさらにパスワードをかけた上で、インターネット経由で受託者が用意するファイル転送システム「FilePort2」にアップロードして、受託者がそれをダウンロードするという形で実行したいと考えております。

本業務で得た個人情報につきましては、委託業務終了から1年間保存した後に削除いたします。

委託業務の概要ですとか、個人情報の收受から破棄までの流れ、Web 会議開催のイメージなどは別紙に記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何か質問等ありましたらお願いいたします。

○粉川副会長 1点教えてください。34 ページの右側下側の「個人情報の保護措置等」の一番下のところ、「8 Web 会議システム利用時の保護措置」ということで、この Web 会議システムというのは Zoom だというふうに理解してよろしいわけですかね。

○栗木シテイプロモーション課長 はい、そうですね。

○粉川副会長 Zoom の使用するシステムのクラウドサーバーは国内のものを選択するところですのですけれども、これは Zoom の機能で国内サーバーを指定することによってよろしいでしょうか。

○栗木シテイプロモーション課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○粉川副会長 これは、今は日本単独と指定できたんですけど。というか、すみませんが、ちょっと古い知識なのですけれども、前はアメリカが外せなかったというのがあったと思うのですけれども、今は日本だけができる、あるいはそういうプロアカウント等を使うとそういう対応ができるということではないのでしょうか。

○栗木シテイプロモーション課長 すみません、その辺はお調べさせていただいてというところでもよろしいでしょうか。そのような認識ではおりますが、確認をさせていただきたいと思えます。

○粉川副会長 分かりました。私の知識が

アプリデータされていけないだけかもしれないのですけれども、過去は国内限定ができません、アメリカは必ず選ばれるという状況があったように記憶しているので、ここを確認しておいていただいたほうがよろしいのかなと思います。私、アメリカが入っているから駄目だと言うつもりは全然ないのですけれども、記載が正確であるかどうかという意味で確認していただいたほうがいいかと思いました。

以上です。

○栗木シテイプロモーション課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点いかがでしょうか。

特にその他ご意見ないということでしたら、ただいま意見がありましたので、その点はご確認いただくということで、それを踏まえまして本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。
ありがとうございます。

【諮問第464号】あだちワンダフルCMگرانプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

Web会議システム利用時の保護措置の記載について、クラウドサーバーは国内のものを選択すると記載されているが、利用を予定しているZoomのクラウドサーバーは

米国の指定を排除できない仕様となっている可能性があるので、確認のうえ適宜記載内容を正しく変更し運用されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の44ページになります。

諮問第464号「あだちワンダフルCMگرانプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について」でございます。

それでは、所管課からご説明をお願いいたします。

○神保報道広報課長 おはようございます。報道広報課長の神保です。よろしくお願ひいたします。

諮問第464号になります。概要からご説明させていただきます。

私ども、「あだちワンダフルCMگرانプリ」という事業をここもう十数年やっております、区民の皆様から1分間の動画、CMを応募していただいて、それでگرانプリを選ぶというコンテンツになります。

その事業の中で、応募率を上げるために、応募していただけの方のワークショップを毎年開催していたのですけれども、コロナで対面での開催ができなくなった関係で、ここ2年、Webを使ったワークショップを開催しております。その中で、今区で使っているWebexという会議システムでやっているのですが、実はなかなか一般の方にはなじみがないということ、やっている最中に操作が分からないとか、ここはどこを押せば参加できるんですかとか、そういった問合せが結構来て、講座が中断するところまではいっておりませんけれども、そういう運営上の支障が出ておりました。ですので、今回、一般になじみがあるZoomを使ったWebの開催にさせていただきますということで、諮問させていただきます。

おめくりいただまして、45ページ目に

なりません。受託事業者はエイベックス・エンタテインメント株式会社という会社とやっております。今年もその予定で今動いております。事業者が Zoom を使って主体的にこの講座を運営していただくということになります。ただし、お申込みですか、そういったものは全て区のオンラインシステムを使うことにしております。私どもに申し込んでいただいで、私どもから個人情報がない形で Zoom を使ってもらえるようにエイベックスのほうに情報を渡す。渡すものに関しては、ニックネームですとか番号ですか、そういった個人に当たらないものをお渡しする予定になっています。

逆に、懸念としては、参加者が自分で顔を表示してしまったり、自分の個人情報、名前を入れてしまったりすることがあるので、そういう場合には、主催者である私どもが主催者の権限で見つけたら、直ちにそれを非公開にするというような流れで検討しているところでございます。

個人情報の保護措置のところですが、私も、サーバーに関しては国内のものを選択する、暗号化等の措置をいたします。オンライン講座に関しては、今お話ししたとおりで、基本的には ID ですとかパスワードは私どもから送付するということになっております。

最後、(4) ですけども、オンラインの講座は録画するのですけれども、録画したものは後日区に提出していただいで、破棄の完了報告書をもって事業の終了とすることということで考えてございます。

46、47 は資料になってございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご意見等ありましたらお願ひいたします。

○粉川副会長 先ほどの Zoom の件、同じことを確認していただければ幸いです。

○神保報道広報課長 横で今漏れ聞こえております、サーバーの件だったと思うのですけれども、このエイベックス・エンタテインメント株式会社の担当者に確認したところ、国内サーバーを利用するというふうに聞いておりますので、今ちよつと聞こえてまいりましたので念のため確認しますけれども、そのように報告は受けております。

○粉川副会長 ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。○ぬかが委員 以前から Zoom の脆弱性といえますか、なりすましとか、パスワードをちゃんど付与するということですから大丈夫だとは思うのですけれども、結局、一番大きな媒体で、有名だからこそ狙われやすいというふうに言われているのが Zoom ですよね。もともと、それだけが理由ではないけれども、区としても Webex を採用していたという中で、その辺の配慮といえますか、その辺なんかはどうお考えなのか、お伺ひしたいと思います。

○神保報道広報課長 委員おっしゃるとおりで、当初私どもが Webex を選択した理由はそこにあつて、当時は Zoom よりもセキュリティ面が優れているというものだったと思います。私どもの調べではですけれども、Zoom もあれから改善はされているというふうに聞いております、例えば暗号化の強化ですとか、セキュリティ保護の取組などは Zoom 社の中でもされていることですので。とはいえ、今一括でお認めいただいでいるものではないので、今回改めてご審議をお願ひしているという流れになっております。

○ぬかが委員 当然、ID とかパスワードは毎回変えていくということでもよろしいので

でしょうか。ミーティングID、パスワード。
○神保報道広報課長 参加者のという。
○ぬかが委員 ええ。付与して、それで入るわけじゃないですか。
○神保報道広報課長 参加者のIDとかに関しましては、ワンデーのワークショップなので、その日1日使ってしまえばそれで終わりということになります。
○ぬかが委員 ありがとうございます。
○川合会長 その他の点いかがでしょうか。その他特にご意見等ないということでしたら、本件については了承することであるよろしいでしょうか。
【「はい」と呼ぶ者あり】
○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。
ありがとうございます。

【諮問第465号】足立区LINE公式アカウント運用支援委託

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、引き続き次の諮問事項に移りたいと思います。資料の48ページになります。「足立区LINE公式アカウント運用支援委託」についてでございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○神保報道広報課長 引き続きましてよろしく願います。

465号になります。足立区LINE公式アカウントの運用支援委託ということになります。

まず初めに、実は足立区は既にLINEの運用を始めておりまして、2020年2月からLINEを使っております。今使っているの

は3万5,000人の登録があるのですけれども、区から一方的に情報をお伝えするアプリ機能だけになります。LINEの中で自治体アカウントというのがありまして、無償で提供されるシステムを使っているということになります。

当初これを入れるときに、実は個人情報保護審議会で一度審議していただいておりまして、下のほうの参考に書いてあるのですけれども、例えば住所ですか生まれ年ですか性別ですか、欲しい情報のジャンルを登録していただけるような仕組みが当初からあって、ご審議をいただいて、このご承認は頂いているところです。ですけれども、当時導入したときに、私どもでやっているメールとLINEを連動できる事業者が見つからなくて、ご審議はいただいたのですけれども、アプリ機能だけでスタートしたというのがこれまでの経緯になります。

当時ご審議いただいたときに、位置情報を使うときにはもう一度個人情報にかけてくださいというご意見を頂いております。今回がその案件ということになります。あれから2年たちましているいろいろな事業者が出てきて、今、LINEを使った様々な機能が世の中にあります。

その中で、今回は例えば道路ですとか公園に何か不具合があったときに区民の方がその写真を撮って、ここに例えば不具合がありますよとか、例えばここに不法投棄されていますよというような写真付きの情報を上げていただくシステムを導入したいという諮問事項になります。

おめくりいただきましたら、49ページ目になります。繰り返しになる部分もありますけれども、前回お認めいただいた部分以外のことといたしましては、上から2行目ほどに書いてありますけれども、道路・公園の不具

合とかを写真に撮って報告する機能とチャットボット機能の2つなのですけれども、総務省のガイドラインの中ではチャットボット機能は既に認められておりまして、どちらかというと今回は、写真を送るという機能のご審議をいただきたいと思っております。

委託の条件といたしましては、もちろん暗号化ですとかファイアウォール、あとは事業者内のアクセス制限等ありますけれども、既に総務省がガイドラインを出しておりますので、LINEを使うときにはLINE社のサーバーではなくて、委託事業者が保有するサーバーにデータを格納するというのが総務省のガイドラインになっておりまして、今回はそのガイドラインに沿った委託をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、そのサーバーに関しては、下に書いてありますISMAPという、内閣サイバーセキュリティセンターというところがありまして、その辺りが運営している政府情報システムのためのセキュリティ評価制度というものがあるのですけれども、そういったものの認証を受けたサーバーを使うということを条件にしたいと思っております。

49 ページ目の一番最後ですけれども、もしこれでお認めいただければこれから業者の選定に入っていくのですが、選定に関しては、プロポーザル方式がいいのか、または機能を確認してこの事業者が一番いいとなれば随意契約になるのか、その辺りは未定ですけれども、まずは次の手続に進むために今回ご審議をいただきたいというふうに思っております。

50 ページ以降は繰り返し部分があるので要点だけなのですけれども、50 ページの右下になります。セキュリティ・保護対策で

す。操作する職員というのが必ず出てきますので、そういったものに関しては、通常のシステムと同じようにIDとパスワードを付与する、異動があった場合にはIDとパスワードを再設定することですセキュリティは守ってまいりたいというふうに思っております。

51 ページ以降は繰り返しになりますので、省略させていただきます。

ご説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご意見等ありましたらお願いいたします。

○ぬかが委員 収集した情報、例えば道路の不具合とか不法投棄。今度、収集した情報に基づいて動く部署というのは全く別じやないですか。少なくとも2つ、3つの課にまたがる。その取扱いというのはどうなっていくのでしょうか。

○神保報道広報課長 今考えているのは都市建設部と環境部になると思います。不法投棄と道路・公園の補修の部隊になります。先ほどの繰り返しですけれども、システムというのはユーザーとパスワードというのを必ず決めなきゃならないので、そういったものに、使っているところのパスワードだけ、制限をかけたユーザーとパスワードを付与して使わせるというふうに考えています。

○ぬかが委員 今、環境部、不法投棄と道路のほうの部隊ということを想定されているということだったのですけれども、恐らく区民の方からすると、何かあったときにそれで写真付きで送れるよというふうになった場合には、それに限るものではないのではないかと思います。例えば、ごみ屋敷系とか、これは同じ環境部ですけれども、部署はほぼ同じですけれども、それから、もつと言うと、今ですと保護猫とかそういう関係

は衛生部ですよ。そういうのだって来るかもしれない。区民の方にしてみると、写真をつけてこれで発信ができるというふうになつて発信した場合の対応というのはそれと同じように、つまり今の2つに限らないということになるのでしょうか。

○神保報道広報課長 想定はしております。例えば何でもかんでも送ってきちゃうということだと思ふのですけれども、機能としてどういうものを送るのですか、例えば道路路ですか、公園ですか、不法投棄ですかということをまず聞くようなシステムができます。それは運用上の話ですけれども、それでも送ってきた場合というのはもちろんあると思いますので、そこは受けた上で、どう対応するかは個別の対応になるのかなというふうに思っております。

○ぬかが委員 何でそこを聞いているかというと、ある意味で区民にとつては便利になるのだけれども、今「区民の声」というほうで一元化されているいろいろな、それは写真付きであろうが何だろうが、「区民の声」の窓口のほうに意見を出して、そしてそれで所管が回答するという流れができていますよね。ある意味で言うと、このLINEの中で「区民の声」窓口がもう一つできるような印象を受けるわけですよ。そうすると膨大な事務量になる中で、その辺が本当に安全性とかいろいろな点で担保できるのか、どういう仕組みでやっていけるのかというところを十分考えていかないと、個人情報観点でも送らなくても、区民の方にしてみても、送らなくてもどうなったのというようなことにもなりかねないのではないかと、そういう危険もあるのです、その辺は十分に構築といたしますか、配慮して対応していただきたいというふうにお願ひいたします。

○神保報道広報課長 今のご意見はシステ

ム的なセキュリティのところと運用の話だと思ふので、先行している自治体も幾つかありますので、そういった事例も踏まえながら、改善するところは改善しながら運用していきたいと思ひます。

すみません、私、1点言い忘れましたけれども、位置情報を送るときに、位置情報をそのまま送っているのかというのを必ず確認するようにします。そのユーザーが、いや送らない、自分で例えばここですと選んで送ったりですか、位置情報はつけないで送るといったこともできますので、あくまでも本人様の確認を取った上で送ってもらおうというようなシステムになっておりますので、その辺りも含めて、運用も含めて検討してまいります。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点いかがでしょうか。

○いはいくら委員 先ほど課長のほうからお話があつて、記録だと思ふのですけれども、LINE社は使わないということ、これは55 ページの総務省ガイドラインにも出ています形であるのですけれども、これはこれでよろしいんですよ。

ただし、一番下のただし書き、身体人命に危険が及ぶ可能性が高い相談事業等についてはということ、これは排除されないという形で出ているのですけれども、ただし書きが出ているということは、こういう事例がある場合にはLINE社を使う、そういうことではないのですか。

○神保報道広報課長 ただし書きなので、当然外部の事業者が持っているところを使いなさいという上で、こういう緊急性の高いものがあるときにはLINEのところを使つていいですよというような記載だと思ふので、ですけれども、今のところここまで広げる考えは私どもにはないので、もしこの辺り

が必要であれば、改めてまたこの審議会のほうで審議させていただきたいなというふうには思います。

〇いいくら委員 ぜひそれは当然にお願いしたいということで。

では、課長からすると、このことというのは本当に例外中の例外。私もなんかからすると、議員をさせていただいていうと、いじめとか虐待とか災害等というのには常に考えていかなくちやいけない話だと思うのですけれども、これはあまり想定されていないということでもよろしいのですか。

〇神保報道広報課長 現時点では、当初のスタート時にいじめ、虐待を入れるという想定は私どもの中ではありません。ただ、これまでの委員会等の中でも、特にいじめ、虐待に関してL I N Eが有効なのではないかというご意見も頂いていますので、ほかの自治体を見ながら、もし必要であればまた改めてかけさせていただきます。

もう1点、すみません、追加ですけれども、チャットボットの機能を今回入れさせていただけのですけれども、実はその機能の延長で、保育園に入るときの指数計算、何点だとして入れるという指数計算があるのですけれども、そのシミュレーションができるという機能も実は世の中には既にあります。それも実は今視野に検討しております。そういったもの、新しい機能が追加されるときに個人情報を使うときにはもちろん審議会に諮問させていただきますし、個人情報に当たらないということであれば、この範疇の中で整理させていただきますというふうふうに思っています。

〇いいくら委員 分かりました。ぜひ丁寧な取扱いということで、情報は当然にこの審議会のほうにもしつかりと出していきたい。最後ですけれども、業務委託先ですが、こ

のガイドラインにも出ているのですけれども、先ほどのご説明では委託先にお任せするというところで、これまで出ていない話になるわけですから、今後当然に、プロボ等の話が出たのですけれども、その場合にはまたこの審議会のウェブサイトを通してやる、そういうことでもよろしいのですか。

〇神保報道広報課長 先ほど申し上げましたISMAPというものがあって、国が認めているものなのですけれども、今一般に言われているクラウドサーバーと言われているもの大手の会社に関しては、基本的にはISMAPの認証を受けています。ですので、逆に言うと、受けていない小さい事業者ももちろんいるので、そういったものの契約は想定しておりますので、あくまでそういった認証を受けた事業者と契約を結ぶというふうに考えています。

〇いいくら委員 お伺いしたいのは、個人情報保護審議会の現審議会では企業名が出ていないということで、企業名が出た場合にはこの審議会のほうで報告はされるのですか、そういう質問です。

〇神保報道広報課長 後ほど事務局とも相談いたしますけれども、その必要があれば。次は10月と聞いておりますので、10月には多分契約できているかできていないか、これからの進捗次第ですけれども、必要があればもちろんそこは事務局と相談させていただきます。

〇山根区政情報課長 事務局からでございます。今、委員がおっしゃられていた、これからの入札の案件後に企業が決まったときのご報告というのは審議会のほうにすることはございません。しかし、今の要件を満たした形で仕様を作って契約を結ぶ、そういう前提でございますので、そこについての報告というのは各事業ごとで求めていることで

はないので、ご了解いただければと思います。
○いいくら委員 委員長にもちよつとお願
いしたいと思うのですけれども、先ほど企業
名が出ていないということで、報告の義務は
ないというようなお話だったと思うのです
けれども、それは決めるのはやはり私たち審
議会のほうで決めなくちゃいけない部分も
あると思うのです。どの企業になるか分か
らないのですけれども。その点に関しては、采
配というのはどのような形で、どういう企業
だったらいいいのか、どういう企業だったら悪
いのかというのは、そこら辺のところは会長
はどのような認識になっているのですか。

○山根区政情報課長 事務局から再度申し
訳ございませぬ。審議会の機能としまして、
企業との契約、実施機関というか、区のほう
や教育委員会と契約する内容のところにつ
いてまでを審議会のところにご報告してご
確認いただくとか、意見をもらうということ
は審議会の機能として条例等で定めている
ところではございませぬので、その部分に
ついては区の実施機関側のほうでしつかり
と皆さん方からのご意見を頂いたものでご
契約を調べていくというような形で責任の
分配をしたいというふうに考えております。
責任としては、実施機関側で責任を持って実
施していくということを考えております
で、よろしく願います。
○いいくら委員 そういう形でよろしいん
ですか。
○川合会長 通常そのようになるかと思
います。

その他の点いかがですか。

○にたない委員 前提をお伺いしたので
すけれども、今回LINEを使つてというこ
となのですが、先ほど説明の中に、自治体向
けの公式アカウントを使用して運用してい
くという説明があつたと思うのですけれど

も、利用規約としては自治体向けの利用規約
を個別で結んだりとか、例えば足立区とLI
NEで結んだりという、そういったところま
で向こうは対応しているのかということ
をお伺いしたいのですけれども。

○神保報道広報課長 今使つているLINE
Eの話だと思つたのですけれども、もちろ
自治体とLINE社の中で、私どもから使用の
申込みをする形にはなるのですけれども、も
ちろん規定はあります。その中でお互い合意
の上に利用しているというのが今の状態
です。その機能に関しては、先ほど言ったプ
ッシュ機能といつて区から情報を投げるとい
う機能と、ボタンを押すリッチメニューとい
う機能しかないのです、この2つを今は使つ
ているということです。

○にたない委員 この利用規約に対して、例
えばLINE側として多分営業部隊か何か
分らないですけれども、自治体向けの公式
アカウントをどうぞというスタンスでや
つているということは、つまり言えば、そこ
に対して何が困つているのかという情報を
与えれば、それこそ自治体向けのアカウントを
提供しているというスタンスの延長線上に
各自自治体と利用規約に関して相談を受け
付けたりとかということも多分こちらから
要望すれば少しは可能性はあるのかなと思
うんです。そこで例えば利用規約でしつ
かりとしたものを個別で結ぶことができれば、
LINEを使用した上での例えば相談業務
とかにつなげていけるとは思つたのです
けれども。

例えば今、普通の企業さん、要は公式の
バッジを付与するということですよ、LINE
側としてしつかりと認証している公式
のアカウントですよということの中でバッジ
を認証しているということを利用して
いるという話だと思つたのですけれども、ぜひと

もその際にはLINE側に対しても利用規約をしっかりと個別で結ぶことが可能になるように柔軟に対応してもらいたい。また、必要箇所での要望活動というのは必要になってくるとは思うのです。そこについて何か活動されていたりとか、今回使うとなつたとき、数年前に使うとなつたときに、利用規約をしっかりと個別で結べるようにしてもらいたい。んだみたいな話とか、要望活動を何か取り組まれていたりとかはするのですか。

○神保報道広報課長 ちよつと私が整理できていないのかもしれないけれども、当初、今使っているLINEを使い始めるときには、LINE社から提供されるグッズとリッチメニユーの契約というかが規約があつて、それにお互い同意したという行為は既にしていきます。今回それを上回る機能を導入したいというご審議なので、それに関してはLINE社とはなく、今度違う事業者と契約を結ぶということになりますので、今度その中身の同意という意味では、LINE社ではなくて、今度新しく結ぶであろう事業者と結ぶことになりそうです。その結ぶための行為に入る前に今回個人情報保護審議会にかけ、そういうシステムを導入していいですかというのを今回ご審議していただいていますので、この先に契約行為を果たせれば、もちろん確認はいたします。

○にたない委員 今言われたように、要はフロントで登録します、友達確認します、登録画面で通知が来てメッセージが来ますと。そこでリンクをつなげて外部委託先に今回はやるから——外部というか、画像を伝えるというところで、リンクで、要はあくまでそのトーク画面で何かするのではなくて、一歩先にやったところでやるから今回は大丈夫という話じゃないですか。

ではなくて、本来であればこの画面でやったほうが利便性は高いし、ほかのところにもつなげられる可能性もあるので、できればなから諦めずに、これは要望ですけれども、何か機会があるごとにLINE側に。利用規約があればそうやって区民の方にも利便性の高いものが提供できるのに、今はリンクを踏んでその先で作業するということが必要になってしまっているのです、ぜひとも機会があればLINE側のほうに個別で利用規約をしっかりと結んで、なおかつ安全性が確認できるような取組をしていきたいということではぜひとも、何かコンタクトがあつたら、機会があつた際にですけれども。これだけを個別で皆さんがやる必要はないと思うのですけれども、ただ、せつかく公式LINEを運用している側ですから、そういったものは機会があれば伝えていただければと思うのですが、そこについてはいかがですか。

○神保報道広報課長 これまでいろいろな検討の中でLINEの本社の公共システム部門みたいところがあつて、そういった方々と意見交換もしたことがありますので、機会があれば、そういったご意見もあるよということはお伝えしたいと思います。

○にたない委員 さらに確認なのですけれども、53ページ、確認後に「送信」を押すという画面があると思うのです。あと、ほかにも③の「カメラを起動」とかというところ。政府のガイドラインによると、例えばカメラボタンをグレーアウトまたは非表示にするとかという施策が求められていますけれども、そこについてはこのスクリーンショットだと確認できなかったのですが、そこら辺も取扱いには、策はされているという認識でよろしかったですか。

○神保報道広報課長 政府のガイドライン

がちよつと分かりづらいのですけれども、私どもの認識としては、LINEというのは通常、個人で使うときには最初から文字を入れる横に画像のボタンが出てくるのですけれども、あれを非表示、要は使えないのではなくて、最初に出てこないようにしないということをお政府は言っているようです。先行している自治体を見ますと、やはりそういう運用をしているので、今回もし私どもが何らかのシステムを入れた場合には同じように、最初は出てこない、非表示にしような、ガイドラインに沿った対応ということと考えています。

○にたない委員 さらにそれとちよつと関連するようなところで、例えばトーク画面が残るわけで、そこに誤って例えば、こういう場所が、ちよつと道路が傷んでいるよとか、こういう通報機能でプライバシー性をかなり強く担保するという必要はないとは思いうのですけれども、例えばLINE上にクライアントが使っているユーザーさんの側からプライバシー性の高い情報であるとか相談事であるとか、そういうたものが誤って投稿されてしまうということも考えられるとは思いうのですけれども、そこに対してはどういった対応をされていますか。何か対処したいなものを考えているかというところをお伺いします。

○神保報道広報課長 あると思います。故意ではなくても自分の名前を入れちゃったとか、あるのかなと思います。1つは、保存される先が今回はLINE社ではなくて、新しく結ぶ事業者のサーバーであるということと、そのセキュリティが守られているということ。もう一つは、総務省のガイドラインの中で、LINE社自身のサーバーを、おとしですか、総務省から指摘を受けたときには、サーバーが国外にLINE自体があった

のですけれども、今は順次LINE自体のサーバーも国内に移転してきていますので、何かあった場合には国内法で裁かれるということになっておりますので、そういう点では、今度の事業者、LINEともセキュリティが一定程度確保されているというのが私どもの認識です。

○にたない委員 今回は外部の機能を使うということの審議なので、ちよつと範囲としては違ってきてしまうのですけれども、例えば写真撮るにしてもテキストで送るにしても、間違った相談事とかが逆にトーク画面のほうに載っちゃったりすると、結局のところLINE上に要は残ってしまう、プライバシー性の高い情報がサーバーのほうに一定期間保存されてしまうという状態にはなると思うので、ぜひともそういうところの注意識起も考えていただきたいということではあるのですが、今回の審議はあくまで外部委託先を使うということですので、そこは要望にとどめておいて。

なおかつ、先ほど説明の際にも度々出てきているISMAP、それを登録されているから大丈夫だ、大丈夫だということの話があったと思うのですけれども、例えば以前のLINEの個人情報漏えいの騒動という表現をしたほうがいいのかはあれですけれども、その前にも3か所で世界的な個人情報保護の認証を取れているわけじゃないですか。SOCとかSysTrustですかね、そういうところで取っていたりとかして、要は認証を取っているから大丈夫だというスタンスだとちよつと危ないのかなというところもあるので、十分にそこら辺もご留意いただいで進めていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○神保報道広報課長 私の説明が悪かったかもしれません。今ある認証制度の中で確実

に——この世界に確実はもしかしたらないのかもかもしれませんけれども、一定程度セキュリティが確保されている、または認められているものを使っていくという、ごめんなさい、そういう説明なので、今ある中でそういう安全性の高いものを選択していくという意味でご理解いただければというふうに思います。

○にたない委員 可能な範囲というのはすごく限られたものかもしれませんが、可能な範囲で、全力でその保護施策については取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。その他ご意見はありませんでしょうか。では、その他特にご意見ないということですので、本件については了承することとさせていただきますか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議ないということですので、了承することとしたと思います。

ありがとうございます。

〔諮問第466号〕録画データ流通サービスを活用した道路危険個所発見の実証実験について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

実証実験の結果により委託契約をするにとなった場合には、改めて本審議会に諮問されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。諮問第466号です。「録画データ流通サービスを活用した道路危険個所発

見の実証実験について」でございます。

それでは、所管課からご説明お願いいたします。

○伊東政策経営課長 政策経営課長、伊東でございます。本日はよろしくお願ひします。本日、足立清掃事務所長と東部道路公園維持課長、そしてICT推進課長を同席させていただきます。よろしくお願ひします。

着座にて説明させていただきます。

56 ページからの案件でございます。案件名が「録画データ流通サービスを活用した道路危険個所発見の実証実験について」でございます。

道路危険箇所の発見ということでは、今、LINEの、直前に諮問させていただきました案件と目的は同じになってくるのですけれども、今回、事業者のほうから、まだこれは実用化されていない、実証実験をやらせていただきたいという申出がございまして、その件についての諮問でございます。

内容については、車に搭載するドライブレコーダー映像を基に道路の破損箇所、また道路のちよつと危険な場所等をAIによって発見する仕組みを、提案してくる事業者が有しているところから、実証実験の協力依頼がございました。実証実験では区の公用車、予定しているのは、ペットボトルを回収する清掃の車に事業者が所有するドライブレコーダーを搭載して、道路状況を地域BWAの無線網を通じて提供するものでございます。区は事業者から道路破損箇所等の情報を受け取ることができるというような仕組みです。

事業者は、区の公用車に搭載する映像以外にも、独自に区内にあるタクシー事業者等と連携をして道路情報を収集して、より高い精度の道路破損箇所等の分析をするというふうに聞いております。

この実証実験を行うに当たって、ドライブレ

レコーダーの映像に歩道を歩く方ですとか車のナンバープレート等が当然映り込むということが考えられます。映像自体は区のサーバー等を経由せず直接事業者のサーバーに入るので、区が個人情報を直接取得するというのではないのですけれども、区の公用車にドライブレコーダーを搭載するというようなところがございますので、実証実験前に本審議会に諮問させていただくということにさせていただきました。

すみません、前置きが長くなりまして。

57 ページをお開き願います。左側の「業務委託の内容及び条件」というところに、今回の実証実験のフローを簡単に書かせていただきました。区の清掃車に事業者のドライブレコーダーを搭載いたします。そのドライブレコーダーを通じて撮影した映像については自動的に事業者のサーバーに直接入りまます。事業者はAIを活用して、入手した映像から道路破損箇所等を発見する。道路破損箇所等があった場合には事業者からその旨区のほうに連絡が入り、区はその事業者がその道路破損箇所等を見つけるサイトに直接アクセスをして、道路破損箇所等の映像を確認する。その映像には事業者のほうで顔やナンバープレートにマスキをした状態で閲覧するという形にさせていただきまますので、区が直接個人情報に触れるということはありません。

個人情報保護の保護措置を右側に書かせていただいています。まずは区と事業者の間で事業の実施協定を結びます。実施協定の中に、通常の委託契約と同様に、個人情報の保護について取り扱うというところの条文を盛り込ませていただきたいと思います。実証実験は年度内ということを予定しておりますが、実証実験が終了した後については、ドライブレコーダーを通じて入手した

映像については破棄していただく。破棄完了後、完了報告書を別紙1のとおりのもので頂くということにさせていただきたいと思っております。

ドライブレコーダーを通じて道路の映像が格納されるサーバーについては、アマゾンクラウドサービス(AWS)が提供するプライベートクラウドに入るといった形になっております。そのサーバーの中には実証実験を行う事業者と足立区以外がアクセスできないという形になります。また、そのプライベートクラウドの中ですけれども、サブドボックス型セキュリティという、別紙2につけていただきましたような、一旦サーバーの中に領域をつくって、その中で入ってきた映像に例えばウイルスがないかどうかというのを確認するという形になっています。その領域の中で仮にウイルス等があったとしても、その領域の外には出ないという仕組みになっておりますので、より高いセキュリティが守られているという形になります。

また、サービスの利用に当たりましては、AWSのユーザー認証サービスを使って、二要素認証等を経てサービスを利用することになりますので、他者の方が容易に本事業のサービスを利用できないという仕組みになっております。

また、データ通信に当たりましては、TLS暗号設定ガイドラインに準拠した暗号化通信を行うほか、この実証実験事業を行う事業者はミックスウェアという事業者ですけれども、個人情報を取り扱うISO27001等を取得しているというような状況でございます。区としては、このような高いセキュリティが守られている状態で実証実験を行うということで、この実証実験には協力していきたいというふうに考えております。

簡単でございますが、私からの説明は以上

でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。

○堀委員 公募委員の堀でございます。

ちよつと私、恐怖を感じる案件でありました。この実証実験はすごく重要だと思っていて、必要があればやったらいいと思うのですが、けれども、際限なく企業から持ち込まれる依頼は今後増えていくだろうという中で、情報管理上、必要性とか妥当性がない情報を集めないのが一番の安全管理だと思うのですが、あえて取っていくということをどの範囲で許容していくのかということを区のほうでご検討いただきたいなと感じた件です。

なぜかというところ、タクシー業者が既に協力していて、得られる情報以上のものがどのよう今回追加されるのか。例えばこういったものが、足立区民という意味ではないですけれども、住民が得る利益、あるいは、たまたまですけれども、データが上がってきてしまっていて、ただ協力しているだけではありますが、そのデータを見て所管の担当課の方の業務が増えたりしないのかなと思うのですが、そういった懸念はないでしょうか。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。確かに当然不必要にデータを集めるということには避けなければならぬというふうに思います。今回はまだ実証実験段階ということで、本格実施、事業者としては来年度から予定をしているのですけれども、その間については、より精度を高めるために少し多くの情報を集めたいということで、区の方のほうにも搭載してほしいというお願いがございます。本格実施になった場合は、恐らく区の車に積むということではなくて、事業者が独自に集めてきた情報のみでこの事

業を行っていくことになると思います。

最後の、事業によって所管の事務が増えるかどうかというところですけれども、道路危険箇所、破損箇所等が見つかれば所管の業務というのは当然増えていくと思いますが、どれくらいその精度で破損箇所等が発見されるかも含めて見極めなければならぬというふうには思っています。まだ精度等も含めて実験をしてみないと分からない部分もございますので、実験自体は協力していきたいというところで始めたいと思っております。○ぬかが委員 今のに関連して、非常に素朴な疑問なんですけれども、どのくらい発生するか分からない、取りあえず実証実験に協力をしていくんだということでは今回答されたわけけれども、冒頭の説明のときには、委託を視野に入れて、その後に委託をしていくということを前提にご説明されていたと思うんです。その辺についてはちよつと矛盾しているんじゃないかと。

○伊東政策経営課長 ありがとうございます。委託化というところも、当然実証実験をやっていくので、有効であれば、有効性だなという——その有効性の基準はどこにするかというのはありますけれども、有効性などという何らかの基準で判断ができれば委託をするかもしれません、現時点では全く白紙です。委託するかどうかは決めていません。ですので、この実証実験の結果を見て、どうするかというのはまた別途考えて、来年度当初すぐ行うかどうかも全く決めていないのが現状でございます。

○ぬかが委員 さっきの案件ともちよつと私は近い危惧を覚えていて、例えば現状で言うと道路の本当に危険な破損箇所というのは毎日、足立区は山の中ではないので、区民が生活していて、連絡も通報もするわけですよ。そうすると、そことの関係性精査とか業

務量の関係でも、これを導入することがブラスなのかどうなのかということ、また、庁内の中で職員の数が23区でも割合で一番少ない中でそういう対応が十分できる体制があるのか、そういうことも含めて考えていかないと、個人情報保護審議会にかける案件としては通ったけれども、事務は崩壊したなんているのでは話にならないというふうに思っているんですよ。その辺はどうお考えですか。

○伊東政策経営課長 先ほどの案件と同じで、運用の問題なのかというふうにも思います。当然「区民の声」でも現状、この道路が壊れているよというような情報は頂いているところですが、もちろんその情報量と今回始める、さっきのLINEのところも含めて、全て同じような目的でやっていて、どこが有効かというのはあると思いますので、情報量がどれだけ来るかというのは引き続き見極めながら、特に有効なものに絞って行っていくのかなという形にはなるかと思えます。その体制については、この実証実験を行ってどれくらいの情報量が来るのかというのもまた見ながらしつかり考えていきたいと思えます。

○ぬかが委員 じゃあ、最後。そういうことだとすれば、今回諮問そのものがそうですけれども、実証実験に限っての諮問ですよ。

○伊東政策経営課長 そうです。

○ぬかが委員 つまり、冒頭に言われたような、本格実施というような委託をしていくことを視野に、それを前提として諮問をしたというようなことだと違ってきちやうと思うので、そこは明確にしていたきたいと。よろしく願います。

○伊東政策経営課長 委員のおっしゃるとおりでございます。そこは前提ではございません。

○いはいくら委員 私のほうからは、59ペー

ジに破棄完了報告書というのがついているのですけれども、いつぞやかニュースであった、個人情報、破棄されていたものがされていなかったというようなことがあって大騒動になったというのがマスコミ等々であったのですけれども、これは書類上の話ですが、今後は例えば破棄する場合には、先ほど職員の数の話が出ているのですけれども、これはその都度その都度現場に区の職員が行って破棄したことを確認するという体制というのがここに全然出ていないのですけれども、その辺のところはどうなのですか。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。現場に行って破棄することを目の前で見て、その上でこの報告書をもろうというところまでは、ごめんなさい、そういう想定ではございません。破棄完了報告書を頂いて、完了したというふうに一旦みなそうとは思いますが。ただ、実証実験、実際には3月の末でこれを頂くことになりましたので、場合によっては、その時点では、実際に入っているデータがどこにあって、破棄するという状況が必要によって見ることはあるかもしれませんが、一旦この報告書で頂くというふうに思っています。

○いはいくら委員 今の話だと性善説でお話しされているような気がしないでもないのですけれども、やはりマスコミ等々で2〜3年前ですかね、そういう情報が破棄されていなかったということというのを区は当然に認識されているはずだと思うのです。それに對する予防というか対策はどのような。破棄完了報告書だけでよろしいんでしょうか。

○高橋ICT戦略推進担当課長 ICTの観点からお答えさせていただきますと、今回実施いただく上で、PCとか端末を介さずに、基本的にはサーバー間でのデータのアップロードになりますので、そういった意味です

と、今回アプゾンのクラウドサーバーを使うので、そこに対する権限は我々も頂けるような認識です。ですので、そこを外から監視して、ちゃんと破壊できているねという状態を監視できるかなと思いますので、向こうが言ったことを性善説でのむのではなくて、こちら側としてもそれを確認する手はずは整えられるかなと思います。そこに関しては、実際に実証実験をやるとなったときには取り交わしをさせていただければと思います。〇いいから委員 要望ですけれども、ここに破壊完了報告書とあるわけですから、当然に実際、どういう形か分からないのですけれども、破壊されていることを区は確認してもらわないと困りますよね。これは要望でございます。よろしくお願いします。

〇伊東政策経営課長 すみません、言葉足らずで。そこは当然アクセスして見られないということ等の確認はさせていただきます。ただ、破壊する瞬間に現場にいるかどうかというのとは別だという意味で申し上げました。申し訳ありません。

〇にたない委員 今回、ドライブレコーダーの映像を提供して、AIによってそこから検出するということだと思うのですけれども、先ほどもいろいろ審議がありましたけれども、AIを使って検知できれば、それは清掃車だけではなくてほかの車にも通用できるわけで、行く行くは将来的に目指しているところというのは、あくまで実証実験なのではありますが、実証実験が目指しているところは、人員が少なくとも回るようにする、例えば発見するために今車を走らせていたりとかするわけで、そういうものが少なくともあるというところを目指しているのかなとは思いますが、そこについてはどういった目標なのかというのは、どういうことなのか。そこら辺、もし実証実験の会社

はどういったところを目指しているのかというのを教えてもらってもいいですか。

〇伊東政策経営課長 この実証実験の事業者が目指すところというのは、道路の壊れているところを見つめるというのはもちろんなのですけれども、道路の危険箇所も見つめるということのほうが、どちらかというところでは、重きがあるようなのです。例えばそれは急ブレーキをよく踏まれている場所とかというところを、タクシーの情報からはそういうところを得るという話なんです。

ですので、行政のほうの例えばそういったところの負担を減らす——もちろん山間部とか遠いところのものであれば、なかなか市の職員だけでは行けないということでも聞いていくということもあるみたいですので、足立区に関しては、当然足立区といつても多少広い部分がございますので、少しでも職員の方の見回りの頻度等を減らせることにつながるればいいなということはおっしゃっていただいています。ただ、実際にどこまでそこが減らせるかというのはまた別問題だなというふうに思っているのですが、実証実験の中でどれくらいその情報が得られるかというのも、その辺りで見極めていきたいと思えます。

〇にたない委員 新しいことをするといういろいろハールドルはあるとは思うのですけれども、せひとも前向きに。これからどんどんDXを活用して、人間が発見できなかったところまでをもしかしたら今の説明だと目指しているのかなと思うと、いずれは区民の生活の安全、交通の安全に資するものなのかなと思いますので、せひとも頑張っていたいただきたいなというところではあるのですけれども。

1点すごく気になっていたのですけれども、今回何で清掃車なのでしょうか。要は、清掃車というのは基本、ルートで回るもので、

そうなると、期間としては1回ドライブレコーダーを提出すればもう終わっちゃうようなものなのかなどというところになってしまうので、不規則にいろいろなところを行く車のほうが本来だったら合理的なのかなと思うのですけれども、何で清掃車なのかなというのは、そこは辺はあったのですか。ごめんなさい、素朴な質問です。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。確かにフリーの車のほうがあちこちにとというのはあるのですけれども、定期的以外に出るところでいうと、清掃車の頻度は確実に外に出るので。一般の車もそこそこ出るのですが、確実に外に出て何周かしてもらえるというところで、じゃあ清掃車にしましょうという流れで今回清掃車にさせていたいただいたという流れでございます。

○松井委員 すみません、1点だけ補足させていただけますと、今お話がありました、決まったルートでデータを取るというのが、もともととはデータの学習に必要なデータになりますので、ご説明いただいた内容が、どちらかといいますと今後の基礎データになるというような見解になると思いますので、審議を長くしたいわけではないのですけれども、補足としまして、まばらにデータを取るといふよりは、1か所でデータを蓄積していつて、それを学習させて、そこにひび割れがあるかないかを判定するようなシステムを構築しますと、それをほかの足立区のエリアでも展開可能になるというような形になるシステムになっているのではないかなというところで、補足だけさせていただきます。すみません、横から。申し訳ございません。○にたない委員 ルートだからその価値があるということなんです。分かりました。ありがとうございます。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○粉川副会長 そもそも論の確認なのですけれども、現在、区の公用車にドライブレコーダーを搭載しているものはあるのでしょうかという話と、搭載しているものがある場合、公用車にドライブレコーダーを積むドライブイン等はあるのでしょうか。他の自治体等ではそういうものがあるようなのですけれども、いかがですか。

○伊東政策経営課長 ドライブレコーダーは積んでいます。ドライブインは所属ごとにつくっているというこのようです。

○粉川副会長 分かりました。他の自治体等だと、公用車にドライブレコーダーを積む場合、ドライブイン等をつくっているケースがあるようです。足立区の場合、監視カメラのドライブインがありますけれども、あれは車は対象外になっていたと思うのです。所管ごとにそういう対応をされているのかもしれない。それが生じないのかどうかに関してはちよつと気になる場所だったので、確認させていただきました。これが1点です。

もう1点は、こちらに関しては区の清掃車に今回積まれるということで、区の清掃車はルートが決まっているわけなので大丈夫だといえれば大丈夫なのですけれども、一方で、見方を変えると、区の公用車が走行しているルートとか、どこをどこをどれくらいスピードで走っているとかという全ての情報を民間事業者に渡すということにもなる話だと思っております。それは足立区民の個人情報ではないのですけれども、足立区セキュリティのイメージとして、公用車の走行ルートとか走行情報を民間事業者に渡すということに関してはどのような見解をお持ちなのかということだけ確認させていただきます。

○山本足立清掃事務所長 清掃事務所長です。公用車にも様々ありますが、ペットボト

ルの収集車についてはさほど機密な情報ではないと考えております。

○粉川副会長 分かりました。ただ、今回の場合、映像はこういう形で破棄完了するという話なのですけれども、話がもし広がってくるといふことになる、私はやはり公用車の走行情報みたいなものを区として民間に渡していいのかどうかというのはきちん議論したほうがいい内容かなと思いますので、その辺りの視点は考えていただいた上で今回の実証事業に取り組んでいただいたほうがいいのではないかなと思いましたが、申し上げます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○鈴木委員 鈴木と申します。57 ページの左側の「業務委託の内容及び条件」の5番目に「マスキした状態での閲覧」という表現があるのですけれども、これは事業者側がやることですよ。どのような手段なのかだけ教えてください。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。マスキというのは、モザイクとか顔が見えなくなるとか、そういう薄ぼかしみたいな形のものを入れるということで行っています。映像に直接そういう加工を加えるというふうに聞いているところです。

○鈴木委員 では、人的な作業ではなさそうだといいことでしょうか。

○伊東政策経営課長 自動にかかるのか、人的に加えていくのか——最終的には事業者のほうでマスキがかかっているかどうかというのには人的に確認しますけれども、恐らく欠けていけば人的に最後モザイクを加えてセットアップして、区のほうに見られる状態になりましたというお知らせを頂くという流れになっております。

○川合会長 その他いかがでしょうか。では、その他ご意見ないということのようですが、重要な指摘もあったかと思えます。それらを踏まえまして、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議ないということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第467号】区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の62 ページになります。諮問第467号「区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について」でございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○秋元学校ICT推進担当課長 学校ICT推進担当課長の秋元でございます。

環境整備担当の産賀になります。同じく環境整備担当、森です。

統括指導主事の西野になります。

どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

諮問の第467号になります。案件につきましては、「区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について」ということです。

事業の概要でございますが、現在使用しております学校メール配信システム、学校と保

護者との連絡ツールでございますが、こちらのサービスが終了することに伴いまして、新たにツールを導入する必要が生じました。つきましては、保護者の方の利便性の向上でありますとか、あと教員の負担軽減を目的にさせていただきますと、新たに「C4th Home & School」というものの導入を予定して検討しているところでございます。

新しいアプリの特徴といたしますか、付加機能につきましては、まず現在はテキストメール、本文しか送れないのですけれども、それに添付するものとして、PDFのファイルでありますとか写真のデータなどを添付することができるようになります。

また、先ほど利便性の向上と負担の軽減というお話をさせていただきましたが、欠席の連絡を保護者の方からこのツールを使うことによりオンラインですることができるようになります。そうしますと、朝の学校の忙しい時間帯に電話連絡とか、保護者の方の朝の忙しい時間帯に電話することなく、オンラインで欠席の連絡ができるようになります。

また、今現在、校務支援システムというものを学校で使っているのですけれども、こちらの出欠席の情報に、これは来年9月の予定になりますけれども、このまま導入ができるということであれば、そちらのほうと連携させて、保護者の方から頂いた欠席の連絡をそのまま今現在使っている学校の欠席情報のほうに反映できるようにしたいと思っております。

今回お話しさせていただきたいのは、この導入に伴います業務の委託のことと、先ほどお話ししました校務支援システムとの連携ということ、区の機関以外のものとの外部部結合という2点をお話しさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

ページめぐっていたきまして、63ページになります。まず業務の委託のほうになります。内容につきましては先ほどお話しさせていただきましたので、今回は個人情報項目、右側になります。この業務委託によって扱う個人情報の項目、いろいろ書いてありますけれども、基本的には児童・生徒の氏名とか学年、クラス等の情報、あと利用していた保護者の方のご氏名とかメールアドレス等、あとPDFファイルを添付することができて学校からお知らせできますので、場合によっては学校だよりでありますとか学年だよりをこの配信メールによって送ることができまので、そこに載ってくるであろう子供たちの写真でありますとか、あと地域の方の、開かれた学校づくり協議会の方の名前等が必要に応じて出てくるものがあると思えます。

また、個人情報の保護措置等につきましては、通信の暗号化はもとより、ログインにつきましてはIDとパスワードによって不正利用を防止していきたいと思っております。パスワードにつきましては年に1回の変更をルール化させていただきました。後ほどありますガイドラインによりまして学校にお願いするものとか、あと保護者につきましても年に1回の変更をお願いしていきたいと思っております。

64ページ以降、まず64ページの左側、5番になりますけれども、今回のこの配信メールにつきましては、学校の中のパソコンだけではなくて、台風等の災害時に管理職が出勤できないときに保護者の方に休校の情報を届けられますように、管理職または管理職が指定する1名の職員が私物のスマホ等を通じてそういった情報連絡が保護者の方に届けるようにしたいと思っております。これにつきましては学校向けのガイドライン

等で決まりをきちんとくりまして、それを遵守するようにしていきたいと思っております。

6番以下、7番以降は受託事業者とのデータ管理の契約上の条項になっております。おめくりいただきまして、65ページが区の機関以外のものとの外部結合のお話になります。先ほどお話ししました欠席情報の校務支援システムへの自動反映ということのために、庁内の校務系のネットワークと、あとクラウド上に「Home & School」というものがありますので、そことの連携が必要になりますので、この結合に関する諮問になります。

雑駁ですが、私からの説明は以上になります。どうぞよろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問ありましたらお願いいたします。

○堀委員 とても役立つIT化だと思います。

1点質問なのですが、適正に運用されるために、双方向性が高いものであるので、保護者の方などを対象にした、このシステムをみんながよく運用するためのご案内などは計画されていますでしょうか。

と申しますのは、職員とか関わる企業に關してはいろいろ規制とか訓練とかがありますけれども、その辺りご計画がありましたら教えてください。

○秋元学校ICT推進担当課長 ガイドラインを保護者の方にこのシステム導入につきましてはお渡ししたいものと、あと学校から保護者会等を通じて保護者の方にお話をしたいと思っています。

○堀委員 では、対面などでの説明もあるということですね。今までいろいろな経験上、PDFとか文書を配っただけではなかなか

うまく運用されず、そのレベルでも大丈夫なことが多いですが、情報管理関係は、区がそういうった働きかけをすることで、個人情報とか体調に関する情報というのは大事なんだとか、区民の方の協力とか意識も上がることをすごく期待しているので、質問しました。補足ですが、ご検討されていると思いますけれども、文字がいっぱい並んだ文書は日本人でも理解するのが難しく、日本語だけでは分からない方も昨今増えておりますので、多言語対応などもぜひご検討ください。

○秋元学校ICT推進担当課長 どうもありがとうございます。入学説明会とか保護者会等の場を通じましてご説明するように働きかけていきたいと思っております。

○ぬかが委員 今のことも関連しているのですけれども、私ちよつと驚いたことがあって、保育園の園長先生に話を聞いたときに、スマホで連絡通知をやっていたら大体できると思っていたら、保育園に通う子供の保護者で意外にもスマホを持っていない人も結構いるんですよ。若い世代だから持っているかなと思ったら、持っていないという方がいるんですよ。保育園でそうだと、当然学校も同等と。

それから、今ちよつとお話があった、外国人の方が足立区は23区でも何番目かに多い区ですよ。日本語教室をやったり、外国人の方は苦勞しているのですけれども、その辺の、つまり双方向型になっていくことや、特に、とりわけ課題だった欠席の連絡、これについては非常にいいと思っているのですけれども、その辺の課題なんかは、いわゆるこういう情報提供をすることによる公平性の担保というんですかね、その辺はどうお考えなのか。

○秋元学校ICT推進担当課長 ありがとうございます。そういう意味では、まずオ

オンラインによる欠席連絡のみとするわけではありませんので、状況に応じて当然電話もごさいますし、それはご家庭の事情によつてだと思えます。今回の「C4th Home & School」につきましては、スマホでなくとも今までの携帯、いわゆるガラケーというものでも見ることはできますので、それは情報発信、受け手のほうとしては今までの端末でも見られることは見られるようになっていきます。

また、欠席連絡等の操作の説明につきましては、動画等を撮影させていただいて、見て分かるような案内をしたいと今考えています。

○ぬかが委員 それから、先ほどパスワードを年に一度変更をルール化するということがだったので、そこで解消するのかなと思つたのですけれども、お子さんと保護者というのは毎年毎年変わつていくと。中学校は3分の1入れ替わるし、小学校も6分の1入れ替わると。その辺の対応というんですかね、その辺がどうかということと、とりわけ校務支援システムは結構独立していて、セキュリティ的にも強固ですよ。つまり、今子どもたち全員に渡されているタブレットとは全く異なつて、一番重い、機微な情報を全て校務支援システムの中で導入していますよね。そこも全てクラウド上で連携して、そこもクラウド上からやり取りができるようになるわけですよ。ちよつと私はまだ理解できないので、その辺のセキュリティがどうかなのかというのは、もう少しご説明をお願いしたいのですが。

○秋元学校ICT推進担当課長 まず、新しく入ってくる方の対応等につきましては、当然、今、委員がおっしゃったように、新1年生、また中学につきましては新1年生とありますけれども、学校に入学することが分かつた時点で、そのお子さんたちのデータを学校

のほうで集めまして、それを「C4th Home & School」のほうに入れたいと思つています。また、セキュリティの関係ですけれども、基本的には「C4th Home & School」に入れたいだいた欠席の連絡情報を校務支援システムのほうに落とすというか、上げる。片内のネットワークから上げるといふよりは、クラウド、「Home & School」のデータを校務ネットワークのほうの、C4th のほうに落とすようなイメージで考えていますので、校務支援システムにあるデータが出ていくようなことはないと考えています。

○ぬかが委員 さつき、入学・卒業で、入学は新しいお子さんたちの情報を集めるという。

○秋元学校ICT推進担当課長 すみません、中学生は6年生のデータがありますので、それはそのままいきたいと思つています。行く学校によつて伝えたいと思えますけれども、新1年生につきましては、学校のほうで新しく入ってくる子どもたちのデータを集めないと新しく登録できないものですから、そういったデータを、入学予定者の名前等を集めるという意味です。

○ぬかが委員 それは、個人情報保護条例で言う委託の分野というのと、情報の収集という項目がありますよね。そこは既に通つているんですか。つまり、個人情報保護条例では各条文に該当しての諮問かけですよ。それがどうなのかというのと、それから、入学時でもそうだったんだけれども、卒業時にどうなっちゃうのというのが素朴な疑問だったのですけれども。

○秋元学校ICT推進担当課長 入学時につきましては、既に学校のほうで入学者の情報というものは学務課等で持っていますので、現在の学校の校務支援システム等のデータの基としているものがあるので、それを使

うということと、あと卒業時につきましては、毎年4月末で卒業者のデータを全部削除する予定であります。

○川合会長 その他いかがでしょうか。特にその他ご意見等ないということでしたら、本件については了承するという事でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することしたいと思います。ありがとうございます。

〔諮問第468号〕子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移ります。資料の79ページになります。諮問第468号「子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について」でございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○中村福祉部長 福祉部長の中村と申します。私から出席職員の紹介をいたします。

向かって右側が親子支援課児童給付係の黒澤係長です。

○黒澤児童給付係長 よろしくお願いたします。

○中村福祉部長 向かって左ですが、同係の井上でございます。

○井上児童給付係 よろしくお願いたします。

○中村福祉部長 よろしくお願いたします。

では、着座にてご説明させていただきます。資料の79ページでございます。案件が「子ども医療費助成事業の高校生等への拡大に

ついて」でございます。

事業概要を記載させていただいておりましたが、これまでも足立区におきましては中学校修了時までの子供の医療費については助成をしておりました。これに關しましては、毎年10月1日の医療証の更新の際に封入封緘業務を委託しておりまして、諮問番号第178号で平成25年3月28日了承を頂いているところでございます。

このたび東京都のほうから、この事業について高校生の世代まで拡大するという事で、都内の各区市町村への補助事業を決定いたしました。それを受けまして、23区でも足並みをそろえて令和5年度より高校生までの医療費助成を実施することと、このたび諮問をさせていただきたいと考えてございます。

対象児童数でございますが、2に記載のとおり、1万7,000人を見込んでございます。今回諮問する事項でございますが、記載の5点でございます。医療証の印刷、封入封緘における業務委託、人材派遣、住基情報や課税情報などの目的外利用、電子計算組織への記録、外部結合という5点でございます。

なお、東京都の補助事業の考え方、それから事業スキームにつきましては、85ページから96ページにかけてまして別紙1、2で添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、80ページをお開きいただきましたと思います。

まず1点目の業務委託でございます。業務委託の内容については、1番、内容で記載のとおり、封筒、医療証の作成、申請書への個人情報印刷、封入封緘業務となります。

業務委託をする理由でございますけれども、印刷、封入封緘業務を専門的に行っている業者へ委託することによりまして、正確か

つ迅速に業務を行うことができ、人件費、事務ミス等のリスクを抑えることができるためでございます。

取り扱う個人情報の項目については、子の氏名ほか記載のとおりでございます。

個人情報の保護措置につきましては、1にありますが、プライバシーマーク、ISOの認証を受けることを契約の要件とさせていただき、4番でございますが、業務終了後にはデータを破壊し、個人情報削除証明、これは97ページに別紙3として添付させていただきます。また、5です。事業者及び従業者に対しましては個人情報保護に関する別紙、これは98ページ、別紙4として添付いたしておりますが、この事項を遵守するように徹底いたします。

また、区と業者とのデータの受け渡しにつきましてましては、外部結合のところでご説明させていただきます。

続きまして、81ページでございます。人材派遣です。人材派遣の内容といたしましては、申請書の審査、入力の業務、郵便物の仕分け、封入封緘に関する業務などを想定しております。

この委託を必要とする理由でございますけれども、大変事務が膨大な量となっておりますので、認定事務を円滑に進めるためでございます。

取り扱う個人情報につきましては、記載の氏名、性別ほか多数の項目となります。

個人情報の保護措置でございますけれども、記載の2でございますが、事業者及び派遣職員に対しましては、個人情報の取扱いに係る誓約書、99ページ、100ページに別紙5、6として添付しておりますが、この提出を求めます。また、3でございますが、派遣職員には個人情報に関する内容の研修を実施い

たします。また、4番、手荷物についての持ち込みは制限をし、親子支援課内の決まったスペースに保管場所を設置いたします。

続きまして、82ページでございます。目的外利用でございます。目的外利用する項目はこの4点、課税情報を含めた4点でございます。

これを必要とする理由でございますけれども、1でございます。東京都へ補助金申請をするに当たりまして、保護者の所得判定に課税情報が必要になります。また、2、3に記載のとおり、認定に当たりましては、住所要件、医療保険加入要件を確認する必要があります。ですので、これらの情報が必要となります。

続きまして、83ページです。電子計算組織に記録すること及びその記録項目でございます。まして、記録する個人情報は、氏名以下記載の12項目でございます。

必要とする理由につきましては、約1万7,000人の受給資格認定、医療証の交付などの情報管理が必要となります。これらを迅速かつ正確に実施するために電子計算組織に記録をさせていただきたいと思っております。その効果でございますけれども、電子計算機を利用することで事務量、人件費等を大幅に削減することができ、認定ミスのリスクを抑えることもできます。

また、セキュリティ対策でございますが、現行の福祉総合システムの中のサブシステムとして構築いたします。そのサーバーは情報システム課のサーバー室内に設置させていただきます。また、職員が利用する端末も福祉総合システムと同等の二要素認証カードなどのセキュリティ対策を実施する予定です。

続きまして、84ページでございます。外部結合でございます。外部結合する個人情報の

記録項目は、子の氏名ほか記載のとおりでございます。結合する区のシステムはインターネットに接続できる文書管理パソコン、結合先につきましてはインターネットを介しましてクラウドサーバーと結合することを予定しております。

この外部結合を必要とする理由でございますけれども、データ受け渡しに情報保持完全性の確保をすること、データ受け渡しの処理時間を短縮することを理由とさせていたいただきました。

効果でございますけれども、2に記載のように、クラウドサーバーを利用することでUSBメモリの手渡しによる紛失がなくなるほか、委託事業者が円滑に内容を確認できるなど、事務の効率化を実現することができま

す。また、セキュリティ対策でございますけれども、1でございます。クラウドサーバーは国内に設置すること。また、2でございます。委託事業者及び区が共有する個人情報暗号化した上でクラウドサーバー上に保存されます。このような対策を講じてまいりたいと思います。

私からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたらお願ひいたします。

○いはいくら委員 前の前の諮問でも要望させていたいただいたのですけれども、80ページにも、業務委託を必要とする理由というのは大変複雑だということで、業務委託することが効率的ということが出ているのです。と同時に、表裏が当然ありまして、リスク管理というのはしつかりやってもらわなくちゃいけない。

97 ページの個人情報削除証明書というこ

とで出ているのですけれども、2～3年前にも、前々の諮問のところでもお話ししたのですが、本来は破棄しているはずだったものが破棄されていなかったということで、これをまた使われてしまったという、新聞報道でも出たという経緯があるもので、性善説に立たないで、当然に、これだけに関しましては職員の人がいかに見て、削除していることをしつかりと見た上でお願ひしたいということ、これは要望でございますので、よろしくお願ひします。

○川合会長 ほかの点いかがでしょうか。特にその他ご意見ないということでしたら、本件については了承することよろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第469号】「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、解釈の追加が規定に則していないため、継続審議とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の102ページになります。諮問第469号「「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について」でございます。

それでは、所管課よりご説明をお願ひいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課の山根でございます。

区政情報課の岩田係長になります。

よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問番号の469号になります。

102ページをお開きいただければと存じます。こちらは「個人情報保護制度の運用の手引き」ということで、今お手元に資料が、クリアホルダーの中に入っております手引きとこの活用して区のほうでは事業を進めております。こちらの解釈に1つ追加をさせていただきます。こちらの説明させていただきます。

精神疾患を患われている区民の方が傷害事件を起こしたという事例がございました。その際、逮捕・拘留されたときに国選弁護人がついたという形がありましたが、被疑者の方が、病識がない障害を持たれている方というところで、同意を得られないという形で、個人情報の扱いについて、こういうことがあったという事例がございました。

そのときに個人情報を活用する場合、どういふような形で区のほうでできるかというのルールを手引きに記載しておりますけれども、そのときには、弁護士会がございまずので、こちらを通じて照会していただくという手順はこの審議会の中でもお認めいただいているところでございます。しかし、やはり弁護士会も膨大な照会がございまずので、手順に大分時間を要するということがございまずので、その際に、警察等捜査機関にも提供しているのと同じように提供をできないかということがございました。

こちらにつきまして、区でも様々な、弁護士の方々も含めて調査して相談した結果ですけれども、この運用の手引きの中に解釈を加えて、その中で区としての運用を進めていったらどうだろうかということになりました。区としてはこの手引きのところに加えて、逮捕・拘留された方の人権とか権利を守っていくということで取扱いをしていきたいと考えております。これに伴いまして、

国選弁護人の方からの要求につきましては、個別具体的には扱っていきまますので、それぞれの事例に応じて対応については我々と所管のほうで考えて行っていくということは進めていくつもりでございます。

1ページおめくりいただきますと、103ページにルールの変更ということで記載させていただきます。こちらの現状のところは先ほどの手引きの30ページをお開きいただければと思います。外部提供の制限というところに解釈を記載しております。その2番目のところに、本人の同意があるときには外部提供が認められるということでございます。

その下に追記としまして、読み上げさせていただきますが、「ただし、国選弁護人から、逮捕・拘留されている被疑者の権利利益を保護する目的で情報提供の求めがある場合で、当該被疑者が精神疾患、認知症その他これに類する状態にあることにより、当該被疑者が個人情報の外部提供に同意することが困難である場合は、国選弁護人の活動の趣旨に鑑み、本人同意があつたものとして取り扱う。上記の例外的に本人同意があつたものと取り扱う場合であっても、国選弁護人に情報提供する内容が、本人にとって真に有益な情報であるか、実施機関の適正な業務遂行に支障を及ぼす恐れがないかなど、慎重に検討を行い情報提供すること」という形の解釈を加えていただくといいことについてご意見を頂きたいということですので諮問させていただきます。

私から概要についてご説明させていただきます。審議のほどよろしく願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○水町委員 私はあまり刑事弁護はやったことがないので経験が少ないので、弁護士会照会もあまりやっていないので、どれくらい時間がかかるかというのとは分からないのですけれども、個人情報の世界で言いますと、同意があるときというのは、やはり同意があるときを言うと考えられますので、国選弁護士人であっても、本人が同意していないのに本人の同意があるときとみならずというのとは、ちよつと同意の解釈として難しいようにも感じています。

本日に弁護士会照会に時間がかかって、これは権利擁護に必要ということであれば、区として情報提供されるということは非常に有意義なこと、これは多分病院とかにも――通院していいんですかね。通院している場合は病院とかにも弁護士が行くとは思いますが、通院していいんですかね。通院していいんですかね、なかなか出してくれないうのですけれども、なかなか出してくれないうのですけれども、聞いておきますので、区としてやれることをやっていただけということとはすごくいいことだとは思っていますけれども、文理解釈としてなかなか「同意があるとき」というものを……。

例えば、本人が拒否している場合というのも弁護活動の中だとあり得ると思うんです。その際に、本人が拒否しているときに弁護活動としてどこまでやるかというのはまた弁護士の職務上の義務の問題なので、それはちよつと区とは関係ないと思うのですけれども、仮にご本人が、私は病気ではないので区に問い合わせるのはやめてくださいと拒否している場合で国選弁護士から依頼があるということもケースとしてなくはないと。そういった場合に本人の同意があるとみならずというのは、やっぱり明示的な拒否があるかどうか、いろいろなバリエーションがあると思う

んです。

ですので、真に提供することが必要な場合であるということであれば、19条1項1号の本人同意というよりは、4号の「人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」か、5号の「審議会が公益上特に必要があると認めるとき」のほうの解釈論としてはスタートのように思います。

ただ、4号の、生命、健康、財産の安全を守るためという根拠条項でいこうとするとちよつと問題がありまして、逮捕・拘留されている被疑者の権利利益の保護というのが、被疑者の生命、健康、財産の安全を守るという言葉かという問題があるので、多分同意で構成されたのだとは思っています。この点、法律の場合は身体が入っていたんですかね。健康じゃなくて、例えば生命、身体、財産の安全を守るためとかになっていると、いわゆる人身の自由で不当に拘束されない、逮捕されないというのが入ってくるのですけれども、健康だと、うーんというところ。生命、健康、財産で不当拘束というのが入るのかというのは、ちよつと文理解釈としては難しい部分もあるとは思っています。

1号の同意をみならずよりは、まだ4号の生命、健康のほうがいいような気がします、ちよつと4号にも難点があるので、できれば5号の「審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき」にしたほうが条例の文言との整合性というのが保てるのではないかと思います。

意見に近い形なのであれですけれども、私からは以上です。

○山根区政情報課長 ご意見ありがとうございます。我々も、条例のどの部分を活用して、基本的な情報提供という形にもなるのですが、ただ、あまりにセンシティブな状況

だったり、レアケースといえればレアケースの状況で、逮捕・拘留されて同意されていないという場合というのがどれだけあるのかというのには、正直そんなに年間でも多い件数で発生しているというものではありません。これだけの人口がいる自治体でもないとは思いますが。ただ、こういうシチュエーションが実際に出てきましたので、その場合にどういう取扱いをしていくべきかと考えております。

審議会に、確かに一回ごとに条件が違いますが、その中で詰っていくというのが本来の筋だというのはよく分かっているところではございますが、開催のスケジュール等もありますので、緊急でその案件で上げていくというのはちよつと難しいかなと思っております。なので、このようなルールのところでは慎重には扱うということで、今、先生からお話がありました。拒否されているのかということも具体的には違ってくることだと分かっているところでございます。

本人がどうしても弁護士の方と同意をしても、ご説明してもだめだというような話になつてきて、それが精神疾患とか認知症とかそういうことから来るものではなくて、本人の意思としてそういうことが考えられるという場合には、やはり同意が取れているという状況ではなく、弁護士の照会のルートで行つていくということで実施することにはなるのかとは思っております。時間がかかってもそういう手続を踏むべきなのではないかと思っております。

また、直近のところ審議会が開催される場合にはもちろん皆さん方にもお諮りして、こういう状況がございますということについてもお諮りしたいと思いますが、何分にもこういうダイミソグというのは突然に起

こつてくるものですので、あらかじめ準備をしておいたほうがよいのではないかと、この国選弁護人の方からのご意見もございましたので、このような形で上げさせていただきます。

先生からのお話の部分については、我々としても検討はさせていただいたところではございます。

○水町委員 毎回事前に審議会の意見を聞いてとやっていると、それこそ弁護士会照会のほうが早いのではないかとも思いますので、個別事例をよく検討した上でという条件付きで、審議会で類型的に条件を厳格につけた上で、こういう場合は「公益上特に必要があると認めるとき」に当たるとして、毎回の事前諮問はなしという形での情報提供はいかがなのでしょうか。

○ぬかが委員 私も今、水町委員のお話を聞いて、本当にそうだなと思つていて、この(5)の項目は一括承認基準とかということ、この審議会を確認していれば、レアケース、こういうケースについては審議会を経ないで承認しますよというものがあるじゃないですか。だから、無理やり本人同意に入れるのではなくて、(5)のところで一括承認基準で、今言った、まさに限られたこういうケースの場合は承認することを確認しておけばいいんじゃないかと思うのですけれども。

○山根区政情報課長 今、手引きの31ページにもあります、外部提供に係る一括承認基準の部分のところに記載していくというような形も我々としては検討させていただきました。こちらの承認基準を審議会にお諮りさせていたしまして、このようなシチュエーションのときには事前にもうご了解いただいたということで取り扱うということなのですけれども、ただ、状況が個別具体的

過ぎてしまっている、基準でもそうなのですけれども、ルールでもそうなのですが、個別具体的にかなり過ぎているところもあるので、今回、一回、基準としてでは少し似つかわしくないのかなということで、見送ったような形がございました。

ただ、今、ぬかが委員からお話がありましたように、類型化された基準として設けるということが適当ではないかというご意見も踏まえまして、我々としても再度検討はさせていただければと思います。ありがとうございます。

○川合会長 その他ご意見ありますでしょうか。

○上委員 上でございます。こういう措置とというのはご本人の公正な裁判を受けるために必要なことだということで、私はこれで結構だと思います。

簡単な法令上のテクニカルな話で、ひょっとして検討されているのかもしれないけれども、2点あるのですが、いわゆる法令に基づいた開示請求という形で、先ほど31ページのところにあったような形でもいいのではないかなと思います。ちなみに、行政機関向けのガイドラインでは、一応、弁護士法による請求も法令に基づくものでオナーケーとなつているので、いいと思います。

2点目が、そもそもこの事案で見ると、外部提供ではなくて、代理人による本人の開示請求ではないのかなと、これは私の意見ですけども、思うのです。そうすると、本人の開示請求というのは基本的には公開、こういうときはだめよというデフォルトが公開になつているので、そういう意味で、こういう方々の権利を守るという趣旨にも反していないのではないかなと思うのです。以下、こういったテクニカル上の話もあるとは思うので措置のほうはお任せしますが、そう

いう考え方はあるのではないかなということでした。

○岩田情報公開担当係長 情報公開担当、岩田です。ご意見ありがとうございます。

情報公開の制度もございまして、本人が情報開示請求をしてくだされば、資料を渡す。今回は弁護士なので代理人ではないかという考え方もできるのですけれども、情報公開の手続も条例で定められているのですが、本人の身分証明書が必要になってくる手続として、逮捕・勾留していると本人の身分証明書が取れないという、そういった事情もございします。ですので、今回は開示請求という手続ではなくて、外部提供というようなことで考えていくというふうに整理いたしました。

○山根区政情報課長 あともう1点、先ほどお話がありました31ページの①の外部提供のところ、法令に基づいてということ、弁護士会の照会も法令に基づいてということで行っております。あとは刑事訴訟法上の法令上での国選弁護人のスタンスとか、選ばれている経緯ということも含めて代理人という考え方、あるいは本人同意が得られているという、国選弁護人が選ばれてついで段階でということなのですが、確かに国選弁護人自体を拒否されている場合とか、いろいろなシチュエーションは確かにあるものから、同意というのが、本当にそれだけでというの、水町先生がおっしゃっているところ、非常に苦しいところというの、確かにあるかなと思います。

全員が全員同意を得られているとも思えないところがありますので、安易に解釈だけでやるうということではなくて、所管と区政情報課で2課にまたがってその内容について精査して確認した上で、これは同意を取ろうと思っても取れない状態で、国選弁護人の方がついてその方にお認めしないと難しい

状況という、本当に限定的な状況が認められたときにはご提供するというような形で考えました。

ただ、先ほど、ぬかが委員からお話がありましたように、もう一度類型化についても区のほうでも整理した上で考えて、どちらかにはしていく必要があるかなと思いますので、一応類型化のほうも我々としても確認はしたのですけれども、それよりは本人同意のほうでいいんじゃないかということとで今回は提示させていただきました。どちらかがいいというような形でもないものなので、我々としても判断に迷うところがありましたので、審議会の皆さんのご意見をじかにお聞きしたいということで、今回上げさせていただきました。

○にたない委員 確認なのですけれども、まずそもそもの経緯として、何で弁護士会による手続が必要になったのかというのは、どういうことなのか。

○山根区政情報課長 結果とすると今回のシチュエーションで言うと、弁護士会に照会していたら、それから出てきたのが2週間くらいかかっているんで、その間に逮捕・勾留されているので、逮捕・勾留期間を過ぎてしまつてから照会文書が来るような話が現実としてはあつたと聞いております。弁護士会自体でどのような形があつたのか我々も存じ上げていないのですけれども、かなり量があつたりとかということ、ある程度の時間がかかるとかというのには会によつてはあると何つておりますので、今回、所属されている弁護士の方からそのようなお話があつたものですから、情報提供とか、別の方法がないのかということでお問合せがあつたということです。

○にたない委員 それは分かるのですけれども、何でそもそも弁護士会を通じてという

ふうになったのか。

○山根区政情報課長 それは、弁護士法にそういう規定がありますので。法令でそういうふうな定めがあります。

○にたない委員 10日間とか時間がかかっているということは、単純に参照作業だけで10日間とか2週間たっているのか、それとも弁護士会のほうで何か作業があつて、違う情報を参照したりとかというのがあつたりとか、手続上何かされていることというのはあるんですかね。弁護士会のほうに依頼をかけるんですかね。弁護士会から足立区に来るだけの話で単純に10日たっているのか、それとも弁護士会のほうでもんだりとかしているのかということはどうなのか。そこだけ確認したいなど。

○山根区政情報課長 具体的には我々も、弁護士会のほうでどういうふうな手順が今回の案件について行われたかについては明確に我々も分かっているわけではございません。

○にたない委員 そこを明確にしないと、勝手に変えるのはちよつとまずくないですかというのが正直……。

○山根区政情報課長 多分状況としては会ごとでも違うと思いますし、そこは我々のほうとしてもわかりかねます。

○にたない委員 それは一度確認したほうがいいのではないかなというのが正直あるのですけれども。そこは確認が困難なんですかね。もし確認できるのであれば、ぜひ事前を確認しておくべき……。

○水町委員 弁護士会照会の会の実務を私は担当したことがないのですが、一般論で申し上げますと、弁護士会照会というのは弁護士個人が照会するわけではなくて、会として弁護士業務上必要な、妥当な照会であるというのことをきちんと精査した上で、会として照

会を正式にかけるといふ手続になりますので、そこを例えば数時間でやれと言われても、それは現実的には不可能だと思います。会としての判断が入ってきますので。そこが10日ということであれば、弁護士の感覚からすると、そんなにいかかっていいいかなと。そこは実務感覚なのであれですけども。いつばい来るわけですよ。弁護士会からしか基本的に正式照会を出せないということなので。多数来ますので、会としてという、決裁とかもありますから、それを1日でやってくださいとかということではできないということだと思います。

○にたない委員 つまり、弁護士会としても精査していることがある上で、それを今回のやつは、もう足立区のほうでその部分をこつちのほうで精査しちゃうということですよ。だから、せつかく弁護士会のほうで10日とか2週間とかで精査してもらえるのだしたら、変える必要というのが正直分らないし。弁護士会でいっぱい案件を抱えているということについては、いっぱい経験があるということですよ。その中で足立区に来るといふのは不慣れな部分もあって、あまり経験値がない中でそこを精査していいのかということがすごく懸念として出てきてしまうのではないかなとは思うのですけれども、そこについてははどうお考えなのか。

○山根区政情報課長 今の一般論としての話であればそういうふうなことは懸念できると思うのですが、多分こういう案件というのは、家族状況ですか本人の状況ですか、それから保健所とか、そういうところが関わっているのかどうかということが個別具体的に違うと思います。それについて、実施機関連ですか、持っている情報があるなしとか、いろいろなことがありますので、現場としての対応とすると、そこで判断をした上

でということはあるかと思うのですが、法令だけではなくて、現場として情報を出すときに、1か所のセンターだけで決めるのではなくて、状況について把握して、区としてはどうしてもこれは出す必要があるなということになるときに、我々区政情報課と現課のほうでその内容についてしっかりと確認した上で出すということが、時間がかかってくる対しては対抗できるのではないかと。ただ、先ほどお話があったように、法令に基づいてだけという形でやるのが適当なのかどうかということもありますので、今回、一括承認基準ですか、類型で事前に審議会のほうにお諮りして、この内容だったら出しても大丈夫かなということになればそういうふうな形とは思いますが、いずれにしても、区のほうで判断していくということはどういうには思います。

○川合会長 これは急ぎますか。
○山根区政情報課長 特に。今目の前かどうか、既に解決はしている案件ではありますので、そういうことではありませんが、基本的には、今ご意見をいろいろ頂戴いたしましたので、それを基にして我々としては再度考えたいと思いますので、またご報告を次回以降にもさせていただければと思っております。

○川合会長 継続審議でよいという。
○山根区政情報課長 はい。継続でお願いいたします。
○川合会長 その他、この機会にもご意見がある方がいらっしゃいましたら。よろしいですかね。

いずれも重要なお指摘があったかと思っておりますので、ここまでのやり取りを踏まえまして継続審議ということで、また次回以降、皆

様にご審議をお願いすることもあるうかと
思いますので、またそのときはよろしくお願
いいたします。

では、本件については継続審議ということ
でよろしいでしょうか。

では、特にご異議ないということのようで
すので、本件については継続審議とさせてい
ただきたいと思えます。

ありがとうございます。

(10) 報告事項

納付案内センター業務におけるSMS送信
に関する周知について

○川合会長 では、ここからは報告事項にな
ります。

まず、報告事項1点目になります。資料の
104ページになります。「納付案内センター
業務におけるSMS送信に関する周知につ
いて」でございます。

所管課よりご説明をお願いいたします。

○坂入特別収納対策課長 特別収納対策課
長の坂入でございます。

隣におりますのが納付促進担当の高田で
ございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

前回の個人情報保護審議会におきまして、
「納付案内センター業務委託におけるSM
S送信の導入について」ということで審問を
させていただきました。その中で、委員から
のご意見に対しまして、当方の確認不足がご
ざいましてご回答ができず、大変申し訳ござ
いませんでした。委員からのご意見に対する
結果をご報告させていただきたいと思いま
す。

その前に、簡単に業務内容をご説明させて
いただきますと、足立区納付案内センターと
いうのは平成25年から業務委託により開設
しております。電話や訪問による納付勧奨を

行っているところでございます。これは、納
期限を経過した後の対象者と早期に接触す
ること、例えばうつかり滞納を防止して収
納率の向上を図っているものでございます。
しかし、電話や訪問による納付勧奨では接触
率が20%程度ということでございまして、
さらに接触率を増加させるために、SMS送
信による納付勧奨の導入を行うこととした
ものでございます。

その中で、SMS送信は電話番号を用いる
が、対象者から電話番号を収集することはS
MS送信で使用することを目的としている
のか、何という文言で電話番号を収集してい
るのかというご意見がございました。

確認いたしました結果、電話番号の収集は、
税とか国民健康保険などに係る各申請の際、
区から連絡が必要となった場合の連絡先と
して申請書等の電話番号欄に記載していた
だくことで同意を取っております。申請者に
連絡することを目的としておりまして、「電
話で連絡する」に限定しているわけではござ
いしません。音声電話と同じ情報源を使うSM
Sは連絡手段の一つに含まれていると認識
しております。

次に、いきなりSMS、ショートメッセー
ジ、サービスが来ると、公的機関になりすま
した詐欺メールと思われるのではないかと、
ホームページのほかに何か周知すべきで
はないかというご意見を頂きました。確かに
なりすましによる詐欺の対策というのは重
要と認識しております。そこで、区のホーム
ページには当然、納付案内センターの事業説
明のほか、発信番号、詐欺の注意喚起など
について周知をさせていただくほか、前回、委
員からご提案のありました、区が発送する督
促状に同封する通知文についても発信番号
とSMS送信による案内を行うことについ
て記載をし、直接メッセージが届く対象者へ

の周知に努めていきたいと考えております。これは、納付案内センターでは督促状を出した後に電話で催告・勧奨をして、電話でもつながらない場合にSMS送信をすぐにやっているという考え方からでございます。さらに、送信するメッセージに一度電話をした事実を記載することで、詐欺ではないというか、信憑性を高めていきたいと考えております。例えば、資料にございますように、「足立区納付案内センターです。何月何日に〇〇の件でお電話しましたがながら、送信させていただきました。お手数ですが*****までご連絡ください」というような文面にして信憑性を高めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、SMSの活用に当たりましては、個人情報保護について十分注意をし、適切に対応していきたいと考えております。

私からの報告は以上となります。

○川合会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。ありがとうございます。特にご意見等ないということですので、ただいまの報告についてご了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。では、こちらの報告について了承ということしたいと思います。

ありがとうございます。

令和3年度の運用状況の報告について

○川合会長 では、次の報告事項に移りたいと思います。資料の111ページになります。「令和3年度の運用状況の報告について」でございます。

所管課よりご説明をお願いします。
○山根区政情報課長 区政情報課の山根で

ございます。よろしくお願いいたします。お時間が迫っているところで申し訳ございません。

111ページをお開きいただければと思います。情報公開と個人情報等の令和3年度の運用状況についてご報告させていただくものでございます。

111ページが情報公開制度の運用状況でございます。昨年度、令和3年度につきましては、情報公開が、請求が646件という形で、令和2年度に比べまして200件余の増ということ、情報公開の案件が多かったということでございます。

続きまして、180ページをお開きいただければと思います。個人情報保護制度の運用状況でございます。こちらにつきましても請求件数のところの合計をご覧いただければと思います。356件ということで、前年とほぼ同数のところで公開をしているようなところです。

それから、ほかの資料の項目につきましてはご覧いただければと思います。

それから、差替えをさせていただきました182ページにつきましては、申し訳ございません、こちらの諮問番号等の記載が違っておりますので、こちらを修正したものを提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、202ページをお開きいただければと思います。こちらは保有特定個人情報ということで、マイナンバーに関する個人情報の条例を別途設けておりますが、こちらの公開の状況でございます。11件という形で202ページに記載をさせていただいております。こちらは住民税の申告書等の公開ということで11件がございました。

それから、205ページをお開きいただければ

ことで小委員会を設置させていただき、3月には中間報告を行っていただきました。

このたび、最終報告を小委員会のほうでまとめていただきましたので、最終のご報告とご説明を、小委員会の会長を務めていただきました水町委員からしていただくような形と存じますので、水町先生、よろしくお願いいたします。

〇水町委員 では、ご報告させていただきます。

ご案内のとおりだとは思うのですが、どうしても、別冊のほうの6ページをご覧いただきますと分かりやすいかなと思います。今まで個人情報保護の保護といいますが、個人情報保護法というのが有名な法律でしたが、個人情報保護法は基本的には民間事業者に対する義務が規定されている法律でして、行政機関には行政機関個人情報保護法、独立行政法人等には独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体等については、それぞれが独自に定める個人情報保護条例というのが適用されてきました。

ただ、そうしますと、国の法律ができる前から地方公共団体等においては個人情報保護条例を制定してきたりですとか、あとは個人情報保護の審議会を開催してきたりですとか、かなり個人情報保護に手厚く取り組んできた実績があるのですけれども、昨今、審議会の議題なんかでも結構、国のコロナ対策でこれをやります、こういうシステムにしますとか、データ活用というのを結構国のほうで重視する、DXを重視しているという流れがある中で、国や独法、自治体、民間、それぞれ別々の法律が適用されてしまうと、個人情報の一體的な保護であるとかデータ活用、保護を最終目的とした上での、個人情報保護された上でのデータ活用というのもちよっと支障が出るのではないかな等々と

いった意見がございまして、例えば一番分かりやすい例で言うと、病院は、民間病院は個人情報保護法ですけれども、国立病院は独立行政法人等個人情報保護法、市立病院であるとか県立病院については個人情報保護条例というふうに、同じ患者さんのカルテ情報についても別の法律がそれぞれ適用になることで、問題があるのではないかとといったような議論がありまして、全て個人情報保護法に統一されるという法改正がなされました。地方公共団体については、令和5年春から個人情報保護法のルールにのっとった個人情報保護というのをやっていくことに法律上なっております。

2ページ目に戻っていただければと思うのですが、そうしますと、個人情報保護条例のルールではなく、個人情報保護法のルールにのっとって自治体は個人情報を保護しようということになりますので、では条例をどうするかという問題が出てまいります。

また、審議会についても国のほうより、審議会への類型的な事前諮問というのは認められないといったような、そういう指示も出ている中で、では個人情報保護を図りながらどのような形を来年度以降できるかというのを区と小委員会のほうで検討いたしました。

私はほかの自治体でも審議会委員を務めておりますが、自治体においても様々、どうしたらいい、どうしたらあるべき個人情報保護ができるかというのには悩んでいるところではあるのですが、足立区としては、2ページ目の3(1)、一番下のほうにあります「審議会の役割について」にあるとおり、審議会は非常に重要な組織であるので、来年度以降も存置する、存続する。ただ、国のほうより、事前諮問というのできないという

ことを示されている関係上、事前諮問というのが難しい。そうすると、今まで審議会に事前諮問して個人情報保護を図ってきた部分をどうすべきかという議論になりました。区として内部委員会を要綱に基づいて設けて、内部委員会のほうに区の職員の方以外の外部者も複数名加えて、そこで事前の確認・評価をするという形を小委員会としてのご報告を受けて、それがいいんじゃないですかという結論になりました。

私の知る限り、こういう対応をする自治体は結構珍しく、内部組織にきちんと外部者を複数名加えて事前の確認・評価をするということは、今の審議会の事前諮問ほど外部者が10何人もいるわけではないかもしれませんが、ここまでやるという自治体は珍しいかなと思います。ですので、これは非常に私としては評価できる取組だなと思っておりまして、要は、法律に基づくと、事前のチェックというのは外部の人はしませんということになったりょうんですね。それを、国が示している文書に整合しつつも、実態的には外部者も加わって事前にチェックするという形態を維持することになっていきます。また、区の内部組織だけではなく審議会も存置ですので、事前諮問というのはなくなりませうけれども、審議会でこれからも個人情報保護に対するご意見を頂くことが可能なようになっています。

あと、細かい論点として、3ページの(2)要配慮個人情報とか、開示請求の決定期限とか、(4)個人情報ファイル簿、(5)特定個人情報保護条例、マイナンバー関係ですね、そういうことは時間の関係上割愛させていただきますまして、4ページの(6)についてお話ししたいと思います。

今お話ししたとおり、内部組織ではありませんけれども外部者を複数名入れて事前

チェックをするということですが、やはり今までの審議会諮問とはちよつと形が違います。改正法によって自治体側、国側の裁量というのは結構幅が広がりがかねないという懸念もありますので、その辺について常に意識して今まで以上に理解を深めていただくとか、研修を充実させるとか、定期的に確認できる仕組みを構築することが望ましいという意見であります。

一旦、私からは以上とさせていただきますと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

山根課長、岩田係長、何かありますか。

○山根区政情報課長 今の先生のご発言で大丈夫だと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいま、小委員会会長の水町委員よりご報告を頂戴したところでございます。この報告につきまして、いかがでしょうか。

○ぬかが委員 今回の個人情報保護法の改正のことでは本当に全国の自治体関係者からも、2,000自治体の個人情報保護条例をリセットされる、審議会そのものがなくなるかどうかみたいな、姿形も変えてしまうという点では、小委員会の先生方がこういう形で個人情報保護をいかに前向きに進めていくかという、全体としては本当にありがたいな、よかつたなと思っっているのです。

ただ、若干確認させていただきたいと思っっているのは、足立の場合は、結局、国の仕組みにはない独自の規制というのが個人情報保護条例によって進められて、それによってかなりシビアに見ていった項目が多くあったと思うんですね。例えば機微情報の取得制限に関する規定とか、それからオンライン結合に関して個人情報保護審議会の関与を得る、こういうものはもともと国の仕組みにはないものだったのですけれども、その辺など

については、ここにはないのですけれども、どうなっていくと、事務局でもいいのですけれども、どうしようということ、最終報告ということなのでしょう。

○水町委員 おっしゃるとおり、確かに機微情報の収集制限とか電算処理ですとかオンライン結合、この辺りは国の法律にはないんですよね。だから、そういうことも含めて、やはり改正法のほうが条例よりも緩やかな個人情報保護なのではないかなというのはかなり前より指摘されていることは事実です。ただ、国のほうでデジタル庁をつくる法律、その整備法の中で、要はDXのための法律の中で個人情報保護法も改正みたいな形もございましたので、要は電算組織への記録とかオンライン結合とか、あいつたものを事前諮問しないでくださいというようなアナウンスメントがあるんですね。

現にコロナとかでも結局、HER-SYSと結合とかと急いでやらなきゃいけないときに、全国的に自治体ごとに規制が違ってくるとうなんだというような、そういう流れの中で、なかなか自治体として、機微情報の収集制限を残しますとか、オンライン結合を残しますというところは、自治体としては難しいところですか、できない状況なのかなというところですね。

ただ、これまでの審議会の答申で得たような知見を生かしながら区の内部組織のほうで、もちろん必要以上の情報を取得してはいけない、業務上必要がない情報、機微情報は特にそうですし、機微情報でなくともそれは収集してはいけないし、また、電算組織への記録であるとかオンライン結合であるときにセキュリティ対策というのはもちろん十分にやらなければいけないということで、区内部組織のほうでそちらの事前チェックとこののを、これまでの審議会答申をきちんと

生かした形でやっていくことが適切かなというふうには思います。

○ぬかが委員 今回の法改正、保護から活用へと世の中的には言われていて、まさにそういう流れなんだろうというふうには思っているのですけれども、実は議会の総務委員会の中でついでこの間報告があったので、私、副区長だったのだけれども見解をお伺いすることがあって、非常に懸念する点が多いと。個人情報保護の点と、ここは個人情報保護の審議会なので、自治権という点でも非常に懸念する点があるんじゃないかということを申し上げましたら、まさしく区長もそれを一番懸念しているということ、この場で副区長も言われている中で、これは意見、要望ですけれども、総論の中で下の3行ですね、今までの保護対策に加えて、区独自のルールを充実させることにより、保護対策を万全のものとして区民の信頼に応えるものとすべきであると、これはそのとおりだけれども、今の水町先生のお話を聞いていない方がこれだけを見ると、要は個人情報保護審議会が形も変えるし、非常に区側からしても懸念するような点があって、こういう問題点として自治体では捉えているという部分が見えないので、そういう部分は明確に出していただきたいと思っております。

つまり、この審議会をどうするかでは、でき得る最善のことを考えてくださったと思うのですけれども、やはりこれがどうなのかと非常に懸念する点があるんだということ、自治体からきちんとしていくということが必要だと思っておりますので、要望ですけれども、私はそういう意見を持っています。よろしくお願いします。

○山根区政情報課長 今後、区としても、審議会としての答申文を区に頂きまして、区の方針、方針ということでご説明を区民の

方々に向けても行っていくような予定でございます。もちろん議会にもそのご報告をするという中で、区としてのスタンスという考えの中でも検討して反映させていくような形を取っていききたいと思えます。ご意見としては、非常に重要なことだと考えております。

○ぬかが委員 今日の小委員会の最終報告を頂いたという認識でよろしいということですよ。これを審議会として答申しましたとか、そういうことではないということでしょうか。

○山根区政情報課長 今、水町先生からご説明していただいた最初の2ページ目のところには小委員会から審議会への最終報告としてでありますけれども、その後に、113ページからのところで、この文案を審議会から区への答申文ということで、事務局のほうと、それから小委員会からの結論ということをもとめさせてもらったという形でございます。審議会から区への答申としては、先ほど委員から指摘がございました総論の下から2行目のところですけれども、そちらについては小委員会の報告と同様の形では記載しております。ただ、これを区として頂いた後に、区としての方向性、考え方というところで、今、委員からお話がありましたようなことも加味して我々としては方向性をつくっていききたいと思っております。もちろん審議会のあり方というものを踏まえた区の方針を立てていききたいと考えております。

○ぬかが委員 これでいきますと、今日答申をするということですね、この文章を見ますと。だとしたら、ほかの審議会でもそういうことは多々あるのですけれども、この審議会の役割や個々のどうしているかというのは本当に最善の策だと思っておりますが、やはりそういう懸念の声があったということも付け添えて答申はしていただきたいという

ふうに思います。よろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。

先ほど水町委員からご説明いただきましたことも踏まえまして、まず小委員会からの報告につきましてのご了承いただけたでしょうか。

ありがとうございます。

(11) 継続審議事項

【諮問第432号】改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備

○川合会長 では、ちよつと通例と異なる手続ですが、諮問事項とさせていただきます。先ほども一部言及がありました改正法関連資料の113ページ、諮問第432号「改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備」についてでございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続きまして、113ページでございます。先ほどもご説明させていただきましたが、小委員会からの最終報告案を基にしまして審議会の答申案という形を作成させていただきました。主に変えているところというのは、審議会からこのような形の小委員会の検討した内容についてを区長に対して答申という形の文案を作らせていただいたところです。

先ほどのぬかが委員からのご意見のところについて、今後扱いとしてどのような形にするのがよろしいのかについてもご議論いただければというふうに思います。よろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

○ぬかが委員 もう1点だけ。いわゆる活用のほうの、かなり匿名加工情報の活用みたいな部分がうたわれていますよね。その辺につ

いてもう少し教えていただけますか。

○山根区政情報課長 では、私のほうから。匿名加工情報等、それから仮名加工情報等の利活用のところに関してのことについては、今回の答申の中では特には触れているところではございません。準備等については個人情報ファイル簿について整理をしていくというのがまずは第一だと考えております。その後、利活用のところの、次のステージというところの段階では、またどのような形の運用をしていくのかということも含めて審議会にもご報告させていただくようなことは行つていきたいと考えております。重要な点だということについての認識は持つておりますので、そのように今後図つていきたいと考えております。

○ぬかが委員 ありがとうございます。やはりその活用ということの概念がデジタル技術の進展に伴つて変わっていくということと、あと、行政機関の匿名加工情報が今度の改正法では提案型でいくということになっているので、そうなると際限なく広がりを持つてしまつて、結果的に保護がないがしろになるということが世の中的にはやはり自治体関係者で懸念されているのですが、ぜひそこも配慮した上で対応をしていただきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げたとおり、諮問事項について答申をするということについては、そもそもこの審議会ではどうしようもない部分であるのは分かつていたのですけれども、やはりそういう懸念の声があつたということはずいぶん添えをしていただきたいと思います。よろしく願ひします。

○川合会長 ありがとうございます。その他ご意見等ございますでしょうか。特にその他ご意見ないということでしたら、ここまでのぬかが委員のご意見、ご指摘

も踏まえまして、本件については了承するということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご異議ないということですので、そのように了承することしたいと思います。ありがとうございます。

(12) 閉 会

○川合会長 これで本日予定の案件は全て終了となります。委員の皆様におかれましては、すみません、12時を回つてしまいました。が、長時間にわたりましてご審議にご尽力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等ありましたら願ひいたします。

○山根区政情報課長 皆様、長時間にわたり申し訳ございません。ありがとうございます。最後に数点ございます。

駐車場をご利用の皆様については、出口のところ駐車券を受け取つていただければと存じます。

それから、本日、区議会議員の皆様方を除く皆様に口座振替依頼書をお持ちいただくということでおりましたので、まだご提出されていない方については、櫻井が出口のほうにおりますので、お渡し願ひします。

それから、次回の審議会の開催でございますが、10月17日(月)14時半から開催ということ、また後ほどご案内はさせていただきますが、皆さんご多忙だと思ひますので、事前にご予定を入れていただければ助かりますので、よろしく願ひいたします。

連絡事項としましては以上でございます。よろしく願ひいたします。ありがとうございます。

○川合会長 では、その他連絡事項等ないということですので、本日の審議会はこ

れにて閉会とさせていただきます。ありがとうございます。
本日もご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
うございます。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について]

所管部課係 総務部 人事課 福利係

事業の概要

特別区職員互助組合(※1)は、特別区職員の相互共済及び福祉の向上等を目的として、「保険」「ライフプラン」「会員制施設」「生活支援・リフレッシュ」「相談事業」「広報普及事業」の事業を行っている。

特別区職員互助組合が事業を実施する上で使用している「組合員管理システム」が運用事業者の事業終了に伴い、新システムが構築されることとなった。

新システムへの移行に伴い、今まで「CD-RW」を用いて各種データのやり取りを区と特別区職員互助組合間で行ってきたが、新システムではLGWAN(※2)を経由して「総合管理システム」(※3)へ接続し、データの送受信並びに情報登録等を行うこととなった。

総合管理システムの利用が、足立区個人情報保護条例第22条に該当するため、審議会に諮問する。

(※1) 昭和27年6月16日の特別区人事事務組合条例第3号「特別区職員互助組合条例」に基づき設立された互助組合。

(※2) LGWAN(総合行政ネットワーク)は、地方公共団体の庁内LANを相互に接続でき、高度なセキュリティを維持した行政専用の閉域ネットワーク。

(※3) 総合管理システムの全体のイメージ図は別紙1のとおり。なお、今回の外部結合部分については、黒色太枠部分。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	
2			
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第22条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目		
1 個人情報項目（組合情報・加入保険情報）		
(1) 区がシステムへ提供する個人情報項目		
(2) システムから区へ提供される個人情報項目		
※ 詳細は別紙2のとおり。		
結合する区のシステム	文書PC	
結合先	特別区職員互助組合が管理する総合管理システム	
稼動時期	令和4年11月1日	

外部結合を必要とする理由

特別区職員互助組合が現在使用している「組合員管理システム」について、運用事業者の事業終了に伴い、新システムが構築されることとなった。

今回、新システムへの移行に伴い、区と特別区職員互助組合間でCD-RWでのデータのやり取りではなく、原則、特別区職員互助組合の管理する「総合管理システム」上でデータの送受信（アップロード、ダウンロード）並びに情報登録等を行うため、区の文書PCと外部結合する必要がある。

処理の概要・効果

これまで、組合員の異動や団体契約保険料の給与控除及び加入状況等のデータは、紙媒体又はCD-RWを用いて送付されてきた。

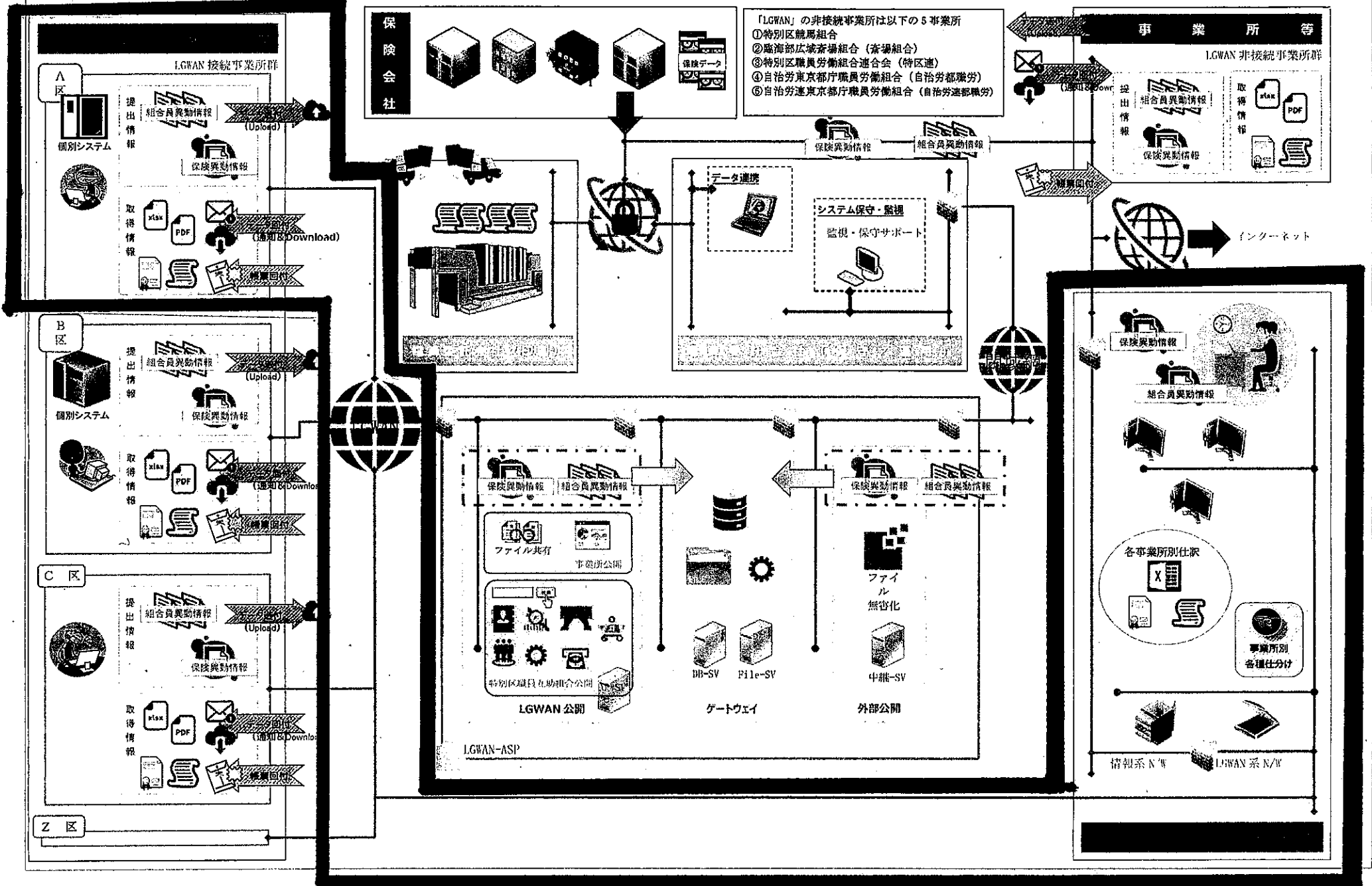
また、データの受取り後、区では最新の職員異動情報や保険料給与控除結果等のデータをCD-RWに上書きして返送するほか、紙媒体についてはFAXまたは交換便（都庁交換）で送付してきた。

今回、外部結合することにより、総合管理システム内で情報のやり取りができるようになることから、CD-RWへの書き込み作業等が不要となり事務の効率化が図れるほか、データ（紙媒体）の誤送付などによる情報漏洩等のミス防止が図れる。

セキュリティ・保護対策

- ・ 総合管理システムの結合（利用）は、LGWAN経由で行う。
- ・ システムへのログインは、特別区職員互助組合が発行するIDとパスワードを管理し、パスワードは1年に1回以上変更し、所属長より許可を得た職員以外はアクセスできないようにする。
- ・ 特別区職員互助組合が実施する総合管理システムのセキュリティ対策については別紙3のとおり。なお、情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（R4.3月版）にも準拠している。

特別区職員互助組合 総合管理システム イメージ図



個人情報項目

区分	(1) 区が特別区職員互助組合システムへ提供する項目 (区⇒システム)	(2) 特別区職員互助組合システムが区へ提供する項目 (システム⇒区)
A：組合員情報	事業所名 (コード含む) 組合員番号 所属部課名 (コード含む) 組合員氏名 (漢字・カナ含む) 性別 生年月日 異動区分 (退職、休職等) 転入元事業所名 転出先事業所名 退職年月日 都転出の有無	事業所名 (コード含む) 組合員番号 所属部課名 (コード含む) 組合員氏名 (漢字・カナ含む) 性別 生年月日 年齢 互助組合資格取得日 互助組合資格喪失日 資格年数 再任用区分 組合員区分 異動履歴 (異動日・異動事由) 準組組合員利用制限
B：加入保険情報	保険種別 被保険者区分 加入型 被保険者氏名 保険料 (例月・賞与) 継続保険料合計 保険料控除額 (控除不能額)	保険種別 保険加入区分 保険加入型 被保険者氏名 保険金額 死亡保険金受取人氏名 受取人区分 指定代理請求者氏名・続柄 積立年金保険月払口数 積立年金保険期末払口数 団体取扱保険保険会社名 証券記号番号 控除開始年月 控除終了年月 払込回数 引去結果 異動履歴 (異動日・異動事由) 保険開始年月 配当金額 現金払い配当金額 年間払込保険料 年間対象配当金 差引保険料 差引個人年金保険料 配当金支払方法 保険料控除区分 年金支払年月日 保険期間 年金支払期間 還付事由 還付金額、還付対象期間

特別区職員互助組合総合管理システムのセキュリティ対策について
～主なセキュリティ対策～

新システムのセキュリティ対策については、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和2年12月版）に準拠します。主なセキュリティ対策は以下のとおりです。

1 堅牢なフアンリテイ管理

ホスティングサービス提供会社が運営する専用大規模運用管理施設で運用し、物理的に安全な環境データを管理します。

2 高セキュリティなネットワークの使用

LGWANならびに外部インターネット接続を最小限にとどめた閉域網を活用し、ファイアウォールで接続相手を制限することで、通信経路の安全を確保、不正接続を排除します。

3 データ格納場所のセキュリティ対策

データを格納するベータベースサーバはユーザー及び保守拠点からの直接アクセスを遮断し、データの安全を確保します。

4 ユーザーの制限

新システム、ファイルサーバーとともに、個人のユーザーとその権限を判断し、アクセス制御を行います。

5 不正データ投入防止

新システムでは、不正な形式のデータの受け入れを排除することで、悪意あるシステム操作からデータを保護します。

6 証跡ログの取得

誰がいつどのような操作を行ったのか、証跡を随時記録し、不正操作等は後で追跡できる仕組みを構築します。

7 データ消失等への対応

万が一改ざんや消去等のセキュリティ事故が発生した場合でも、バックアップデータから迅速に復旧できる仕組みを構築します。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件〔認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託〕

所管部課係 福祉部地域包括ケア推進課認知症施策推進担当

事業の概要

認知症の普及啓発及び早期発見・早期支援の強化を目的に「認知症検診」を実施する。

この事業は、認知症の疑いを簡単に確認できるチェックリスト等を掲載したパンフレットにより、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、チェックリストで20点以上だった方及び20点未満でもの忘れが気になる方を対象に集団検診及び個別検診を実施し、認知症の早期診断と早期からの支援に繋ぐものである。（全体の事業スキームは別紙1、集団検診事業スキームは別紙2、個別検診事業スキームは別紙3）

本事業の実施にあたっては、介護保険システムから抽出した対象者データを地域包括ケア推進課共有フォルダにて一括管理（足立区個人情報保護条例第21条第2項）し、受診者に対する検診案内の送付、コールセンター管理運営業務（足立区個人情報保護条例第16条第1項）、受診者の検診結果データ作成業務（足立区個人情報保護条例第22条第1項）を一括して業務委託する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	電子計算組織への記録	足立区個人情報保護条例第21条第2項	
3	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 福祉部地域包括ケア推進課認知症施策推進担当

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1. ■諮問事項 2. □報告事項 (一括承認基準)		
業務委託の内容及び条件		
1 委託内容		
(1) 印刷物作成・封入封緘業務		
ア 印刷物作成		
(ア) 検診案内		
受診券・検診案内・「知って安心認知症」リーフレット・受診票兼結果票・個別検診実施医療機関一覧・封筒の印刷		
(イ) 決定通知 (集団検診のみ)		
決定通知・封筒の印刷		
イ 封入封緘・送付		
(2) コールセンター管理運営業務		
ア 集団検診の申込受付		
イ 集団検診申込受付期間終了後の個別検診案内		
(3) 検診結果データ作成業務		
検診受診者のデータ入力および作成		
2 条件		
事業者がプライバシーマーク又はISO27001 (ISMS) の認証を受けていることを契約の要件とし、従事者に対するセキュリティ対策を講じる。		
業務委託を必要とする理由		
膨大な事務量を伴う検診業務を迅速かつ円滑に進めるため。		

当該委託開始(実施)時期	令和4年11月
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
1 郵便番号	
2 住所、方書、町丁名	
3 氏名	
4 氏名カナ	
5 生年月日	
6 性別	
7 個別識別番号	
8 自分でできる認知症の気づきチェックリスト点数	
9 社会的支援ニーズチェックシート	
10 認知機能検査結果	
11 総合判定結果	
個人情報の保護措置等	
区から委託事業者に対する個人情報の保護措置等	
1 契約の要件として、プライバシーマーク又はISO27001の認証を受けた事業者とする。	
2 委託事業者は、従事者に対し個人情報に関する内容を含む研修を実施する。	
3 区は、委託事業者における個人情報保護措置の実施状況確認のため、抜き打ちで作業場所を確認する。また、区の求めに応じて再委託先の作業場所を確認することとし、結果を報告するものとする。なお、再委託事業者には、委託事業者と同等の個人情報保護措置を遵守させる。	

- 4 委託事業者及び従事者に、「個人情報保護に関する別紙（委託一般）（別紙4）」の記載事項を遵守させる。
 - 5 業務スペースへの貴重品以外の私物持込は禁止させる（携帯電話等の記録媒体も持込不可）。
 - 6 個人情報に記載されたメモ等を残さないよう、業務終了時に業務管理者に確認させる。
 - 7 コールセンターへの入退室は、IDカードまたは入室を許可された社員のみが知り得るパスワードによる電子施錠等で管理し、業務関係者以外の立ち入りを禁止する。また、入退室ログに関しても管理する。
 - 8 不正利用を防止するため、業務に使用するパソコンはユーザーIDとパスワードで管理する。
 - 9 業務終了後、本件に関わるデータを破棄し、個人情報削除証明書（別紙5）を提出させる。
- ※ 区と委託事業者におけるデータの受け渡しについては、外部結合に関する保護措置に記載する。

業務委託先（予定を含む）

プライバシーマーク又はISO27001の認証を受けた事業者を、競争入札により決定する。

<条例第21条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

所管部課係 福祉部地域包括ケア推進課認知症施策推進担当

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	郵便番号、	個人特定
2	住所、方書、町丁名	個人特定
3	氏名	個人特定
4	氏名カナ	個人特定
5	生年月日	個人特定
6	性別	個人特定
7	個別識別番号	個人特定
8	自分でできる認知症の気づきチェックリスト点数	結果集計
9	社会的支援ニーズチェックシート結果	結果集計
10	認知機能検査結果	結果集計
11	総合判定結果	結果集計
システム委員会	—	
適用申請	—	
稼動時期	令和4年11月	

電子計算組織に記録を必要とする理由

対象者約7,500人の個人データを管理し、提供可能なデータに加工する作業を迅速かつ円滑に進めるため。

処理の概要・効果

介護保険システムから抽出したデータに基づき、委託業務用対象者データの加工、検診結果データの管理などの事務が発生するが、地域包括ケア推進課共有フォルダで一括管理することで、迅速かつ正確な処理が可能となる。

また、データを蓄積することで統計をとる等、今後の施策に活用ができる。

セキュリティ・保護対策

- 共有フォルダは情報システム課にアクセス権を申請しないと利用できず、限られた職員のみ利用可能である。
- データにパスワードをかけ、業務に携わる職員のみ共有する。
- パスワードは担当者の変更時など適宜変更する。
- データは庁内ネットワーク内の共有フォルダに保存し、個人のパソコンで保存しない。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 1 郵便番号 2 住所、方書、町丁名 3 氏名 4 氏名カナ 5 生年月日 6 性別 7 個別識別番号 8 自分でできる認知症の気づきチェックリスト点数 9 社会的支援ニーズチェックシート結果 10 認知機能検査結果 11 総合判定結果		
結合する区のシステム	文書PC	
結合先 (結合方法)	Bizストレージファイルシェア (インターネット接続)	
稼動時期	令和4年11月	

外部結合を必要とする理由 1 データ受け渡しの情報保持安全性の確保 記録媒体の受け渡し及び返却に伴う搬送時の紛失・盗難等の事故による情報漏洩というような、記録媒体の持ち出しによるリスクを避けるため。 2 データ受け渡しの処理時間の短縮 記録媒体搬送の場合に発生する「記録媒体へのデータ保存→媒体の引き渡し→搬送→業務終了後の返却媒体の受領」という処理時間を省略できるため。
処理の概要・効果 1 委託事業者及び区が、作業の段階ごとにBizストレージファイルシェアに対象者データをアップロードする。 2 区及び委託事業者は、各々の端末からインターネット回線経由でデータをダウンロードする。
セキュリティ・保護対策 1 委託事業者にて用いるデータの管理サーバーの設置場所は、国内であり、データセンター専用の建物である。 2 委託事業者及び区が共有する個人情報は、暗号化のうえ、受け渡しを行い、保存する。また、委託事業者側にてデータサーバを用いてデータ送受信を行う場合は、プライバシーマークを取得しているデータ通信手段を用いる。 3 データのアップロード及びダウンロードの際は、SSL/TLSによる暗号化を行う。 4 データ解凍パスワードは別途メールにて受信する。 5 ユーザーアカウント（ID・パスワード）の管理により、アップロード及びダウンロードの権限を制限する。 6 接続する端末は、ウイルス対策ソフトが最新の状態に更新されているものであることとする。 7 作業場所に設置した端末以外でログインしないこととする。

認知症検診推進事業スキーム(案)

R4年度

1月
検診案内送付

3月開始

福祉、保健サービス業務委託
による一括承認により承認済

平成25年度諮問第191号
により承認済

検診案内

70歳 高齢者
(R4.4.1時点)



7,418人

検診対象者

認知症
気づきの
チェックリスト
20点以上

+
20点未満で
検診希望
(もの忘れが気になる人)

計 500人

〔算出根拠〕
年齢階級別の認知症有病率
70～74歳 3.6%
出典：日本医療研究開発機構 認知症研
究開発事業「健康長寿社会の実現を目
指した大規模認知症コホート研究(研究
代表者二宮教授)より
7,418×4%≒300人
(推定認知症高齢者数)
+
200人(概算見込検診希望者)
=500人

希望制

1 個別検診 (無料診断)
想定 150人



- (1) 問診 (HDSまたはMMSE)
- (2) 社会的支援ニーズの明確化

各種検診検査委託による
一括承認により承認済み

検診申込書を
区へ返信
区から検診日時
を通知

2 集団検診 (無料診断)
2日間
想定 200人



- (1) 脳の健康度測定 (エーザイの3KNOW(ノウノウ))
- (2) 社会的支援ニーズの明確化

(実施結果)

- ④ 生活支援
- ⑤ 家族支援
- ⑥ 居住支援
- ⑦ 介護保険サービスの利用支援
- ⑧ 経済的な支援
- ⑨ 権利擁護に関する支援

ポーターライン
正常な状態

各種検診検査委託による
一括承認により承認済み

- (3) 医師からの助言
- (4) 健康ミニ講座
- (5) 地域包括支援センター職員による個別健康相談(希望者)

3 検診を希望しない
想定 150人

福祉に関するニーズあり
と判断された人
現段階で支援の必要なし

認知症疾患医療センター
による診断・支援
訪問看護ステーション
による支援
最長6か月
電話面接訪問
通院同行 2～3回、
電話相談 2～3回、
訪問(30～60分) 10回

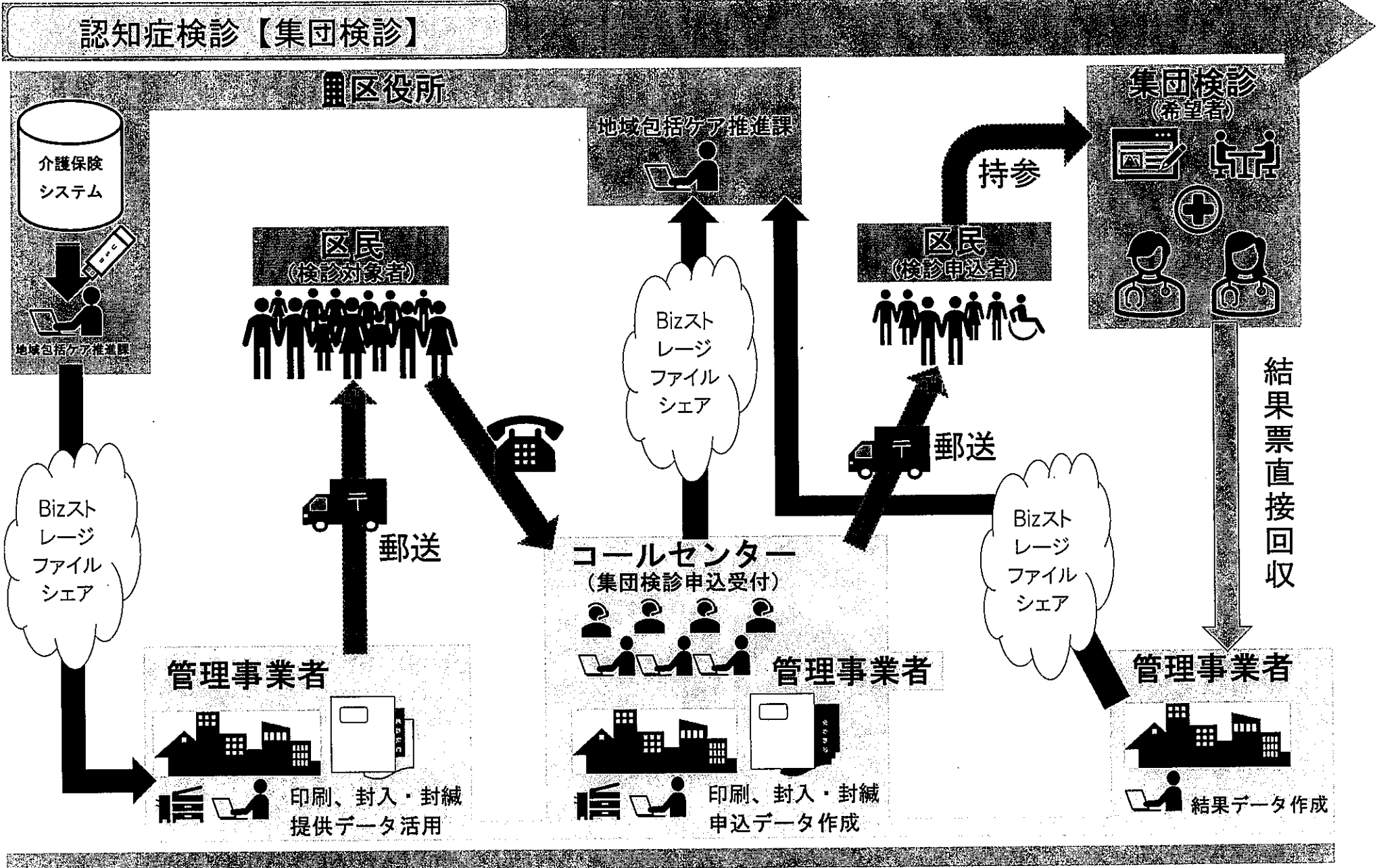
地域包括支援センター
による支援
本人の意思を尊重しながら
社会的支援ニーズの
調整

フォローアッププログラム

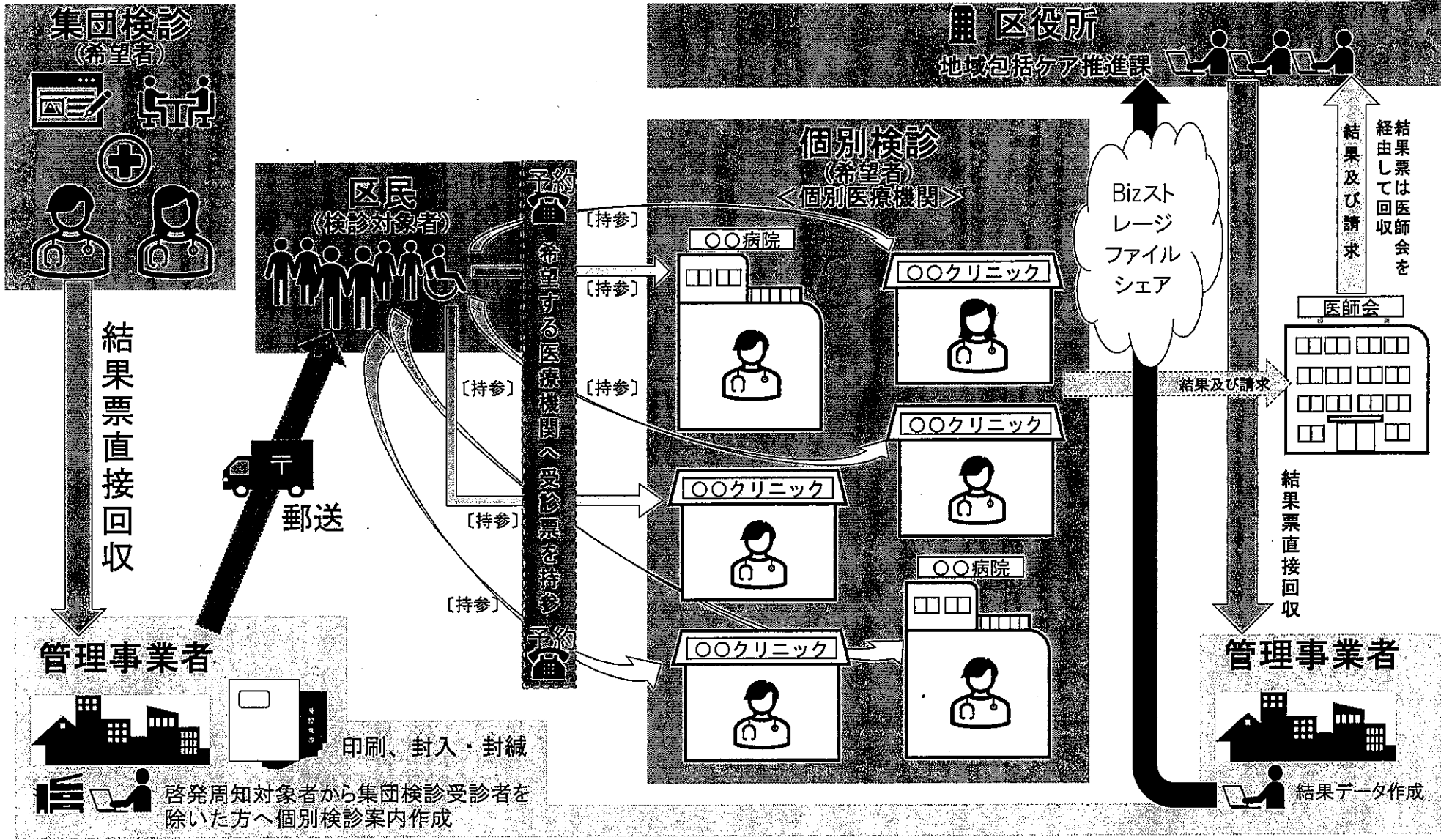
●脳の健康度測定(エーザイの3KNOW(ノウノウ))
●医師・健康運動指導士管理栄養士等による健康講座

都補助金 10/10 (R6年度まで)

一般財源から支出



認知症検診【個別検診】



結果票直接回収

郵送

管理事業者

印刷、封入・封緘

啓発周知対象者から集団検診受診者を除いた方へ個別検診案内作成

区役所

地域包括ケア推進課

個別検診
(希望者)
◀個別医療機関▶

Bizストレージ
ファイル
シェア

結果及び請求

結果票は医師会を
経由して回収

医師会

結果票直接回収

管理事業者

結果データ作成

別紙

(個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者は、信頼される区政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第4条 受注者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうえ、受注者が廃棄する場合、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通

知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(立会い及び監督に関すること)

第10条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

(加工、再生等の禁止)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(付随的に発生する情報の使用禁止)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第13条 発注者は、受注者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、足立区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(報告、立ち入り及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施状況の報告を求め、又は受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

(罰則)

第15条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、足立区個人情報保護条例の規定に基づき、次の場合に一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

(1)正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき

(2)業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

(3)業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき

(4)前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

H27.11 改定(委託一般用)

(提出先)
足立区長

個人情報削除証明書

「認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託」に基づき取り扱った個人情報について、紙媒体のシュレッダーによる断裁、溶解による破棄、電子的に記録された情報の消去を行ったので、下記のとおり報告いたします。

記

1 破棄対象者件数 _____ 件

19 _____ 2 破棄完了日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 破棄責任者 _____

4 破棄の具体的方法 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受託者

所在地
名称
代 表 者

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件 [LGWAN-ASPサービス提供委託(財産調査中間処理ユニットPIMS)(預貯金等の照会業務の電子化pipitLINQ)]

所管部課係 区民部納税課納税システム担当

事業の概要

- 1 当区では、現在、特別区民税都民税等を納期限までに納付しなかった者に対する財産調査の一環として、文書で金融機関、生命保険会社等に預貯金等の照会を実施している。しかし、預貯金等照会は納税課としては財産調査における最も重要な業務であるが、金融機関にとっては本来業務ではないため、回答を得るまでに平均2～3カ月、長くなると半年程度を要している。
- 2 政府のデジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月20日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）「3.3 個別サービス改革」において、金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）は「民間事業者によるサービス等を活用し、照会・回答業務を原則としてデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」と謳われている。そこで、当区においても民間事業者によるサービスを活用し預貯金等の電子照会を開始する。
- 3 電子照会は、NTTデータ（製品名：pipitLINQ）とSocioFuture（製品名：DAIS）がCSVファイルによる預貯金等の調査依頼／回答の交換を行えるサービスを開始している。両者では照会可能な契約金融機関が異なっている。
- 4 両者のサービスを利用するには両者各々のシステムデータレイアウトに沿ったデータ出力が必要となり、区側の新たな業務フローや追加

事務負担が生じる。また両者のデータレイアウトは金融機関の追加等によって仕様変更が繰り返される。仕様変更の度にデータ出力カスタマイズを繰り返すことは得策では無いため、仕様変更にもサービス内で適宜対応し、アップデートされるLGWAN-ASPサービス「PIMS」を採用し、預貯金等照会の電子化を効率化させるとともに、仕様変更問題への恒久的対策を図る。

- 5 電子化により照会から回答まで3営業日程度に大幅に時間短縮できる。財産調査能力が大幅に増強され、滞納者の担税力の早期把握が可能となるとともに、節減された時間を差押等の滞納整理の充実にあてられる。

この委託に係る業務は、「第16条 業務の委託」、「第22条 区の機関以外のものとの外部結合」に該当するため、審議会に諮問する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項	
2	□ 報告事項 (一括承認基準)	
業務委託の内容及び条件		
LGWAN-ASPサービス提供委託 (財産調査中間処理ユニットPIMS) (預貯金等の照会業務の電子化pipitLINQ)		
業務委託を必要とする理由		
1 紙による照会は、回答日数が平均2～3カ月、長くなると半年程度を要したが、電子化により、照会から回答まで3営業日程度に大幅に時間短縮できる。財産調査能力が大幅に増強されることで、滞納者の担税力の早期把握が可能となるとともに、節減された時間を差押等の滞納整理の充実にあてられる。		
2 封筒代・郵送料金・紙が削減される。		
3 現在、NTTデータ(製品名: pipitLINQ)とSocioFuture(製品名: DAIS)がCSVファイルによる預貯金等の調査依頼/回答の交換を行えるサービスを開始しているが、両者では照会可能な契約金融機関が異なっている。pipitLINQについては、みずほ銀行やゆうちょ銀行、りそな銀行等を含む62金融機関の照会が可能である(令和4年4月時点)。DAISについては、JAバンク等27金融機関(令和4年7月時点)の照会が可能である。なお、DAISは後述のLGWAN-ASPサービス「PIMS」を採用することで、新たな契約を行うことなく、利用することができる。		
4 両者を利用するには両者各々のシステムデータレイアウトに沿ったデータ出力が必要となり、行政機関側の新たな業務フローや追加事務		

負担が生じる。また両者のデータレイアウトは金融機関の追加・加入等によって仕様変更が繰り返される。仕様変更の度にデータ出力カスタマイズを繰り返すことは得策では無いため、仕様変更にもサービス内で適宜対応し、アップデートされるLGWAN-ASPサービス「PIMS」を採用し、預貯金等の電子化を効率化させるとともに、仕様変更問題への恒久的対策を図る。

5 特別区でPIMSは3区、pipitLINQ又はDAISは14区がすでに導入済みである(令和4年8月時点)。

添付資料1 概要図

添付資料2 業務フロー1～3

所管部課係 区民部納税課納税システム担当

当該委託開始(実施)時期	令和4年12月(予定)
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
1 対象者 特別区民税都民税等を納期限までに納付しなかった者	
2 個人情報 ①氏名、②カナ氏名、③郵便番号、④住所(方書含む)、⑤生年月日、⑥性別、⑦口座情報、⑧宛名番号、⑨個人種別コード	
3 調査件数(予定) 約50,000件/年間 (参考:令和3年度預貯金等照会件数:約20,000件)	
個人情報の保護措置等	
1 PIMSについて (1) サービス提供元(北日本コンピューターサービス) ア 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によ	

るプライバシーマークを取得。

イ ISO27001 (ISMS) を取得。

(2) 個人情報の保護措置

ア SSL/TLS通信を用いて暗号化。

イ LGPKI 証明書がインストールされた端末からのみアクセス可能。

ウ ユーザーIDとパスワードによるログイン認証。パスワードについては、暗号化し、データベースへ格納。

エ アクセスログの管理。

2 pipitLINQについて

(1) 区側：pipitLINQとのデータ通信については、LGWANを利用することにより、通信の安全性を確保する。

(2) pipitLINQ

ア LGWAN-ASPサービスとして提供。

イ セキュアなクラウド (OpenCanvas：全国ほぼ全ての金融機関が利用する「ANSER」のシステム基盤を利用したセキュアなプライベートクラウドサービス。そのデータの置き場所は国内のみで国外にデータを置くことはない) に構築。

ウ OpenCanvasは、ISO27017, ISO27001 (ISMS) を取得。

エ 不正アクセスの遮断、ウイルス対策、データ暗号化、操作ログ取得
オ ユーザーID、パスワードによるログイン認証。

(3) AnserDATAPORT (システムセンタ、金融機関向けのインターフェース)自治体との間の口座振替や総合振込・給与振込データについて、閉域網を利用して伝送する。

(4) 金融機関側：AnserDATAPORTとの通信には既存のeB-NW/IPVPN-NWを使用する (閉域網かつ通信経路を暗号化) 各金融機関が定める情報セキュリティポリシーの遵守。

pipitLINQサービス利用規約の遵守

添付資料3 pipitLINQ概要

添付資料4 pipitLINQのセキュリティ対策について

業務委託先 (予定を含む)

北日本コンピューターサービス株式会社

株式会社 NTTデータ・アイ

<条例第22条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

所管部課係 区民部納税課納税システム担当

*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 1 対象者 特別区民税都民税等を納期限までに納付しなかった者 2 個人情報 ①氏名、②カナ氏名、③郵便番号、④住所（方書含む）、 ⑤生年月日、⑥性別、⑦口座情報、⑧宛名番号、⑨個人種別コード 3 調査件数（予定） 約50,000件/年間 （参考：令和3年度預貯金等照会件数：約20,000件） 別添資料5 照会依頼ファイル内容 別添資料6 回答データ		
結合する区のシステム	LGWAN接続が可能な文書PC	
結合先（結合方法）	LGWAN-ASPサービス （財産調査中間処理ユニットPiMS） （預貯金等の照会業務の電子化pipitLINQ） ※LGWAN環境とのデータアップロードおよびダウンロード（結合）は当区の運用方針に従い、暗号化機能付指定USBメモリにて実施する。	
稼働時期	令和4年12月（予定）	

外部結合を必要とする理由

現状において、この方法のほかに照会業務を迅速化・省力化することができる代替手段はなく、セキュリティ対策を施すことにより個人情報等の漏えい等を防ぐことが認められるため。

処理の概要・効果

1 PiMS概要について

預貯金調査電子化に伴う区側の新たな業務フローや追加事務負担を、中間処理ユニットPiMSによって効率化する。

(1) 3つの送達手段に対応

電子化以前は紙の照会依頼書を郵送するという1種類の方法で金融機関へ照会してたが、電子化以降は紙の依頼書に加え2種類のCSVファイル（pipitLINQ/DAIS）を使って金融機関へ照会が必要となる。合計3種類の照会依頼作成を自動化することで区職員の負担軽減を図ることができる。

(2) ヒット率低下防止サポート

ア 電子化以前は、紙の照会依頼書に記載されている情報をもとに、本人のものと思しき口座名義人情報を金融機関の職員が検索してくれていた。電子化以降はCSVファイルに格納されている情報をもとに、該当条件にマッチする口座名義人情報を金融機関のシステムが検索することになる。このとき、検索に使用される情報が完全一致していないなどのために、該当名義があるにもかかわらず「該当なし」として回答される可能性が指摘されている。

イ PiMSでは金融機関ごとのシステム検索仕様を学習し、「(*)区の宛名情報を検索仕様にマッチした形に自動変換」してくれるため、システム検索条件の不整合などによる「該当なし」となるリスクを大きく回避できる。

(*)：姓と名の間は必ず半角スペースでないと検索ヒットしないなどの金融機関ごとのシステムの癖に応じた変換など。

(3) 本人特定サポート

ア 電子化以前は金融機関職員が本人のものと思しき口座名義人情報を検索して回答してくれていたが、電子化以降はカナ氏名と生年月日など金融機関が定める検索条件にヒットしたもの”すべて”が返ってきてしまう。

イ P i m s は回答結果をオリジナルの宛名情報と照会時宛名情報との適合状況に応じて自動的に分類してくれる。この回答結果に対しての「同一人判定支援機能」にて、誤った別人への差押リスクや職員の確認業務負担を軽減することができる。

2 pipitLINQ概要について

(1) 納税管理システムにより抽出した照会データをNTTデータの提供するツールを用いて変換する。

(2) 金融機関ごとのシステムの沿ったCSVを作成する。

(3) 生成したCSVファイルをpipitLINQに送信する。

(4) pipitLINQは照会データを各金融機関に振り分け、eB-NW/IPVPN-NW(閉域網かつ通信経路を暗号化)を用いてデータの送受信を行う。

(5) pipitLINQが金融機関からの回答データを行政機関単位に振り分け、LGWAN回線により送信する。

(6) pipitLINQから送信された回答データはLGWAN回線を用いて受取する。

3 効果

(1) 紙による照会は、回答日数が平均2～3カ月、長くなると半年程度を要したが、電子化により、照会から回答まで3営業日程度に大幅に時間短縮できる。財産調査能力が大幅に増強されることで、滞納者の担税力の早期把握が可能となるとともに、節減された時間を

差押等の滞納整理の充実にあてられる。

(2) 封筒代・郵送料金・紙が削減される。

セキュリティ・保護対策

1 P i m s について

(1) サービス提供元(北日本コンピューターサービス)

ア 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマーク取得。

イ ISO27001(ISMS)取得。

(2) 個人情報の保護措置

ア SSL/TLS通信を用いて暗号化。

イ LGPKI証明書がインストールされた端末からのみアクセス可能。

ウ ユーザーIDとパスワードによるログイン認証。パスワードについては、暗号化し、データベースへ格納。

エ アクセスログの管理。

オ 調査が終了し、参照価値消滅後、速やかに調査データを削除。

2 pipitLINQについて

(1) 自治体側：pipitLINQとのデータ通信については、LGWANを利用することにより、通信の安全性を確保する。

(2) pipitLINQ

ア LGWAN-ASPサービスとして提供。

イ セキュアなクラウド(OpenCanvas：全国ほぼ全ての金融機関が利用する「ANSER」のシステム基盤を利用したセキュアなプライベートクラウドサービス。そのデータの置き場所は国内のみで国外にデータを置くことはない)に構築。

ウ OpenCanvasは、ISO27017、ISO27001(ISMS)を取得。

エ 不正アクセスの遮断、ウイルス対策、データ暗号化、操作ログ取

得。

オ ユーザーID、パスワードによるログイン認証。

カ 送信日から60日経過後又は調査終了から30日経過後に、調査データを削除。

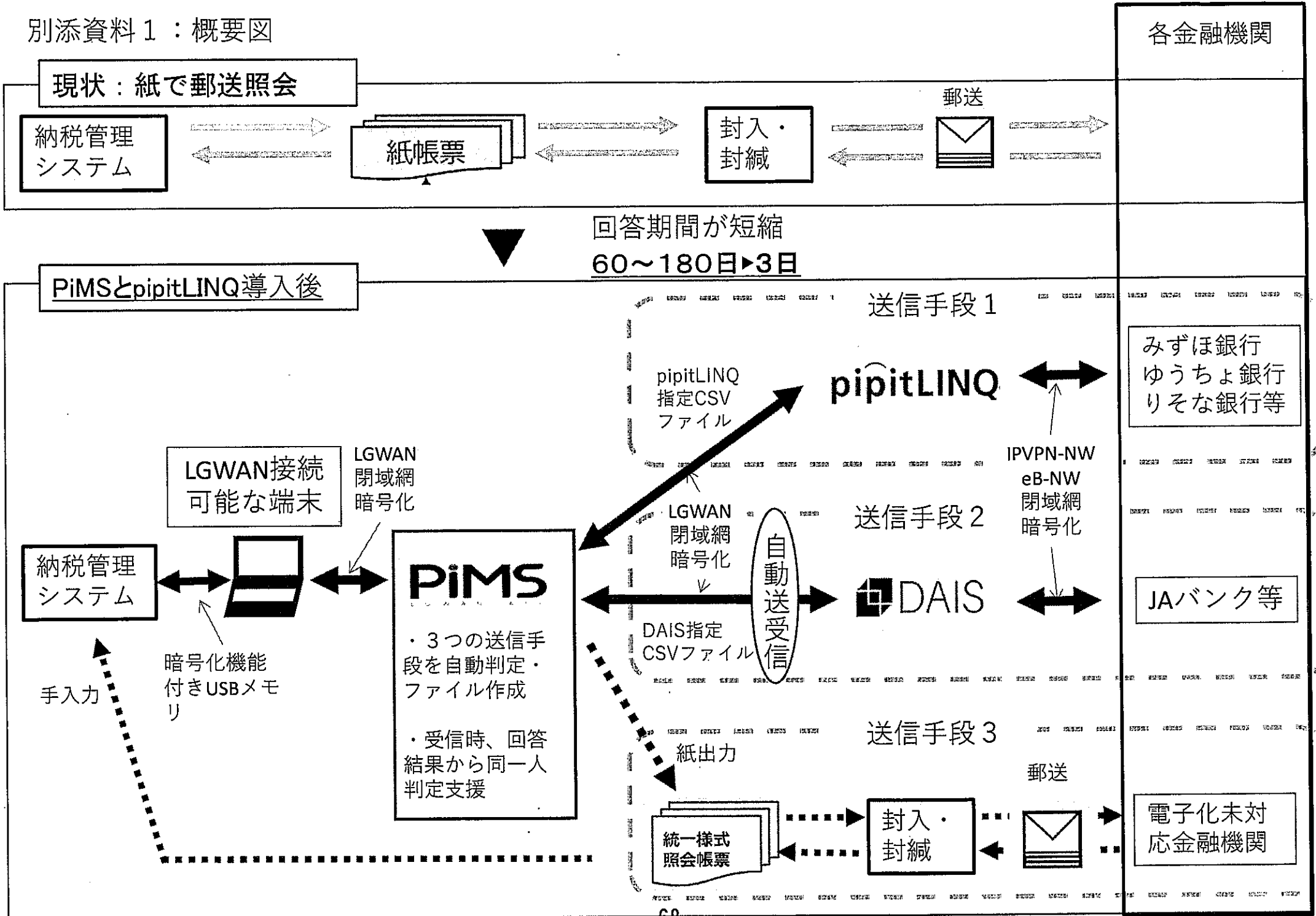
(3) AnswerDATAPORT (システムセンタ、金融機関向けのインターフェース) 自治体との間の口座振替や総合振込・給与振込データについて閉域網を利用して伝送する。

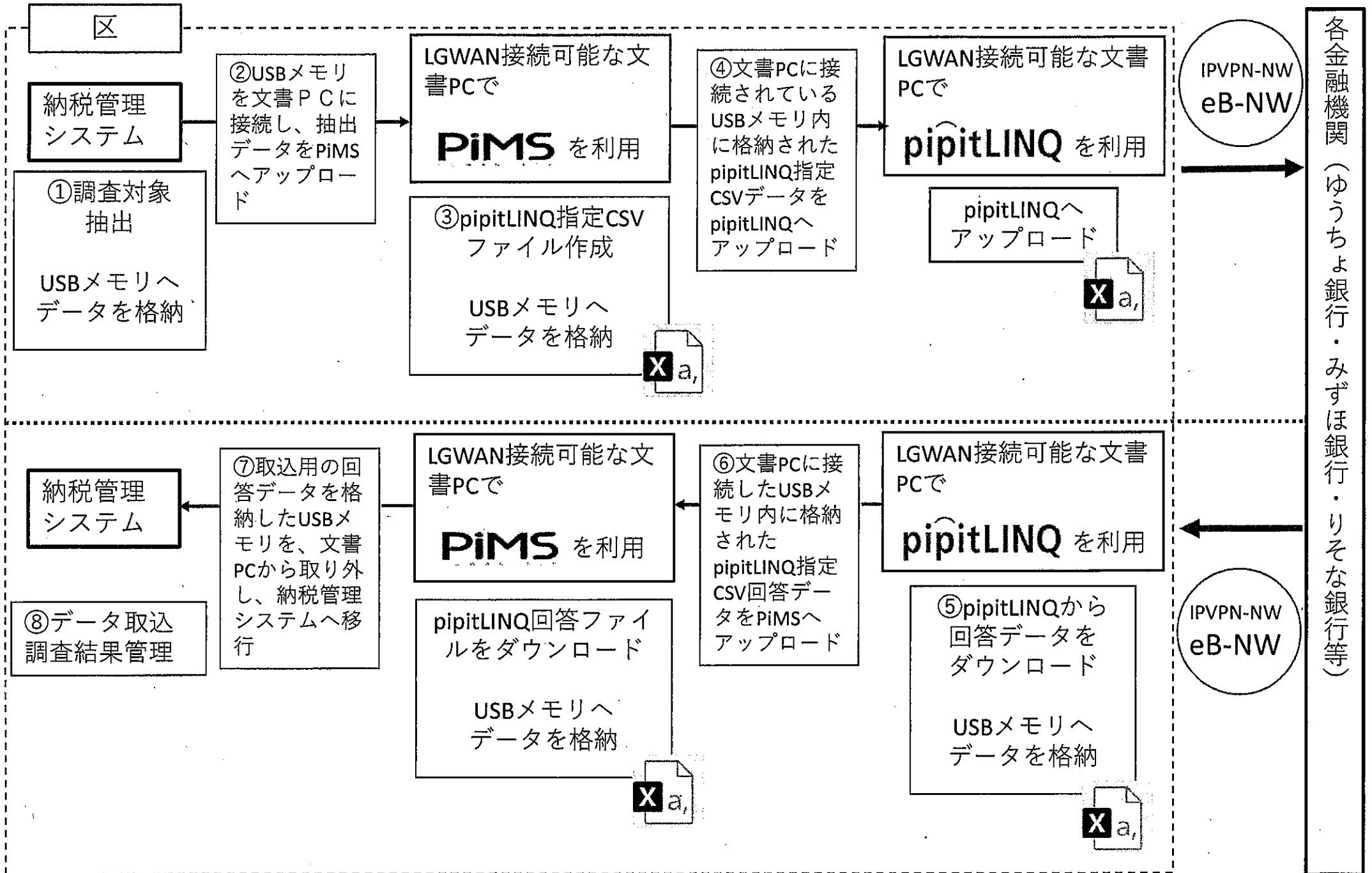
(4) 金融機関側

ア AnswerDATAPORTとの通信には既存のeB-NW/IPVPN-NWを使用する(閉域網かつ通信経路を暗号化)。

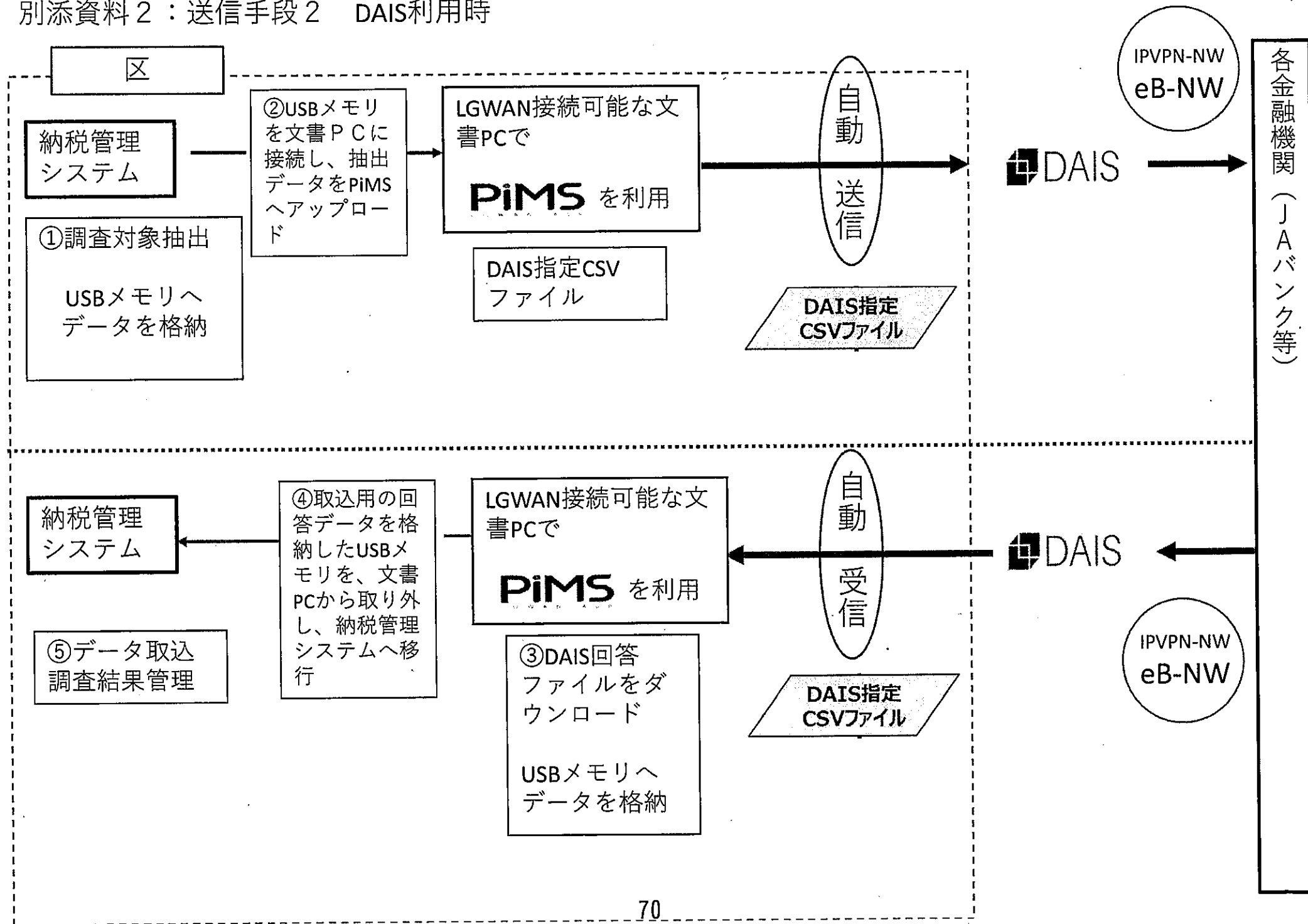
イ 各金融機関が定める情報セキュリティポリシーの遵守。

別添資料1：概要図

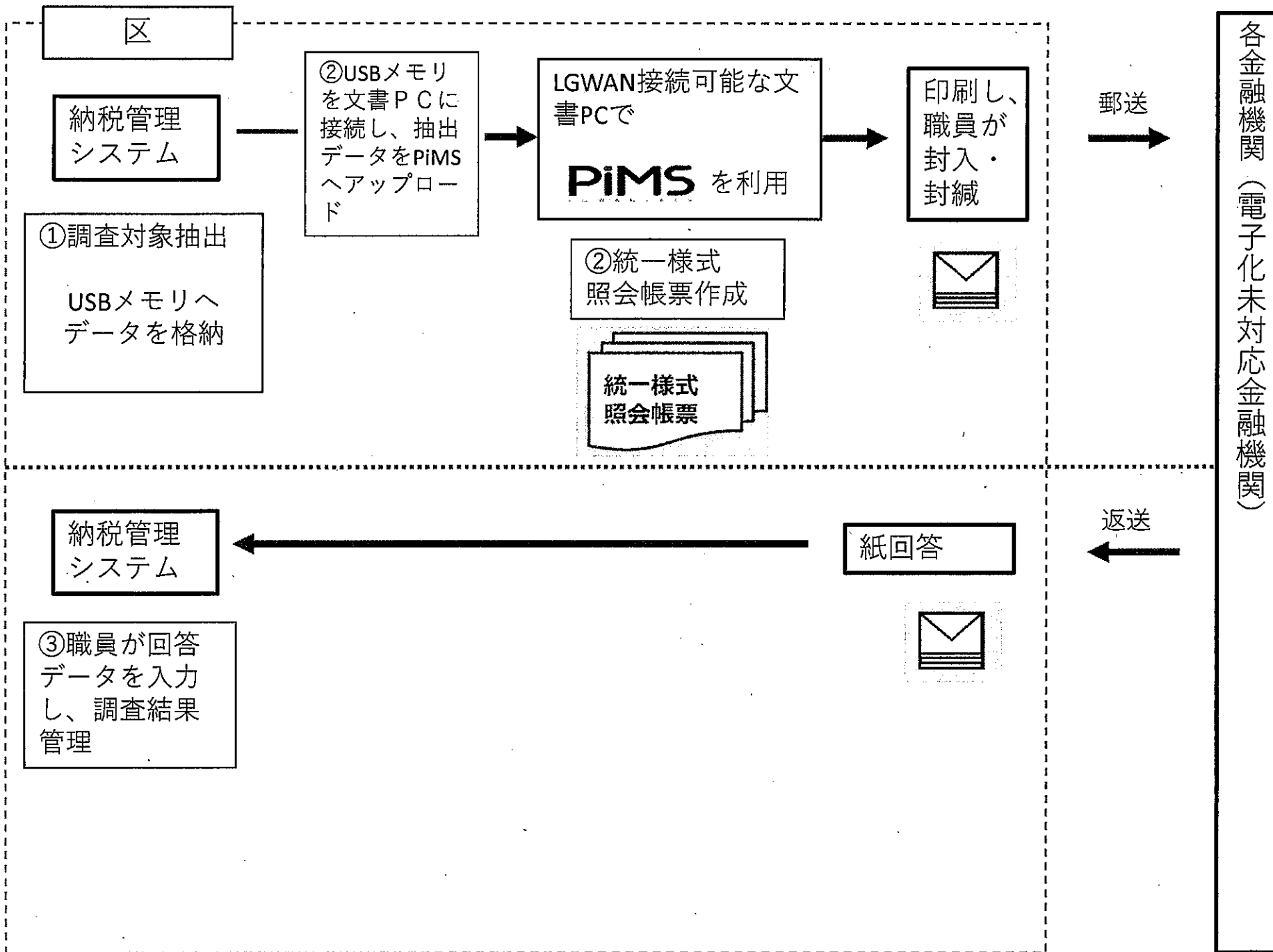




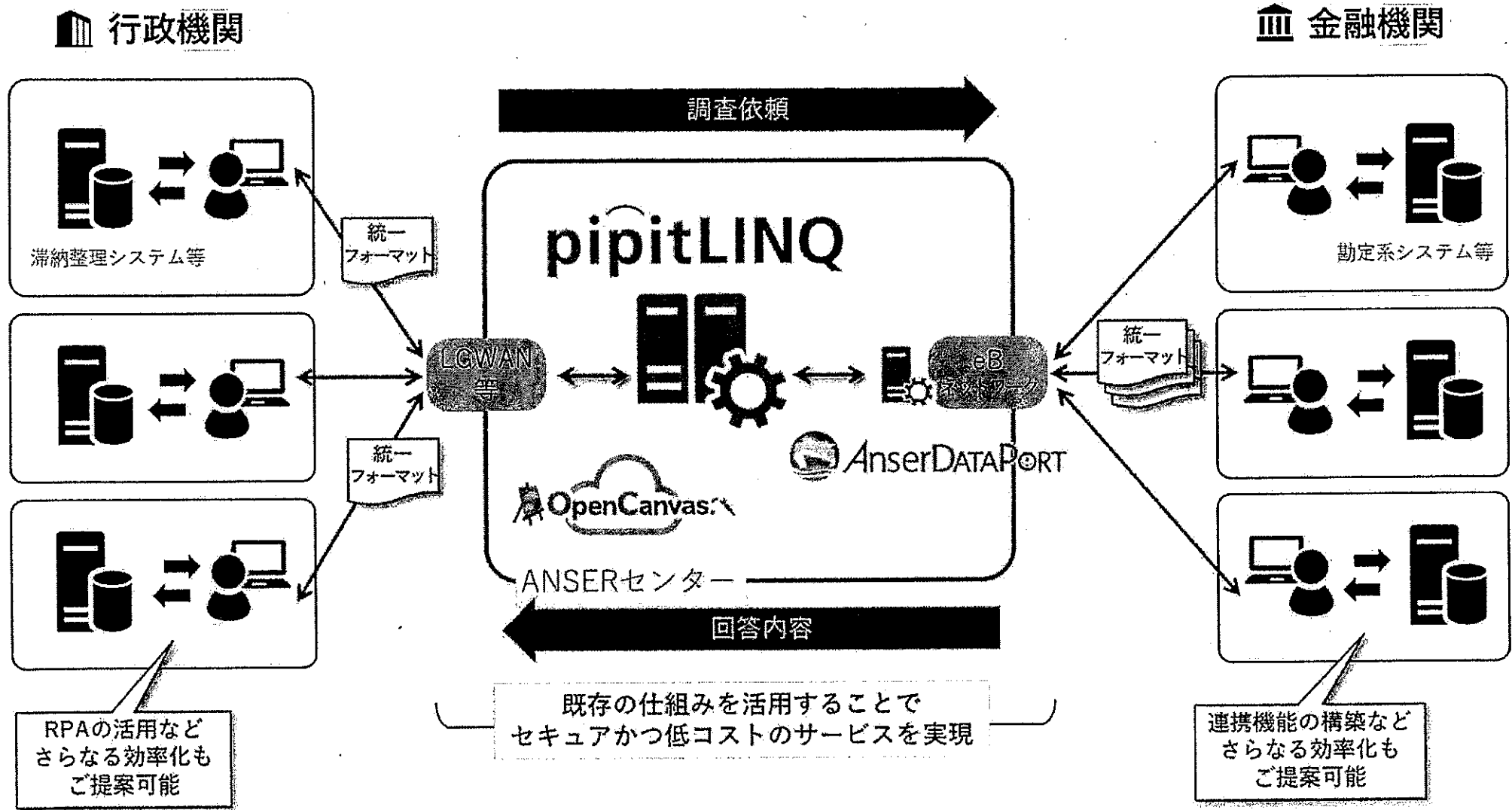
別添資料 2 : 送信手段 2 DAIS利用時



別添資料 2 : 送信手段 3 電子化未対応金融機関の利用



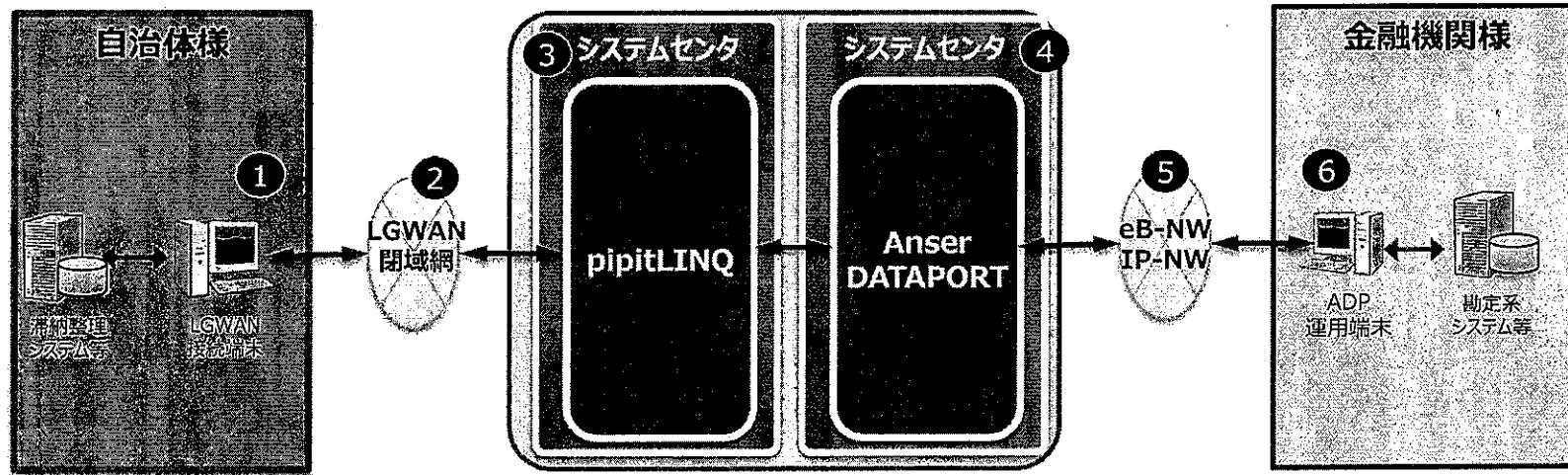
pipitLINQ 概要



添付資料4 pipitLINQのセキュリティ対策について

pipitLINQのセキュリティ対策について

pipitLINQのセキュリティ対策を以下に示します。



① 自治体様の接続端末	・自治体様にて準備 (LGWAN接続端末)
② 自治体様-センタ間NW	・LGWAN回線を使用
③ pipitLINQ	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体様向けはLGWAN-ASPサービスとして提供 ・FWによるアクセス制御 (不正アクセスの遮断) ・ウイルス対策、データの暗号化、操作ログ取得 ・セキュアコーディング (意図しない脆弱性の排除) ・ユーザID、パスワードによるログイン認証 ・個人情報保護法ガイドライン (通則編) に定められた事業者が実施する安全管理措置を実施

④ Anser DATAPORT (金融機関様とのインタフェースシステム)	<ul style="list-style-type: none"> ・Anser DATAPORTの1メニューとして提供 ・自治体様、企業との間の口座振替や総合振込・給与振込データをCMT媒体やISDN回線に代わる閉域網を利用して伝送する金融機関向けサービス
⑤ 金融機関様-センタ間NW	・既存のeB-NW/IP-NWを使用 (閉域網目付通信経路を暗号化)
⑥ 金融機関様の接続端末	・金融機関様にて準備 (既存のADP運用端末を利用)

添付資料 5 照会依頼ファイル内容

依頼データ作成支援ツール

V2.0.4

依頼ファイル作成

入力情報クリア

※「1.宛先情報」「2.依頼情報」の全ての入力情報をクリアします

1. 宛先情報

項番	金融機関コード	拠点コード	金融機関名 (自動表示)
1	9996		NTTデータ銀行 (試験用)
2			
3			
4			
5			

2. 宛先の指定条件

☑ (1) 金融機関単位に対象者を選択し、データを作成

☐ (2) すべての金融機関宛にデータを作成

3. 依頼情報

宛先金融機関コード				対象者情報									
9996				依頼コード	根拠法令	人格	カナ氏名(名称)	生(設立)年月日	性別	漢字氏名(名称)	英字名	郵便番号	漢字住所
○				取引確認	国税徴収法第141条	個人	田中 伊助	19800101	男	田中 一郎		1810001	東京都江東区1
○				詳細確認	国税徴収法第141条	個人	田中 次郎	19801012	男	田中 次郎		1810002	東京都江東区2
依頼コード	根拠法令	人格	カナ氏名(名称)	生(設立)年月日	性別	漢字氏名(名称)	英字名	郵便番号	漢字住所				
ブルダウ	ブルダウ	ブルダウ	半角文字 ※姓名の間は半角スペース	半角数字 ※西暦入力。1桁の場合は頭に0を付ける。 例) 令和元年9月8日→ 20190908	ブルダウ	全角文字 ※姓名の間は全角スペース	半角文字 ※ファーストネーム・ミドルネーム等の間は半角スペース	半角数字 ※郵便番号は「- (ハイフン)」なし	全角文字 ※数字も含め全て全角文字				

<操作の流れ (簡易版) >

- 宛先情報
金融機関コード (最大5機関) を入力
- 宛先の指定条件
(1)、(2)のいずれかを選択(デフォルトは(1))
- 依頼情報
(1)の場合: 対象者情報を入力し、
対象者毎に宛先金融機関を設定
(2)の場合: 対象者情報を入力

依頼ファイル作成ボタンを押下

出所: 株式会社NTTデータ

添付資料 6 回答データ

回答データ参照支援ツール V2.0.0

回答ファイル読込

一括印刷

 取引無の回答も単票を作成

回答結果一覧表

項番	依頼内容										回答内容	
	回答元金融機関	金融機関名称	依頼番号	調査対象者氏名	支店番号	顧客番号	口座番号	行政機関管理番号	行政機関任意項目	行政機関任意項目	取引有無	回答書
1	9999		1	トビタ 知子							取引無	
2	9999		2	トビタ シノブ				123	〇〇担当		取引有	1-2
3	9999		3	トビタ サチ子				123	〇〇担当		取引有	1-3
4	9999		4	トビタヨウカ(システム)							取引有	1-4
5	9999		5	トビタ 知子	100	400000000	400	123	〇〇担当		取引有	1-5

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [区民交通傷害保険のWEB申込みについて]

所管部課係 都市建設部 交通対策課 推進係

事業の概要

令和2年4月1日から「足立区自転車の安全利用に関する条例」により、自転車保険への加入が義務化された。これを受け、自転車事故により他人にケガを負わせた場合などに補償される区民交通傷害保険（引受保険会社は損保ジャパン）を令和2年から始め、毎年2月から3月までの募集期間に金融機関窓口で申込みを受け付けてきた。**別紙1** **別紙3**

なお、加入申込書の本人同意を基に損保ジャパンへ外部提供してきた。令和4年度は11,687人の申込みがあった。

現在、区民交通傷害保険は都内16区で実施されているが、以前より、募集期間内に申し込みが間に合わなかった区民からの年度途中での加入や、WEB申込みができないかの問合せや要望があり、各区から損保ジャパンへWEB申込みができるようにしてほしいとの要望が出ていた。

こうした要望を受け、損保ジャパンではWEB申込みのシステムを開発して、令和4年6月からは港区がトライアルとして先行運用を開始した。

これにより、従来の2～3月の募集期間だけでなく、年度途中の申込みも可能になることに加え、金融機関窓口の開いている時間だけでなく、24時間いつでも申込みが可能となるため、区民の申込機会を拡大させることができる。

当システムは損保ジャパンが開発した広域団体システムとマルチ決済システムで構成されており、区が開発するものではなく、すでに開発されたものを区が使用する形となっている。なお、従来からの金融窓口による申

込みは継続し、WEB申込みと併用となる。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 都市建設部 交通対策課 推進係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■諮問事項	
2	□報告事項 (一括承認基準)	
業務委託の内容及び条件		
<p>1、金融機関窓口での申込みに加え、新たにWEB申込みが始まることで損保ジャパンの広域団体システムを介することに伴う申込み代行業務が生じる。</p> <p>2、マルチ決済システムにて、GMOペイメントゲートウェイ株式会社によるクレジットカード、LINE Pay、PayPayでの収納代行業務が生じる。</p>		
業務委託を必要とする理由		
<ul style="list-style-type: none"> WEB申込み実施のためには、損保ジャパンが開発した広域団体システムとマルチ決済システムを使用する必要がある。 		
当該委託開始(実施)時期	令和5年2月1日～	
業務委託により取り扱う個人情報の項目		
<p>【広域団体システム】</p> <p>氏名、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、加入コース、他の保険契約等、支払方法(クレジットカード・LINE Pay・PayPay)、証券番号、加入者が複数の場合は「申込者からみた続柄」</p> <p>※クレジットカード情報やLINE Pay・PayPayのID情報は取得しない</p>		

<p>【マルチ決済システム(クレジットカードの場合)】</p> <p>クレジットカード番号、カード有効期限、セキュリティコード、ローマ字氏名 別紙4</p> <p>【マルチ決済システム(LINE Pay・PayPayの場合)】</p> <p>ID、決済番号 ※氏名等の個人情報は取得しない 別紙5</p>
<p>個人情報の保護措置等</p> <p>【損保ジャパン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の保護に関する法律」や「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等に基づいた十分な保護体制により運用されている。 個人情報は必要最小限のものとしている。 SSL/TLS通信による暗号化を利用。 アプリケーションとネットワークのファイアウォールを導入している。 法人税法や電子帳簿保存法に基づき、広域団体システムは7年、マルチ決済システムは11年4か月の保存期間が過ぎたら廃棄する。 クラウドは、ISO27001とISO27018の認証を取得しているAWSを利用。 不正アクセス防止のためユーザーID、パスワードを設定している。 <p>【GMO】</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO27001、PCI DSS、プライバシーマークを取得している。
<p>業務委託先(予定を含む)</p> <p>損害保険ジャパン株式会社、GMOペイメントゲートウェイ株式会社</p>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
<p>個人情報の記録項目 損保ジャパンの広域団体システムとマルチ決済システムの情報は次のとおりである。</p> <p>【広域団体システム】 氏名、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、加入コース、他の保険契約等、支払方法（クレジットカード・LINE Pay・PayPay）、証券番号、加入者が複数の場合は「申込者からみた続柄」 ※クレジットカード情報やLINE Pay・PayPayのID情報は取得しない</p> <p>【マルチ決済システム（クレジットカードの場合）】 クレジットカード番号、カード有効期限、セキュリティコード、ローマ氏名 別紙4</p> <p>【マルチ決済システム（LINE Pay・PayPayの場合）】 ID、決済番号 ※氏名等の個人情報は取得しない。 別紙5</p>		
結合する区のシステム	文書PCから結合するが、利用申込者ごとにIDとパスワードを発行してもらう。	
結合先（結合方法）	損保ジャパンが開発した広域団体システムとマルチ決済システム	
稼動時期	令和5年2月1日～	

<p>外部結合を必要とする理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保ジャパンが開発した広域団体システムとマルチ決済システムで構成されており、区が開発するものではなく、すでに開発されたものを区が使用する形となっている。 ・今まで紙媒体のやり取りだったため、加入者情報の確認に時間がかかった。今回、クラウドサーバを介することにより、いつでもWEB申込が可能となるだけでなく、加入者情報が逐一確認できるようになる。
<p>処理の概要・効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の申込み手続きは、加入者がパソコン、スマートフォン、タブレットから加入専用サイトにアクセスし、加入申込みから保険料決済までを行う。保険料決済は、クレジットカード・PayPay・LINE Payより選択する。加入者が決済した保険料は、GMOペイメントゲートウェイ株式会社（決済代行会社）を経由し、区へ送金される。区は補償開始月ごとに保険料をとりまとめ、損保ジャパンへ送金する。 ・WEB申込みの導入により、年度途中の申込が可能になるだけでなく、金融窓口が開いていない時間帯でも申し込むことができるようになり、加入の機会を拡大させることができる。また、従来郵送のみで行われていた勧奨通知が、WEB申込者へはEメールにより実施できるため、一部の郵送作業や郵送代が削減される。
<p>セキュリティ・保護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の担当者は、損保ジャパンへ当システムの利用申込書を提出し、利用申込者ごとにIDとパスワードを発行してもらう。このID、パスワードにより当システムの管理者画面を利用し、申込み状況や加入者ごとの

契約内容、保険料請求、収納状況等を確認できる。


- ・LINE Pay・PayPayのセキュリティは、ともにISO27001、PCI-DSSを取得しており、公的に認証されている。
- ・損保ジャパンは「個人情報の保護に関する法律」や「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等に基づいた十分な保護体制により運用されている。
- ・GMOはISO27001、PCI DSS、プライバシーマークを取得している。
- ・個人情報は必要最小限のものとしている。
- ・SSL/TLS通信による暗号化を利用。
- ・アプリケーションとネットワークのファイアウォールを導入している。
- ・法人税法や電子帳簿保存法に基づき、広域団体システムは7年、マルチ決済システムは11年4か月の保存期間が過ぎたら廃棄する。
- ・クラウドは、ISO27001とISO27018の認証を取得しているAWSを利用。
- ・不正アクセス防止のためユーザーID、パスワードを設定している。

区民交通傷害保険の概要

▲ 足立区

令和2年4月から 自転車 保険への 加入が 義務化

令和2年1月1日から「足立区自転車の安全利用に関する条例」が施行



- 令和2年1月1日から「足立区自転車の安全利用に関する条例」が施行
- 自転車保険への加入が義務化
- 区としても、令和2年度4月から「区民交通傷害保険」を開始（申し込みは令和2年2月1日から開始）

ご存知ですか？ 令和2年4月から 自転車保険の加入義務化がスタート!

自転車事故により、高額な賠償をせよされるケースが増えています。万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

自転車保険(自転車損害賠償責任保険)に入っていますか？

自転車用の損害賠償責任保険に加入している。 自転車保険に加入しましょう。

その他の損害賠償責任保険に加入しているが、自転車保険に加入していない。 加入している保険会社が「個人賠償責任特約」をセットしている。 加入している保険会社が「個人賠償責任特約」をセットしている。

任意でセットした保険に加入している。 新たに加入する場合、インターネットから加入するも可や、営業窓口のある会社と、来店して加入するも可です。ご自身の状況に合わせて加入しましょう。

↓ いずれか 該当 ↓

↓ いずれにも 該当しない ↓

1. 任意で加入しているが、(任意)は、任意の範囲で加入している。

事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

補償内容	補償金額	保険料	加入方法
個人賠償責任特約	1億円	1,000円	任意
自転車損害賠償責任特約	1億円	1,000円	任意
自転車損害賠償責任特約(自転車専用)	1億円	1,000円	任意
自転車損害賠償責任特約(自転車専用+自転車専用)	1億円	1,000円	任意
自転車損害賠償責任特約(自転車専用+自転車専用+自転車専用)	1億円	1,000円	任意
自転車損害賠償責任特約(自転車専用+自転車専用+自転車専用+自転車専用)	1億円	1,000円	任意

足立区 交通対策課 推進係 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 北44番 電話: 03-3880-5912 (平日9時から午後5時まで)

足立区の『区民交通傷害保険』 へのご加入をおすすめします。

別紙 1

申込期間 令和4年2月1日から3月31日まで
※上記以降は加入できませんので、ご注意ください。

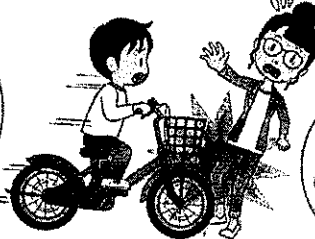
申込場所 ゆうちょ銀行・郵便局・金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協)

申込資格 令和4年4月1日時点で、足立区に住所のある方および在勤・在学者

重要なお知らせ

「東京都自転車条例」が改正され、令和2年4月より自転車利用者には、自転車事故に備えた保険への加入が義務化されました。

※正式名称「東京都自転車条例」第17条第1項第2号(自転車利用者の安全確保に関する規定)



自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(X・A・J・B・J・C・Jコース)へのご加入をおすすめします。

足立区内では、令和2年1年間に1,677名の方が交通事故によっておケガをされています。
(出典:警視庁の交通事故統計)

保険期間:令和4年4月1日(午前0時)から令和6年3月31日(午後12時)まで1年間

●7つのコースから1つのコースをお選びください。

コース名	保険料	補償内容
区民交通傷害コース +自転車賠償責任プラン	1,000円	35万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
区民交通傷害コース +自転車賠償責任プラン	1,500円	160万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
区民交通傷害コース +自転車賠償責任プラン	2,500円	350万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
区民交通傷害コース +自転車賠償責任プラン	3,500円	600万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
区民交通傷害コース	900円	150万円(交通傷害)
区民交通傷害コース	1,800円	350万円(交通傷害)
区民交通傷害コース	2,500円	500万円(交通傷害)

※1日の保険料は、区民交通傷害コースに加入し、別途保険料を支払っていただく必要があります。
※コースごとの補償内容は、保険期間満了(令和6年3月31日)まで有効です。

【参考】
令和4年度用
募集チラシ

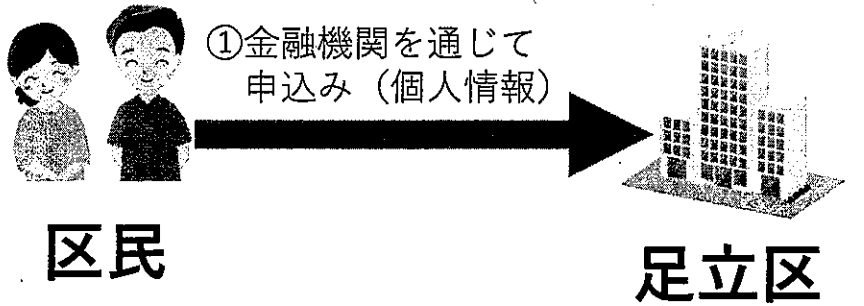
お問い合わせ先 足立区 交通対策課 推進係 TEL 03-3880-5912
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
<引渡保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 東京公務開発営業課 足立区 TEL 03-3349-9666
〒160-6338 新宿区西新宿1-26-1

※詳しくは募集チラシの裏面に記載されています。また、保険料は、保険期間満了(令和6年3月31日)まで有効です。また、コースごとの補償内容は、保険期間満了(令和6年3月31日)まで有効です。

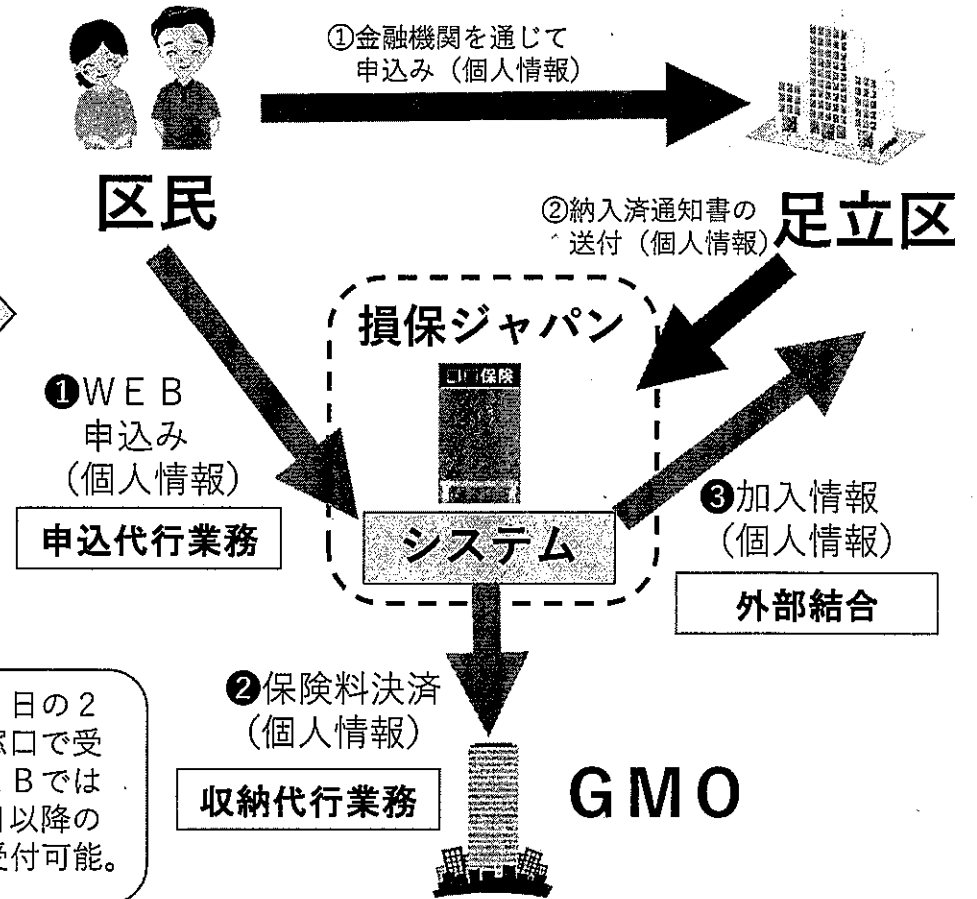
- 900円～3,500円の7つのコース
(自転車賠償責任プラン付は4コース)
- 保険期間は、4月1日～翌年3月31日の1年間
- 申込資格は、足立区に住所のある方及び在勤・在学者

個人情報の流れの概要

これまで (金融機関窓口のみ)



これから (金融機関窓口+WEB)



2月1日から3月31日
の2か月間で、金融機関
窓口でのみ加入申し込み
を受付。

2月1日から3月31日の2
か月間で、金融機関窓口で受
付するのに加え、WEBでは
2月1日から4月1日以降の
年度途中も24時間受付可能。

②保険料決済
(個人情報)

収納代行業務

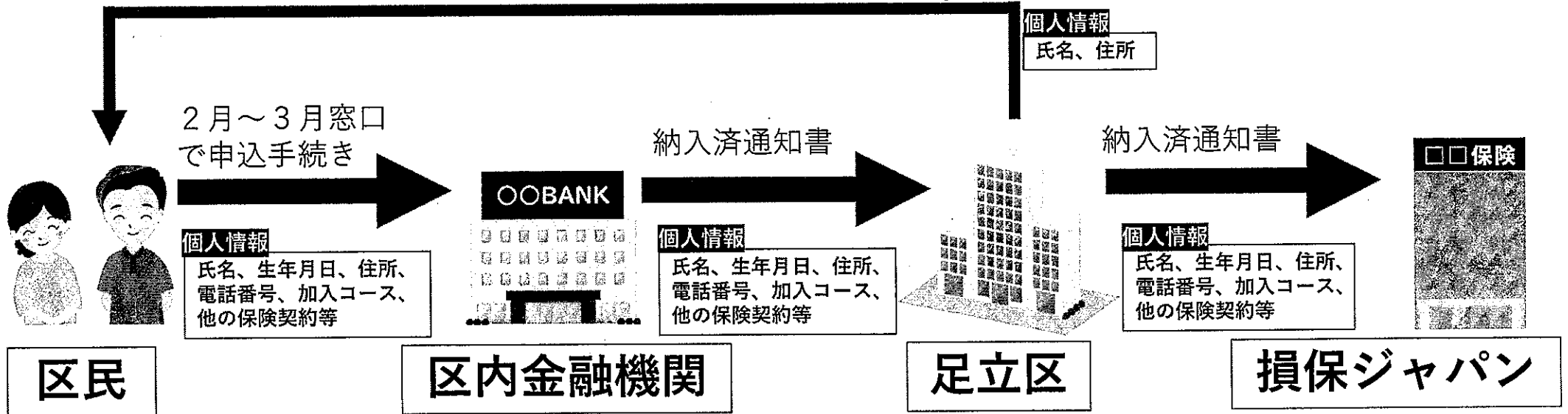
GMO

これまでの申込みの流れ（金融機関窓口）



別紙 3

翌年1月末頃勧奨用通知発送（既加入者）



WEB申込みの流れ (クレジットカードの場合)

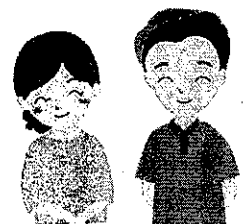


別紙4

個人情報

氏名、
Eメールアドレス

翌年1月末勤奨用メール送信 (既加入者)



区民

申込手続き
※WEBでいつでも可

個人情報

氏名、生年月日、住所、
電話番号、Eメールアドレス、
加入コース、他の保険契約等、
支払方法、証券番号等

※クレジットカード情報は無い

損保ジャパン

□□保険

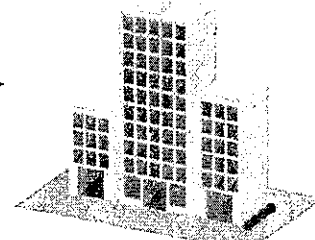
広域団体
システム

マルチ決済
システム

個人情報

氏名、生年月日、住所、
電話番号、Eメールアドレス、
加入コース、他の保険契約等、
支払方法、証券番号等

※クレジットカード情報は無い
※支払状況の情報はあり



足立区

区ホームページにリンク、
広報等にQRコードを貼付

クレジットカード情報

クレジットカード番号、
カード有効期限、
セキュリティコード
ローマ字氏名

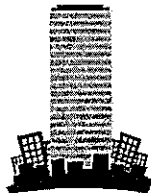
クレジットカード
で保険料決済 カードの有効性確認

GMO
(収納代行)

クレジットカード情報

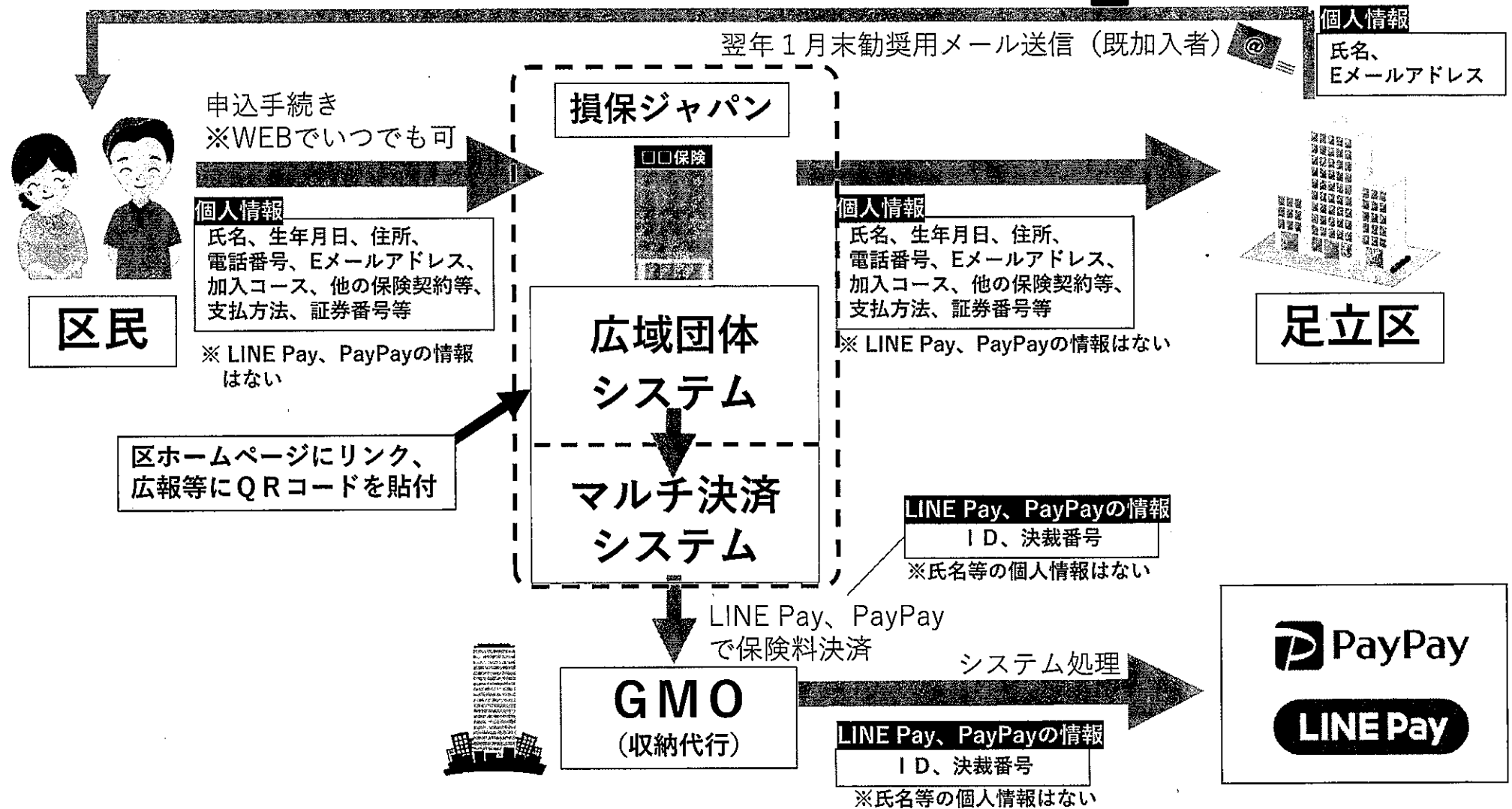
クレジットカード番号、カード有効期限、
セキュリティコード、ローマ字氏名

クレジット
カード会社



WEB申込みの流れ (LINE Pay、PayPayの場合)

別紙5



システム（加入者用）画面イメージ

別紙 6

加入者用ログイン画面

加入情報入力の画面（1例）

損保ジャパン SOMPO

〇〇区 区民交通傷害保険手続きサービス

新たにご加入される方へ

1. 新たに申し込みをされる方は、こちらからお手続きください。

▶ **新たにご加入される方はこちら**

既にご加入されている方へ

1. ID、パスワードをお忘れの方は、以下の「IDでログイン」にIDとパスワードを入力してログインしてください。

2. ID、パスワードをお忘れの方は、以下の「その他の方法でログイン」に、初回ログイン用ID、仮パスワードを入力してログインしてください。

IDでログイン

ID (登録Eメールアドレス)

メールアドレスの形式でご入力ください。

example@example.com

パスワード

8~32文字の半角英数字でご入力ください。

password

※Eメールアドレス・パスワードをお忘れの際は

▶ ログイン

その他の方法でログイン

更新お手続きや加入書証のご案内、メールなどに記載されているIDとパスワードでログインできます。

ID(更新案内やメールに記載のもの)

半角英数字でご入力ください。

example123

パスワード(更新案内やメールに記載のもの)

8~32文字の半角英数字でご入力ください。

password12345678

メールアドレスの登録

メールアドレスがIDとなる。まずはメールアドレスを登録する。

登録したメールアドレスあてにメールが届く



損保ジャパン SOMPO

ネット申し込みお手続き 保険選択 加入プラン選択 任意加入保険 加入書証入力 入力内容確認 支払方法選択 新規申込完了

プランを選択ください

▶ パンフレット・PDFはこちら

※「告知事項」です。事実と異なる内容を入力した場合や未入力であった場合は、ご契約を解除することや保険金をできないことがありますので、ご注意ください。

- 「必須」の記載がある項目はすべてご回答ください。
- ※「,」「*」「!」はご入力いただけません。
- パンフレットは右上の「パンフレット・PDF」

・被保険者＝保険・補償の対象となる方
 ・申込人（加入者）＝保険料を支払う方となります。

補償の対象となる方（被保険者）の情報を入力してください。

お名前

生年月日 1998/01/01 32歳（保険始期日時点の満年齢）

申込人（加入者）からみた職務

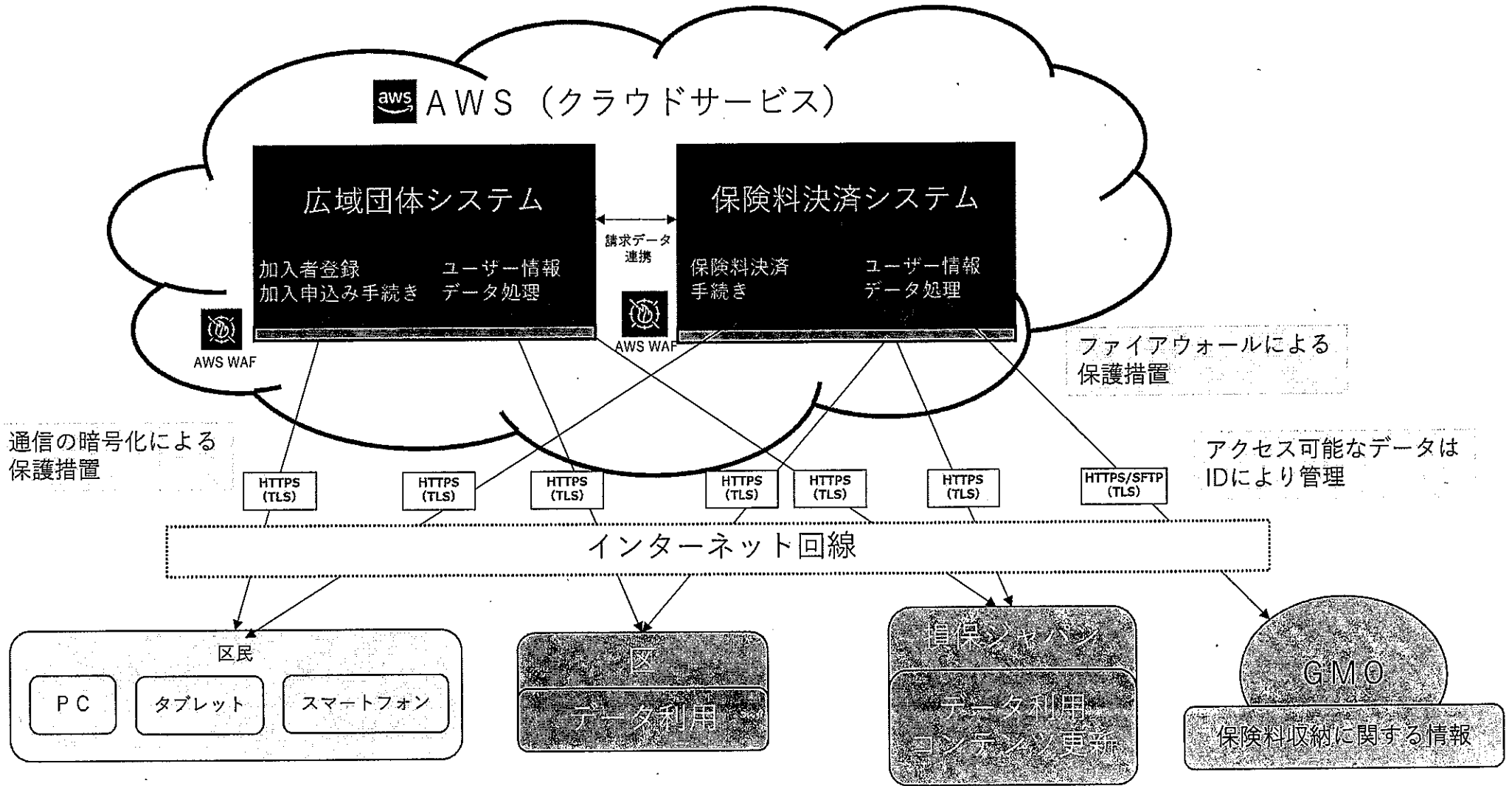
※申し込み区分：区内在勤・区内在学の方のみご入力ください。

会社・学校 名称(※)

会社・学校 所在地(※)

メールにURLがあり、そこから加入フォームに入り、必要な情報を入力していく

クラウドイメージ図



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [「成長の記録」作成業務委託]

所管部課係 衛生部 データヘルス推進課 データヘルス推進係

事業の概要

現在、区では健診結果等の健康に関わるデータを収集しているが、収集したデータを区民へ還元する事業として、令和3年度に保育園卒園児へ「成長の記録」を配付するモデル事業を職員による内製で実施した（公立保育園2施設。配付希望調査は、紙で管理することとし、電子計算組織への記録は行っていない。）。今後、さらにデータの還元を推進していくため、令和4年度はすべての公立認可保育園及びこども園（30施設）へ、令和5年度以降は配付対象施設を順次拡大して実施することを予定している。

事業拡大にあたっては対象者数が著しく増加するため、配付希望調査を電子計算機器へ記録（足立区個人情報保護条例第21条）したうえで管理する。また、職員による内製では対応が困難なため、業務委託を行う（足立区個人情報保護条例第1.6条）ほか、区の機関以外のものと外部結合を行う（足立区個人情報保護条例第22条）ため、それぞれ本審議会へ諮問する。

なお、「成長の記録」の作成に必要なデータは、保育園卒園児の保護者の同意を得たうえで利用を行う。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	個人情報保護条例 第16条第1項	
2	電子計算組織への記録	個人情報保護条例 第21条第2項	
3	区の機関以外のものとの外部結合	個人情報保護条例 第22条第1項	

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 衛生部 データヘルス推進課 データヘルス推進係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1 ■ 諮問事項		
2 □ 報告事項 (一括承認基準)		
業務委託の内容及び条件		
※業務の流れは別紙1「事業フロー図」を参照		
1 健診結果データ等の突合		
※健診結果データ等は「業務委託により取り扱う個人情報の項目」を参照。		
2 申込者の「成長の記録」作成		
3 各保育園への「成長の記録」の発送		
業務委託を必要とする理由		
「成長の記録」を大量に作成するためには、システムエンジニアによるデータの加工やプログラム作成、バリアブル印刷(可変印刷)を実施できる事業者による作業が必要である。		
当該委託開始(実施)時期	令和4年11月	

業務委託により取り扱う個人情報の項目	
1 健診結果データ等	
(1) 出生届 氏名、生年月日、性別、身長、体重、測定日	
(2) 4か月健診、6か月健診、9か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診 氏名、生年月日、性別、身長、体重、受診日	
(3) 保育園における身長・体重測定結果 氏名、生年月日、性別、身長、体重、受診日	
(4) 歯科健診結果 氏名、生年月日、性別、歯式、健診日、入園施設	
(5) 予防接種 氏名、生年月日、性別、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、四種混合、BCG、水痘ワクチン、MR、日本脳炎	
2 件数	
(1) 令和4年度	約 720人
(2) 令和5年度以降	約 5,500人
個人情報の保護措置等	
1 契約の条件として、プライバシーマークまたはISO27001の認証を受けた事業者とし、再委託を認める場合も同様の条件を付すものとする。	
2 区は、委託事業者における個人情報保護措置等の実施状況の確認のため、抜き打ちで検査を実施する。	
3 業務終了後、本業務にかかわるデータを破棄し、破棄完了報告書(別紙2)を提出することとする。	
4 事業者及び従事者に「個人情報保護に関する別紙(委託一般)(別紙3)」の記載事項を遵守させる。	
※区と委託事業者におけるデータの受け渡しについては、外部結合に関する保護措置に記載する。	
業務委託先(予定を含む)	競争入札により事業者決定

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

所管部課係 衛生部 データヘルス推進課 データヘルス推進係

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	氏名	個人特定ほか
2	住所	個人特定ほか
3	生年月日	個人特定ほか
4	性別	個人特定ほか
5	電話番号	同意書、「成長の記録」作成に関する疑義照会
6	入園施設	配付対象者の把握
7	「成長の記録」配付希望の有無	配付対象者の把握
8	「成長の記録」配付を希望しない 場合の理由	施策への活用ほか
9	健診結果データ等利用に関する本人 同意の有無	配付対象者の把握
10		
11		
12		
システム委員会		—
適用申請		—
稼動時期		令和4年11月

<p>電子計算組織に記録を必要とする理由</p> <p>配付希望の申込みから対象者抽出、効果検証まで迅速かつ正確に実施するため。</p>
<p>処理の概要・効果</p> <p>1 事務処理概要</p> <p>対象者及び保護者へ入所施設を通じて配付希望調査を実施し、配付希望に基づき、「成長の記録」を作成のうえ配付する（別紙1）。</p> <p>2 効果</p> <p>配付対象となる最大約5,500人について、配付希望に関する記録や対象者の抽出等、膨大な事務量が発生するが、電子計算機を利用することで大幅な事務量削減が可能となる。</p>
<p>セキュリティ・保護対策</p> <p>1 区の文書管理システム用パソコンを使用し、外部ネットワークと直接接続されていない環境で作業を行う。</p> <p>2 データには、パスワードをかけ、業務に携わる職員のみ共有する。</p> <p>3 パスワードは年1回以上更新する。</p> <p>4 庁内ネットワーク内の職員共有フォルダに保存し、個人のパソコンでは保存しない。</p> <p>5 本業務で得た個人情報は委託業務終了から5年で破棄する。</p>

<条例第22条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

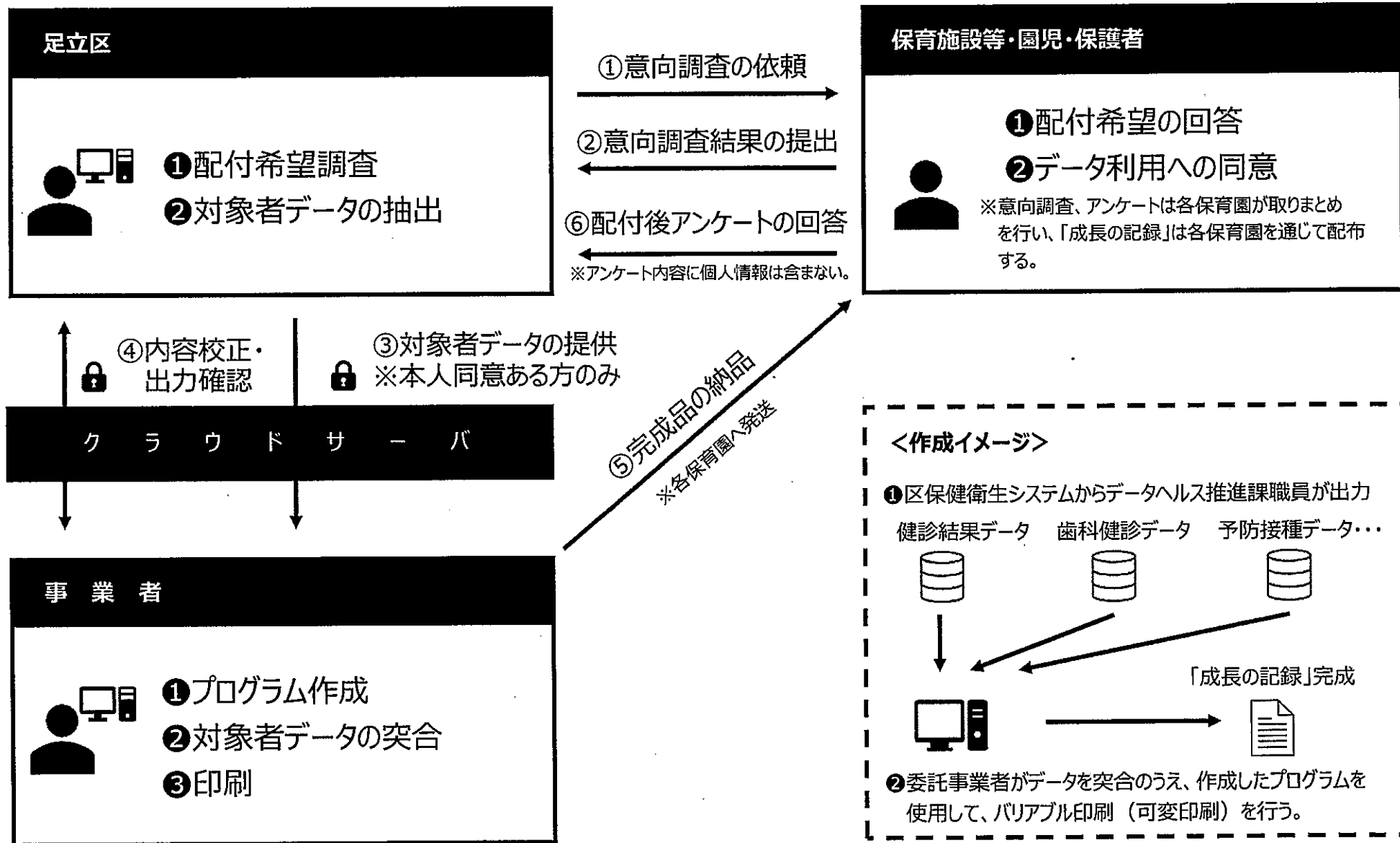
*必ず「諮問事項」となります

所管部課係 衛生部 データヘルス推進課 データヘルス推進係

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目		
1 出生届		氏名、生年月日、性別、身長、体重、測定日
2 4か月健診、6か月健診、9か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診		氏名、生年月日、性別、身長、体重、受診日
3 保育園における身長・体重測定結果		氏名、生年月日、性別、身長、体重、受診日
4 歯科健診結果		氏名、生年月日、性別、歯式、健診日、入園施設
5 予防接種		氏名、生年月日、性別、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、四種混合、BCG、水痘ワクチン、MR、日本脳炎
結合する区のシステム	文書PC	
結合先(結合方法)	クラウドサーバ (インターネット接続)	
稼動時期	令和5年1月予定	

<p>外部結合を必要とする理由</p> <p>1 データ受け渡しの情報安全性の確保 記録媒体の受け渡し及び返却に伴う搬送時の紛失・盗難等の事故による情報漏洩というような、記録媒体の持ち出しによるリスクを避けるため。</p> <p>2 データ受け渡しの処理時間の短縮 記録媒体搬送の場合に発生する「記録媒体へのデータ保存→媒体の引渡し→搬送→業務終了後の媒体返却」という処理時間を短縮できる。</p>
<p>処理の概要・効果</p> <p>1 区が「成長の記録」の作成に必要な配付希望者の身体測定データ等をクラウドサーバにアップロードする。</p> <p>2 委託事業者は、1で区がアップロードしたデータをインターネット回線経由でダウンロードする。また、区及び委託事業者は、各々の端末から校正その他内容確認に必要な範囲でデータをインターネット経由でアップロード及びダウンロードする。</p>
<p>セキュリティ・保護対策</p> <p>1 クラウドサーバは、国内にサーバを設置し、データセンター専用の建物があることを条件とする。</p> <p>2 区及び委託事業者が共有する個人情報は、暗号化のうえ、クラウドサーバ上に保存される。サービス提供事業者は、ISO27001を取得していることを条件とする。</p> <p>3 データのアップロード及びダウンロードは、通信の暗号化を行う。また、保存される全てのデータは暗号化して保存する。</p> <p>4 ユーザーアカウント(ID・パスワード)の管理により、アップロード及びダウンロードの権限を制限する。</p> <p>5 接続する端末は、ウイルス対策ソフトが最新の状態に更新されているものであることとする。</p> <p>6 作業場所に設置した端末以外でログインしないこととする。</p>

<別紙1> 事業フロー図



🔒 = 暗号化

(提出先)
足立区長

破棄完了報告書

「成長の記録」作成業務委託に基づき取り扱った個人情報について、紙媒体のシュレッダーによる断裁、溶解による破棄、電子的に記録された情報の消去を行ったので、下記のとおり報告いたします。

記

92

- 1 破棄対象者件数 _____ 件
- 2 破棄完了日 令和 年 月 日
- 3 破棄責任者

- 4 破棄の具体的方法

令和 年 月 日

受託者

所在地
名称
代表者

(個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者は、信頼される区政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第4条 受注者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうえ、受注者が廃棄する場合、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通

知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(立会い及び監督に関すること)

第10条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

(加工、再生等の禁止)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(付随的に発生する情報の使用禁止)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第13条 発注者は、受注者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、足立区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(報告、立ち入り及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施状況の報告を求め、又は受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

(罰則)

第15条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、足立区個人情報保護条例の規定に基づき、次の場合に一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

(1) 正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき

(2) 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

(3) 業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき

(4) 前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

■ 子どもの健康を守るために

■ 規則正しい生活リズム

早寝・早起き・朝ごはんの規則正しい生活リズムは、健やかに育つための第一歩です。睡眠は心身を発育させるだけでなく、脳が休むための生理現象で、脳の発育には欠かせません。また、子どもの頃に身についた生活リズムは、成長後も崩れにくく、生涯にわたる生活習慣の基礎となります。

■ 栄養バランスのとれた食事

タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラルの5つに分類される栄養素はそれぞれ役割を持っており、成長・発達のためにはすべての栄養素をまんべんなく摂る必要があります。「たくさんの食品を食べるのは大変そう」と思いがちですが、3食のバランスを意識するだけで、これらの栄養素を効率よく摂ることができます。食べた後の歯みがきも忘れずに！

■ 運動の習慣づけ

子どもの運動能力が伸びる時期は「黄金期」と呼ばれ、「プレゴールデンエイジ期/4歳～8歳頃」と「ゴールデンエイジ期/9～12歳頃」に分かれますが、この時期の運動習慣で、体力・運動能力に差がつくと言われています。また、足立区で肥満傾向の子どもの割合は全国・東京都と比べて高くなっているため、運動習慣を意識することで肥満を予防しましょう！



あだちっ子の成長の記録

おおきく
なったね

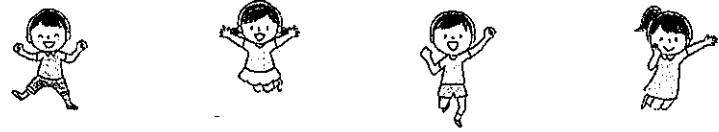
うまれてからどのくらいおおきくなったかな？



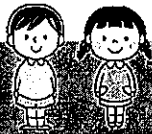
2022年3月のきろく

けんこう たろう さん

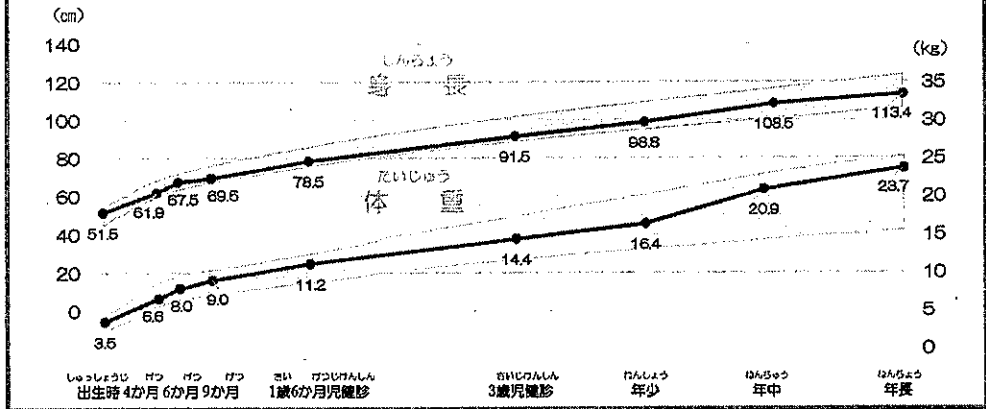
けんこう たろう さん



からだの記録



ピンク、黄色の帯のなかには、年齢の94パーセントの子どもの値が入ります。
 発育には、個人差がありますが、このグラフを一応の目安としてください。



予防接種の記録

予防接種の記録を確認して、しっかりと接種履歴の管理をお願いします。
 不安なことがある場合は、かかりつけ医にご相談ください。

予防接種スケジュール (日本小児科学会推奨)

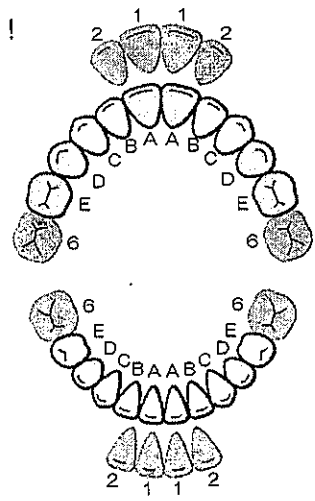
種類	2か月	3か月	4か月	5~6か月	7~8か月	9~11か月	12~15か月	16~17か月	18~23か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以降
インフルエンザ菌b型 (ヒブ)	○	○	○					○						
小児用肺炎球菌	○	○	○					○						
四種混合		○	○		○									
BCG				○										
水痘							○							
MR (風疹・麻疹)								○						
日本脳炎														これから

年長のときのおくちの記録



むし歯は早めに治療しましょう！

げんきな歯	治療した歯	むし歯
11	0	9



けんしんじっしび
 健診実施日
 令和3年5月19日

- げんきな歯
- はえてない歯
・ぬけた歯
- 治療した歯
- むし歯

げんきな歯	治療した歯	むし歯
0	0	0

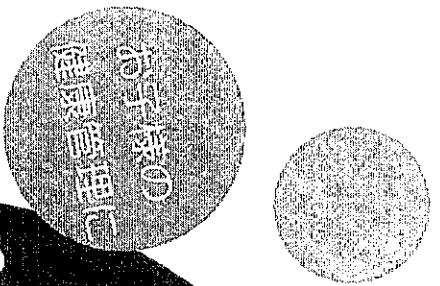
予防接種をした日

種類	1回目	2回目	3回目	4回目
インフルエンザ菌b型 (ヒブ)	平成27年7月28日	平成27年9月17日	平成27年10月26日	平成28年7月26日
小児用肺炎球菌	平成27年7月28日	平成27年9月17日	平成27年10月26日	平成28年7月26日
四種混合	平成27年7月28日	平成27年9月17日	平成27年10月26日	未接種
BCG	平成27年8月20日			
水痘	平成28年6月15日	未接種		
MR (風疹・麻疹)	平成28年6月15日	未接種		
日本脳炎	未接種	未接種	未接種	これから

※ 足立区に予防接種データが到着している分のみ記載しています。
 ※ B型肝炎ウイルス、ロタウイルスについては、任意接種の期間でしたので、一覧表に記載していません。
 ※ 接種履歴のお問い合わせは、下記までお願いします。
 足立区 衛生部 保健予防課 保健予防係 TEL03 (3880) 5892 FAX03 (3880) 5602

※ 本事業は、足立区が保有するデータを還元することを目的としたモデル事業として、一部の保育園に対して実施するものです。対象とならなかった保育園には郵付できませんので、ご了承ください。

別紙5



成長の記録

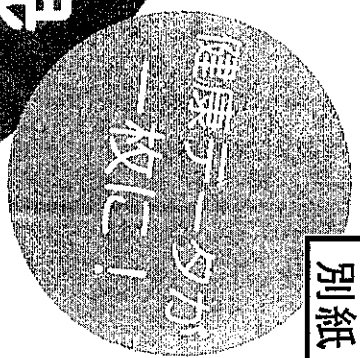
以下のデータが

リーフレットを

希望者全員にプレゼント!

- 出生時の身長・体重
- 1歳6か月健診
- 3歳児健診
- 歯科健診(年長時)
- 予防接種記録
- 保育園の身長・体重測定

※ 足立区が実施した健康診断等のみが対象となります。



足立区 衛生部 データヘルス推進課 データヘルス推進係 TEL:03(3880)5601 FAX:03(3880)5602

「成長の記録」の配付を

- ① 希望します ・ ② 希望しません



希望しない場合は、その理由を選んでください。

- ・ 母子手帳の内容で十分であるため
- ・ デザインに魅力を感じないため
- ・ 必要性がないため
- ・ その他 ()

以下の事項に同意します。
 ・ 足立区が保管する次の情報を「成長の記録」を作成することに利用すること。
 ア 出生時の身長・体重記録 イ 4か月健診 ウ 6か月健診 エ 9か月健診
 オ 1歳6か月健診 カ 3歳児健診 キ 歯科健診 ク 予防接種記録
 ケ 保育園での身長・体重測定

住 所 _____
 児童氏名 _____
 保護者氏名 _____
 電話番号 _____

【提出期限】
 令和4年2月22日(火)までに保育園へご提出ください。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件【校務支援システムのリモートワーク対応について】

所管部課係 教育指導部 学校 ICT 推進担当課
学校 ICT 環境整備担当

事業の概要

足立区では、学校の情報化の一環として、また、教職員の負担を軽減することで児童・生徒と向き合える時間を確保し、教育の質の向上を図るため、平成24年12月から校務支援システム（EDUCOM マネージャーC4th）を導入し、区立小中学校で活用している。

校務支援システムには、校務を処理するための校務支援機能と、区教育委員会、小・中学校間の情報共有やコミュニケーションの効率化を図るためのグループウェア機能がある。

【校務支援機能】

- ・児童・生徒の学籍情報の管理、転出入の管理、指導要録の作成
- ・児童・生徒の出席状況の管理
- ・学校日誌の作成
- ・週案の作成
- ・成績データの管理（入力・出力）、通知表作成

【グループウェア機能】

- ・連絡掲示板
- ・個人連絡（教職員間のメール送受信）
- ・会議室（議題に対する意見集約）
- ・予定表（学校・個人のスケジュール管理）

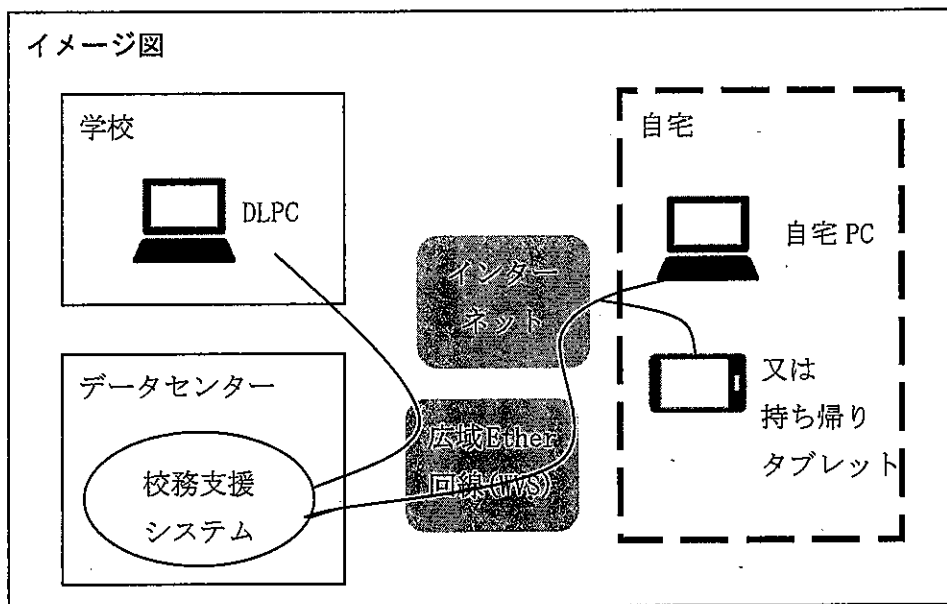
- ・施設・備品の予約管理
- ・書庫（教育委員会が掲載した各種様式・ドキュメントの閲覧）
- ・文書連絡（教員委員会からの文書の收受・回答）

校務支援システムのサーバは当初より本庁舎内に構築し、運用してきたが、令和5年度の校務系基盤更改を機に外部のデータセンターへ移転する（諮問第417号で承認済み）。

現在、校務支援システムは、学校内に設置している校務パソコンからのみアクセスが可能である。しかし、以下の理由から、教職員が校内のみならず、いつでも在宅でリモートワークを実施できる仕組みが学校現場から求められている。

- ・勤務時間外に学校へ行くことなく校務や情報共有ができるようにすることで、教職員が個々に抱える育児や介護等の諸事情を業務と両立させ、柔軟で効率的な働き方を促進する必要がある。
- ・災害や感染症等により、教職員が学校へ出勤できなくなる事態の発生も想定されるが、リモートワークの仕組みがあれば、その場合も学校教育に必要な業務を継続させることができる。

そこで、校務系基盤更改と併せて校務支援システムを在宅で利用できる仕組みを構築し、リモートワークを可能にする。



諮 問 事 項

	項 目	条 例	備 考
1	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条1項	

<条例第22条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目		
1	児童生徒名簿	児童・生徒の学年、組、番号、姓・名（漢字・ふりがな）、性別、特別支援学級への在籍状況、生年月日、国籍、住所、電話番号 保護者の続柄、姓・名（漢字・ふりがな）、住所、電話番号、緊急連絡先
2	出席簿	児童・生徒の日ごとの出欠状況（出席、欠席（病気・事故）、遅刻、早退、忌引、出席停止）
3	通知表	児童・生徒の各教科の成績、総合的な学習の時間、外国語活動、特別活動、行動の記録、所見
4	指導要録 様式1	学校名、学校所在地、学級・整理番号、児童・生徒氏名、生年月日、性別、住所、保護者氏名、保護者住所、入学前の経歴、入学・編入学・転入学、転学・退学、卒業年月日、進学先・就職先、校長名、学級担任名
5	指導要録 様式2	児童・生徒氏名、学校名、学級・整理番号、各教科の学習の記録（観点別学習状況、評定）、外国語活動の記録、総合的な学習の時間の内容及び評価、特別活動の記録、行動の記録、総合所見、出欠の記録、性別、生年月日、住所、卒業年月日、学校所在地、校長名

6	調査書	成績一覧表の番号・提出の有無、学籍の記録、各教科の学習の記録、総合的な学習の時間の内容及び評価、諸活動の記録、出欠の記録、記載者名・担当者名、学校所在地・電話番号・学校名・校長名・学校番号、海外帰国生徒対象等との併願
7	教職員情報	教職員の姓・名（漢字・ふりがな）、所属校、役職
結合する区のシステム	校務支援システム	
結合先（結合方法）	教職員の自宅パソコン又は持ち帰りタブレット（インターネットを経由したリモートアクセス）	
稼動時期	令和5年9月1日～	

外部結合を必要とする理由

足立区では、教職員の在宅勤務を可能とするため、校務支援システムのリモートワークの実現が求められている。

教職員がリモートワークを実現するにあたっては、指導要録・通知表・調査書の作成等の業務を在宅で行えるようにする必要がある。また、これらの書類を作成するためには、上記「個人情報の記録項目」にある個人情報を取り扱う必要がある。

教職員が自宅でこれらの業務を行える環境を整えるため、校務支援システムを自宅パソコン又は持ち帰りタブレットから接続する外部結合が必要となる。

処理の概要・効果

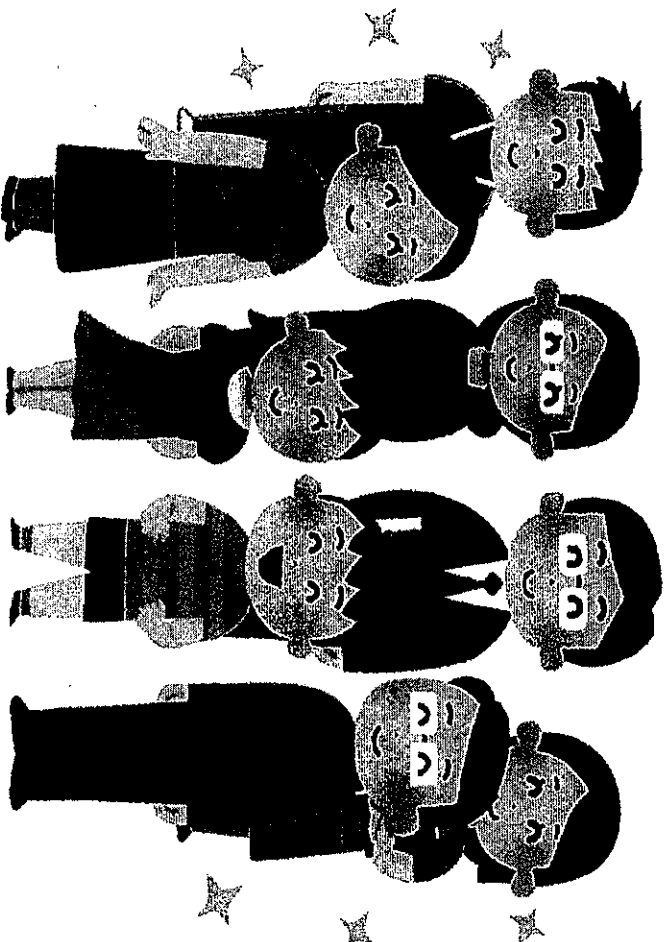
- 1 リモートワークの実現による教職員の働き方の柔軟化・効率化
- 2 学校への出勤不可となった場合の教職員の業務継続

セキュリティ・保護対策

- 1 校務支援システムへのログイン時に、ID・パスワードと接続デバイス制限（証明書認証）等による二要素認証を行う。また、ゲートウェイと校務支援システムへのログインには、ID・パスワードによる二段階認証を行う。
- 2 セキュアブラウザを用いたアクセスによって、データの参照のみ可能とし、自宅パソコン又は持ち帰りタブレットにデータを保存したり、出力したデータを更新・印刷したりすることは不可能とする。
※ キーボード操作によって校務支援システムへの入力・登録を行うことはできるため、教職員が学校内で校務支援システムを利用して行っている業務（指導要録・通知表・調査書の作成等）の多くはリモートワークにおいても実施可能。
- 3 セキュアブラウザから校務支援システムへアクセスする際は、DMZ内の専用のゲートウェイ（広域Ether回線（WVS）と校務支援システム間の通信を制御）を経由する仕組みとし、さらに、外部から校務支援システムへの通信は、ゲートウェイ経由のみ許可する仕組みとする。
- 4 教職員に対して、セキュリティ研修やリモートワーク導入説明会を実施するほか、運用ガイドラインを整備して遵守させ、適切な利用を促していく。
- 5 校務支援システムのリモートワークを希望する教職員は、所属校長に承認申請をし、校長の承認後にリモートワークを行うことができるものとする。承認を行った校長は、承認した内容（対象の教職員等）を教育委員会へ届け出る。

C4th リモートワーク

運用ガイドライン(案)



足立区教育委員会

もくじ

- 1 C4thリモートワークについて.....1P
- 2 C4thにリモートアクセスする方法.....2P
- 3 C4thリモートワークのルール.....3P
- 4 適正に利用するために.....4P
- 5 学校ICT推進担当課への報告が必要なとき.....4P

1 C4th リモートワークについて

現在、C4th は学校内に設置してある校務パソコンからのアクセスのみ可能としています。

しかし、育児や介護など、どうしてもご自宅に仕事を持ち帰らざるを得ない場合もあり、教員の働き方改革が必要となってきています。また、近年豪雨による災害や感染症等の蔓延により、教職員が学校へ出勤できなくなる可能性が高まってきています。そこで、いつでも在宅でリモートワークができるよう、自宅 PC から C4th ハブアクセスできるようにしました。

📍 教員の都合に合わせてリモートワークができるように！

①利用できる人： 教職員

②利用できる場所と端末

場所： 教職員の自宅のみ

端末： 原則自宅にある教職員私物の PC、iPad

※対象OS: WindowsOS、MacOS、iPadOS、AndroidOS、iOS

※家族との共用端末は不可。

※タブレットやスマートフォンで C4th を開く際、それぞれのOSに最適化された画面が表示されるわけありません。

※あくまで教職員の都合に合うようにリモート環境を整えるだけであり、リモートワークは強制ではありません。

※インターネット回線・通信費用はご自身の負担となります。

③C4thへのリモートワークでできること

ア 校務支援機能

- ・児童生徒の学籍情報の管理、出席状況の管理、転出入の管理、指導要録の作成
- ・学校日誌の作成
- ・通案の作成
- ・成績データの管理(入力、出力)、通知表作成

イ グループウェア機能

- ・連絡掲示板
- ・個人連絡(教職員—教職員間、教職員—教育委員会事務局間のメール送受信)
- ・会議室(議題に対する意見集約)
- ・予定表(学校・個人のスケジュール管理)
- ・施設、備品の予約管理
- ・書庫(教育委員会が掲載した各種様式・ドキュメントの閲覧)
- ・文書連絡(教育委員会からの文書の收受、回答)

※C4thのリモートワークでは、データの閲覧はできますが、私物PCへのダウンロード、

私物PCからのアップロード、表示されたデータの変更はできない仕様となっています。

2 C4thにリモートアクセスする方法

C4th にリモートアクセスする方法は、①自宅の私物PCを利用する場合、②学校に整備しているWindows 端末、Chromebook 端末を利用する場合の2通りあります。

※ 詳細につきましては、別添「C4thへのリモートアクセス手順書」をご参照ください。

🔍 原則、自宅私物PC(家族で共有されているPCは不可)からC4thにリモートアクセス

①自宅の私物PCを利用する場合

初期設定を行ないます。以下、ア～カの順に作業を行なってください。

ア 私物PCに以下のアプリケーションをインストールする。

- ・ Soliton Secure Browser II (以下 SSBII と表記)
- ・ Soliton Key Manager (以下 SKM と表記)

イ 私物端末にログイン

ウ SKM を立ち上げる

エ 接続先を選択する

オ 校務 PC にログインする際の ID とパスワードを入力する

カ CA 証明書の取得とクライアント証明書の申請と取得

~~~~~初期設定完了~~~~~

次に、C4th へリモートアクセスする方法を示します。

以下、ア～カの順に作業を行なってください。

ア 私物端末にログイン

イ SSBII を立ち上げる

ウ 接続先を選択する ※次回以降は省略可能

エ クライアント証明書の提示(ユーザーストアから証明書を選択)

※次回以降は省略可能

オ 校務 PC にログインする際の ID とパスワードを入力する

カ C4th の ID とパスワードを入力する

~~~~~C4thへリモートアクセス完了~~~~~

🔍 学校に整備している Windows 端末、Chromebook 端末を利用する場合

SSBII、CA証明書等、初期設定は完了しています。

以下、C4thへのリモートアクセスする方法をお示しします。

ア～カの順に作業を行なってください。

ア 学習系端末のIDとパスワードで端末を立ち上げる

イ SSBII を立ち上げる

ウ 接続先を選択する ※次回以降は省略可能

エ クライアント証明書の提示(ユーザーストアから証明書を選ぶ)

※次回以降は省略可能

オ 校務 PC にログインする際の ID とパスワードを入力する

カ C4th の ID とパスワードを入力する

3 C4th リモートワークのルール

C4thのリモートワークは、利便性が高まる反面、個人情報等の流出の危険性が高まります。機能面でも制限を設けていますが、機能面では防げない事象もことから、ルールを設定します。

🔍 利用ルール

- ①私物 PC を利用する場合、C4th へのリモートアクセスを行なう際、セキュリティソフトが入っていて、そのセキュリティソフトのバージョンが常に最新のバージョンであること、また、OS のアップデートを行い常に最新のバージョンであることを確認すること
 - ②私物 PC を利用する場合、C4th にリモートアクセスする前に私物 PC がウイルスに感染していないかチェックすること
 - ③私物 PC を利用する場合、外部媒体 (USB メモリ等) を私物 PC に挿入する際や、WEB 上のサイトにアクセスする際は、ウイルスに感染しないよう細心の注意を払うこと
 - ④私物 PC を利用する場合、校務 PC や C4th へのログイン ID とパスワードを PC 本体へ保存や、ブラウザ上に記憶させないこと
 - ⑤校務 PC や C4th へのログイン ID とパスワードを、家族に見られるような場所に保存しないこと
 - ⑥ C4th へリモートアクセスしている際、画面のキャプチャやスクリーンショットを撮らないこと
 - ⑦家族の出入りか頻繁にあるリビング等で利用は避け、自室等一人で作業可能な場所で C4th のリモートワークを行なうこと
 - ⑧学校に整備している Windows 端末、Chromebook 端末を自宅へ持ち帰る場合、その用途は C4th のリモートワークに限ることとし、家族や友人等に絶対に貸し出したり、利用させたりしないこと
 - ⑨ C4th へリモートアクセスし、個人的な目的での使用をしないこと
例) 学校関連情報や教育目的でない、個人連絡の使用 など
 - ⑩ C4th のリモートワークが終了したら、必ず毎回 SSB II 及び C4th のログアウトを行うこと
また、リモートワーク中に、短時間でも席を立つ場合は、C4th のログアウトを行うこと
 - ⑪ Windows 端末、Chromebook 端末を自宅へ持ち帰る場合は、管理簿を作成し、管理簿で誰が、いつ、どの端末を持ち帰っているか管理すること
 - ⑫ 各教員が C4th のリモートワークを希望する場合は、以下の手続きを経る必要があること (C4th リモートワーク自体の承認)
 - ア 所属校長へ、指定の書式を用いて承認申請を行う
 - イ 各校長は、教員より承認申請があり次第、リモートワークの妥当性を検討し、承認 or 非承認を行う
 - ウ 各教員は、各校長の承認後、C4th のリモートワークが可能となる
 - エ 承認後、各校長は、指定の書式にて、リモートワークを承認した教員等の情報を学校 ICT 推進担当課へ届け出る
- ※ 管理職(校長、副校長)がリモートワークを行う場合は、学校 ICT 推進担当課へ届け出る
- ⑬ 情報漏洩などの重大な事件・事故が発生した際に備え、C4th へのログインやどの機能を利用したのかについてログを記録し、必要に応じてログ履歴から個人を特定することがあること

4 適正に利用するために

本ガイドラインを遵守し、C4thのリモートワークを適正に行なうために、以下の措置を実施します。

📍 ガイドラインを守って活用をお願いします。

- ①本ガイドラインを C4th 書庫内に保存し、いつでも確認できるようにします。
保存場所: C4th 書庫 を開く → 閲覧 を開く → 学校 ICT 環境整備 を開く
→ C4thリモートワーク運用ガイドラインについて を開く
- ②本ガイドラインが守られていないと教育委員会事務局が判断した場合は、C4thリモートワークの運用を停止することがあります。
- ③本ガイドラインについては、社会情勢や実際の運用の結果、改編する場合があります。

5 学校 ICT 推進担当課への報告が必要なとき

学校 ICT 推進担当課への報告が必要なときは、以下のとおりです。

📍 30分ルールを守り、必ず電話にてご連絡ください。

- ①C4thのリモートワークで利用している教職員私物PC、貸し出している Windows 端末、Chromebook 端末が盗難・紛失、ウイルス感染、乗っ取りが疑われるとき。
- ②C4thのリモートワークを利用した結果、情報漏洩事故を起こしたとき。
 - ※①、②の場合は、緊急の対応が必要なため、次の行動をとってください。
 - 1 盗難、紛失の場合は、警察に届け出て、管理職へ一報してください。
ウイルス感染と乗っ取りの場合は、LANケーブルを抜く、Wi-Fiルーターの電源を切る、PC 本体の電源を落とすなどして、管理職へ一報ください。
 - 2 管理職への報告は、事象発生から30分以内に行なってください。
 - 3 管理職は、報告があった際は可及的速やかに学校 ICT 推進担当課へ報告してください。

学校ICT推進担当課 学校ICT環境整備担当 03-3880-5646(担当直通)

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [「第2回㊟レシート de 90周年事業」運營業務委託]

所管部課係 産業経済部産業振興課商業振興係

事業の概要

【目的】

区制90周年記念事業として、コロナ禍の影響を受けた区内経済の消費喚起策を実施し、1年を通じて行う切れ目のない経済支援を行っている。

原材料費高騰の影響を受けている事業者や区民を支援するため令和4年4月～6月に実施した㊟レシート de 90周年事業が好評であったことを受け、2回目を外部委託にて再度実施し、さらなる消費喚起策を行う。

【事業概要及びスケジュール】

別紙1参照

| 諮 問 事 項 | | | |
|---------|-----------------|--------------------|-----|
| | 項 目 | 条 例 | 備 考 |
| 1 | 業務の委託 | 足立区個人情報保護条例第16条第1項 | |
| 2 | 区の機関以外のものとの外部結合 | 足立区個人情報保護条例第22条第1項 | |
| 3 | | | |

| 報 告 事 項 | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| | 項 目 | 条 例 | 備 考 |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

1回目は職員が事業に係る業務を行ったが、2回目を実施するにあたっては事業の周知度・期待値が上がっていることを踏まえ、申請件数50,000件を想定している。1回目実施時よりも業務量が増え、申請者をお待たせすることのないよう業務委託を行う。

所管部課係 産業経済部産業振興課商業振興係

| | |
|--|------------------|
| 当該委託開始(実施)時期 | 令和4年11月(9月補正議決後) |
| 業務委託により取り扱う個人情報の項目 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者情報：氏名、年代、住所、電話番号 2 登録店舗情報：担当者氏名、担当者連絡先（電話番号及びメールアドレス）、店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、代表者名及び印影、金融機関口座情報 | |
| 個人情報の保護措置等 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 受託者はISMS適合性評価制度、プライバシーマークの認証を受けていること。 2 受託者に契約書の別紙（別紙5、別紙6）記載事項を遵守させる。 3 受託者は作業従事者に対し、個人情報に関する内容を含む研修を実施するとともに事業の処理にあたっては下記を遵守させる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報を記録された媒体（パソコン及び申請書等）は鍵のかかるキャビネット等に保管し、第三者への漏洩を防ぐ。 (2) 受託者は、本業務終了後に使用済データや資料等を適切に処分し、処理日時・廃棄方法・廃棄従事者等を「破棄完了報告書」（別紙7）にて報告すること。 4 区は受託者における個人情報保護措置の実施状況確認のため、作業場所を抜き打ちで検査する。 | |
| 業務委託先（予定を含む） | |
| 競争入札後、事業者決定 | |

| 項目 | 業務の委託 | 足立区個人情報保護条例第16条 |
|---|----------------|-----------------|
| 1 | ■ 諮問事項 | |
| 2 | □ 報告事項（一括承認基準） | |
| 業務委託の内容及び条件 | | |
| 受託者は以下のとおり事業を遂行する（別紙2参照）。 | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 運営事務局の設置及び統括責任者を選任し区に報告する。 2 登録店舗の情報の収集・管理を行う。
店舗の登録方法は紙（別紙3参照）及び区オンライン申請で行う。紙申請により収集した店舗情報は受託者がデータ化し管理する。オンライン申請の店舗情報はクラウドサーバ（AWSまたは同等のクラウド）を使用し区から受け渡す。
協力金の支払いは店舗の指定する金融機関口座へ入金する。 3 区民等申請者情報の収集。申請書（別紙4）の記載情報をデータ化する。
申請者の重複や申請内容を審査し、不備等がある場合は運営事務局から内容照会を行う。商品券は申請者毎に簡易書留郵便で発送する。 4 データ化された店舗情報・申請者情報はクラウドを用いて管理し、使用する端末はIPアドレスの制限をかける、ログインID・パスワードを使用する等のセキュリティ対策を取る。 5 受託者は、本業務を処理するにあたって収集した情報が記録された全てのデータ・資料等を、業務終了後速やかに区に引き渡す。 | | |
| 業務委託を必要とする理由 | | |
| 1回目のレシート事業では、申請件数は当初の10,000件想定を大きく上回り28,000件超となった。申請者や店舗からも2回目を実施して欲しいという反響が大きかった。 | | |

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

所管部課係 産業経済部産業振興課商業振興係

| | | |
|---|------------------------------|-------------------|
| 項目 | 区の機関以外のものとの外部結合 | 足立区個人情報保護条例第 22 条 |
| 個人情報の記録項目 | | |
| 1 申請者情報：氏名、年代、住所、電話番号
2 登録店情報：担当者氏名、担当者連絡先（電話番号及びメールアドレス）、店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、代表者名及び印影、金融機関口座情報 | | |
| 結合する区のシステム | 文書 PC | |
| 結合先（結合方法） | 受託事業者使用のクラウド（AWS または同等のクラウド） | |
| 稼動時期 | 令和 4 年 1 1 月 | |
| 外部結合を必要とする理由 | | |
| 1 データ受け渡しの情報保持安全性の確保
記録媒体の受け渡し及び返却に伴う搬送時の紛失・盗難等の事故による情報漏洩というような、記録媒体の持ち出しによるリスクを避けるため。 | | |
| 2 データ受け渡しの処理時間の短縮
記録媒体搬送の場合に発生する「記録媒体へのデータ保存→媒体の引き渡し→搬送→業務終了後の返却媒体の受領」という処理時間を省略できるため。 | | |

| |
|---|
| 処理の概要・効果 |
| 1 区が、受託者のクラウドサーバにアクセスし、対象データをアップロードする。区は、文書 PC からインターネット回線経由でデータをダウンロードする。
2 クラウドサーバを利用することにより、USB メモリの手渡しによる紛失が無くなるほか、受託者が内容を迅速に確認できる。
3 迅速に確認を進めることで、処理時間の短縮が可能となり、事務の効率化を実現することができる。 |
| セキュリティ・保護対策 |
| 1 受託者及び区が共有する個人情報は暗号化のうえ、クラウドサーバ上に保存される。
2 受託者は ISMS 適合性評価制度、プライバシーマークの認証を受けていること。
3 専用 ID 及びパスワードを発行し、アップロード及びダウンロードの権限を制限する。
4 クラウドストレージ上のファイルは暗号化され、且つ通信経路においても SSL/TLS によって暗号化される。 |

第2回[㊤]レシート de 90周年事業

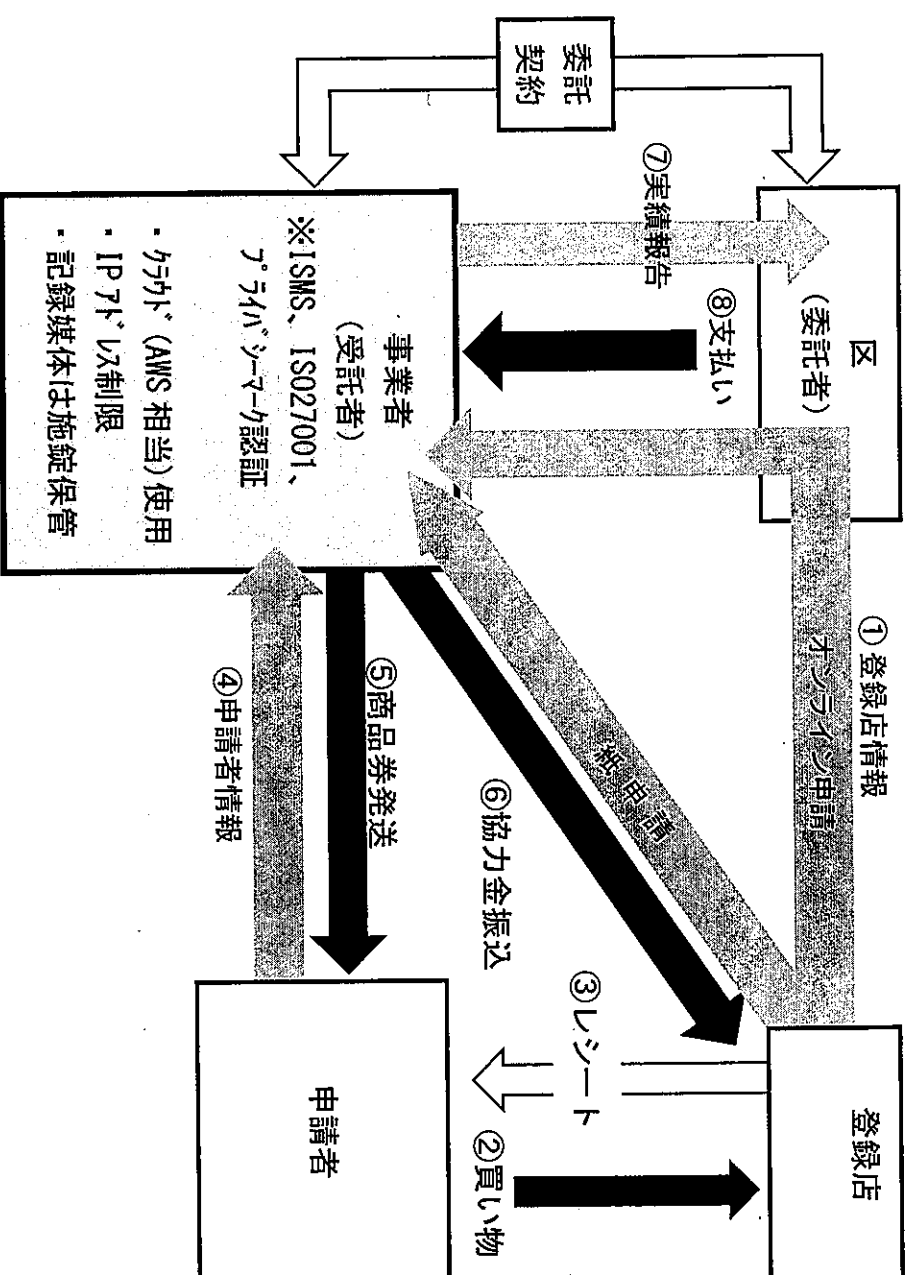
1 事業概要

- (1) 対象者数 5万人(想定) ※申請は一人1回、区外在住でも可
- (2) 対象店舗 区内店舗(大型店を除く) 最低1,400店、最大2,000店
- (3) キャンペーン内容
- ア [㊤]スタンプが押された900円以上(税込)の2店舗以上のレシート9枚で、区内共通商品券2,000円分をプレゼント
- イ レシート9枚のうち、「あだちの輝くお店セレクトショップ」選出店のレシートが含まれている場合は、区内共通商品券2,500円分をプレゼント
- ウ 本事業登録店には、協力金として10,000円を支給

2 事業スケジュール

| | |
|----------|------------------------|
| 店舗募集 | 令和4年12月 |
| 申請セット配布 | 令和5年 2月 |
| キャンペーン期間 | 令和5年 3月22日～5月21日 |
| 申請受付 | 令和5年 3月22日～5月21日(消印有効) |
| 商品券発送期間 | 令和5年 3月～6月 |
| 協力金振込期間 | 令和5年 7月(キャンペーン終了後、順次) |

「第2回⑦レシート de 90周年事業」に関する事業スキーム



取得する個人情報

- 1 ①店舗登録の際に取得する個人情報
 - ・担当者情報 (氏名・連絡先 (電話番号及びメールアドレス))
 - ・店舗情報 (店舗名・所在地・電話番号・代表者名及び印影・金融機関口座情報)
- 2 ④申請者が申請する際に取得する個人情報
 - ・申請者情報 (氏名・年代・住所・電話番号)
- 3 ⑦実績報告時の際に取得する個人情報
 - ・①及び④の情報

「㊦」レシート de 90周年」登録申込書・誓約書

下記の個人情報取扱いに同意し、「㊦」レシート de 90周年」登録店に申し込みます。
事業協力金を下記口座にお振込みください。

【個人情報取扱い】

申込書に記載した個人情報、申込者様との連絡・㊦レシート de 90周年事業運営及び関連事業のために使用いたします。
また、足立区が今後実施する事業のお知らせ等に活用する場合があります。

(提出先) 足立区長

申請日 令和 年 月 日

| | | | | |
|------------------------|--|------------------------|--------------------------------|---|
| 申込者
情報 | 1 申込担当者氏名 | | | |
| | 2 申込担当者連絡先 | 携帯電話も可 | ☎ () | |
| | 3 メールアドレス | | | |
| 登録店
情報 | 4 店舗名 | | | |
| | 5 店舗所在地 | 〒 - 足立区 | | |
| | 6 店舗電話番号 | ☎ () | | |
| | 7 代表者氏名・印 | (印) | | |
| | 8 業種 | 主なものを裏面の
一覧から選択して記入 | 業種
コード | (A~E)
(01~99) |
| | 9 領収書の希望 | どちらかに☑ | <input type="checkbox"/> 希望しない | <input type="checkbox"/> 希望する (枚) ※上限1,000枚
※レシートを発行できない店舗に限りません。
※希望数在庫数を超った場合、ご希望の枚数をお渡しできない場合があります。 |
| | 口座名義は個人事業主の場合は申込者ご本人名義、法人の場合は会社名義の口座を指定してください。
それ以外の口座を指定することはできません。 | | | |
| 事業協力
金 | 請求金額 | ¥ | 1 0 0 0 0 円 | |
| | 10 金融機関名 | | | |
| | 12 口座種別 | どちらかに☑ | <input type="checkbox"/> 普通 | <input type="checkbox"/> 当座 |
| | 14 口座名義 | (フリガナ) | | |
| 記入事項
その他 | 登録申込について、記入事項を全て確認し、記入しました。
登録店舗情報は、区ホームページおよび登録店一覧表にそのまま掲載されます。
再度記入内容を確認し、正しければ右欄の口にチェックを入れてください。
下記の誓約事項について、遵守・同意します。 | | | |
| | 同意いただける場合は、右欄の口にチェックを入れてください。 | | | |
| 誓約事項 | (1) スタンプ対象期間 (令和4年4月1日～5月31日) 以外に発行したレシートには、スタンプ押印を行いません。 | | | |
| | (2) 1会計900円(税込)未満のレシートには、スタンプ押印を行いません。 | | | |
| | (3) 複数のレシートを合算して900円(税込)となる場合でも、スタンプ押印を行いません。 | | | |
| | (4) 虚偽のレシート発行、スタンプの不正押印、スタンプの複写はいたしません。 | | | |
| | (5) スタンプ押印ルールについて、従業員等に十分に周知徹底いたします。 | | | |
| | (6) スタンプ対象期間中は登録店として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。 | | | |
| | (7) 発行済みのレシート紛失や盗難、滅失、スタンプの押印、区内共通商品券の利用、その他の本事業の実施に係る登録店と顧客の間のトラブル等について、自ら解決に努めます。 | | | |
| | (8) 登録店の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。 | | | |
| | (9) 本事業の適正な実施のため、区からの改善要請等があった場合にはそれに従います。 | | | |
| | (10) 登録する事業所および店舗は、募集要項に記載されている参加資格を満たしています。 | | | |
| 足立区使用欄 (※何も記載しないでください) | | | | |
| 足立区受付 | | 登録番号 | | |

業種選択の書き方
 (そば・うどんの場合)
 業種コード欄に「B」を記入
 詳細コード欄に「08」を記入

【業種一覧】

| 業種
コード | 小売業 | | 飲食業 | | サービス業 | | 建設業 | | 運輸・通信業 | | |
|-----------|----------------|----|---------------------|----|----------------|----|---------------|----|--------------|----|---------------|
| | [A] | | [B] | | [C] | | [D] | | [E] | | |
| 01 | 医薬品 | 19 | スーパー | 01 | 居酒屋 | 01 | 医療・診療
所・歯科 | 01 | 給排水・衛生
設備 | 01 | 送業 |
| 02 | 衣料品 | 20 | 生花 | 02 | 一般食堂 | 02 | 印刷 | 02 | 建築業 | 02 | ハイヤー・タ
クシー |
| 03 | 印章 | 21 | 青果 | 03 | 韓国料理・焼
肉 | 03 | 冠婚葬祭 | 03 | 室内外装飾 | 03 | 旅行業 |
| 04 | 飲食料品 | 22 | 精肉 | 04 | 喫茶 | 04 | クリーニング | 04 | 造園業 | | |
| 05 | 介護用品 | 23 | 鮮魚 | 05 | すし | 05 | 塾・各種教室 | 05 | | | |
| 06 | 家具 | 24 | 茶舗 | 06 | 西洋料理 | 06 | 鍼灸・整骨 | 06 | 防災設備 | | |
| 07 | ガソリンスタ
ンド | 25 | デイケアカウ
ン | 07 | 創作料理 | 07 | スタジオ各種 | 07 | 建築資材 | | |
| 08 | 家電 | 26 | 時計・メカ
ガ
ネ・貴金属 | 08 | そば・うどん | 08 | 整体 | | | | |
| 09 | カメラ | 27 | ドラッグスト
ア | 09 | 中華料理 | 09 | 浴場 | | | | |
| 10 | 玩具・娯楽用
品 | 28 | 日用雑貨 | 10 | 日本料理 | 10 | 理・美容 | | | | |
| 11 | 靴・カバン・
傘 | 29 | パン | 11 | フアストフー
ド | 11 | レンタル業各
種 | | | | |
| 12 | 化粧品 | 30 | 米穀 | 12 | フアミリー
レストラン | | | | | | |
| 13 | コンビニエ
ンスストア | 31 | ホームセン
ター | 13 | ラーメン | | | | | | |
| 14 | 酒販 | 32 | 輸業 | | | | | | | | |
| 15 | 手芸用品 | 33 | 和洋菓子 | | | | | | | | |
| 16 | 商業施設・百
貨店 | | | | | | | | | | |
| 17 | 書籍・文具 | | | | | | | | | | |
| 18 | 寝具 | 99 | その他小売業 | 99 | その他飲食業 | 99 | その他
サービス業 | 99 | その他建設業 | 99 | その他
運輸・通信業 |

詳細
コード



足立区

問い合わせ先

産業振興課商業振興係
 ☎03-3880-5865

祝シシート de 90周年 区内共通商品券交換申請書兼シシート台紙

- ◆ このシシート台紙に㊸スタンプが押印されたシシート（または領収書）を貼付してください。
- ◆ シシートが9枚集まったら（9枚すべて同一店舗は不可）、専用封筒に入れて足立区役所へ送付してください。
- ◆ 申請は1人1回のみです。申込規約をよく読み、申請してください。◆シシートの返却はできませんので、ご注意ください。

登録店一覧または区ホームページに掲載されている申込規約に同意し、
「㊸シシート de 90周年」に応募します。



応募コース（どちらかにチェック）

| | |
|--|--------------------------|
| ① 区内共通商品券 2,000円コース
★青色の㊸スタンプのみの場合 | <input type="checkbox"/> |
| ② 区内共通商品券 2,500円コース
★青色の㊸スタンプ(特別店)を1枚以上含む場合 | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|------|---|------|
| フリガナ | | |
| 氏名 | | |
| 年代 | | 電話番号 |
| 住所 | 〒 | |

申請期限：令和4年6月15日(水) 必着

- ◆ シシートはそれぞれの枠に1枚ずつ貼付してください
- ◆ 印字・スタンプ面が見えるようにして貼付してください
- ◆ 剥がれないように、のりやセロテープでしっかりと貼付してください

| | | |
|-------|-------|-------|
| 貼付の位置 | 貼付の位置 | 貼付の位置 |
| シシート① | シシート② | シシート③ |

| | | |
|-------|-------|-------|
| 貼付の位置 | 貼付の位置 | 貼付の位置 |
| シシート④ | シシート⑤ | シシート⑥ |

| | | |
|-------|-------|-------|
| 貼付の位置 | 貼付の位置 | 貼付の位置 |
| シシート⑦ | シシート⑧ | シシート⑨ |

別紙 5

(個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者は、信頼される区政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第4条 受注者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうえ、受注者が廃棄する場合、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通

知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(立会い及び監督に関すること)

第10条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

(加工、再生等の禁止)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(付随的に発生する情報の使用禁止)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第13条 発注者は、受注者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、足立区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(報告、立ち入り及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施状況の報告を求め、又は受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

(罰則)

第15条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、足立区個人情報保護条例の規定に基づき、次の場合に一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

(i) 正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき

(2) 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

(3) 業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき

(4) 前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

H27.11 改定(委託一般用)

別紙6

個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施について

- 1 情報セキュリティに関する体制、規程等を以下のとおり整備すること。
 - (1) 個人情報を取り扱う事業所の、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ対策基準を策定すること。ただし、既に同様の情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ対策基準を策定している場合はこの限りではない。
 - (2) 情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ対策基準に基づき、個人情報取扱実施手順を策定すること。ただし、既に同様の個人情報取扱実施手順を策定している場合はこの限りではない。
 - (3) 個人情報を取り扱う事業所に、情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティ管理担当者を置くこと。情報セキュリティ管理担当者は、個人情報取扱者以外の者を選任すること。ただし、事業所内の全員が個人情報取扱者である場合、個人情報取扱者の中から情報セキュリティ管理担当者を選任することができる。
 - (4) 策定した情報セキュリティに関する規程等は、定期的に見直すこと。
- 2 個人情報取扱者を限定し、個人情報を取り扱う者として教育すること。
 - (1) 情報セキュリティ管理者は、個人情報取扱者を限定し、個人情報取扱期間、個人情報取扱場所を決めて「様式第1号 個人情報取扱者名簿」に記録すること。
 - (2) 情報セキュリティ管理担当者は、個人情報取扱者が、その取り扱う期間や場所を逸脱していないことを、個人情報取扱者名簿をもとに日々点検すること。
 - (3) 情報セキュリティ管理者は、個人情報取扱者に対して、自ら実施または外部機関が実施する情報セキュリティ教育を、年2回以上受けさせること。
 - (4) 情報セキュリティ管理者は、常に個人情報取扱者の個人情報保護の意識レベルを把握し、不適任と判断する者を取扱者とししないこと。
- 3 個人情報を記録した媒体は以下のとおり保管し、利用すること。
 - (1) 個人情報を記録するUSBメモリ等の電子媒体は、「媒体全体を暗号化する機能」を持つものを使用し、情報セキュリティ管理担当者が暗号パスワードを設定・管理すること。
 - (2) 個人情報を記録したUSBメモリ等の電子媒体および紙媒体は、事業所内の鍵のかかる金庫等に保管し、情報セキュリティ管理担当者が鍵を適切に管理すること。
 - (3) 個人情報取扱者が個人情報を記録した媒体を使用する場合は、事前に情報セキュリティ管理担当者に申し出ること。情報セキュリティ管理担当者は、申し出に伴い「様式第2-1号 媒体持出管理簿」に記録して、当該媒体を申し出のあった個人情報取扱者に直接貸与すること。
 - (4) 個人情報取扱者は、毎日業務終了後、個人情報を記録した媒体を情報セキュリティ管理担当者に返却すること。
 - (5) 個人情報を記録したUSBメモリ等の電子媒体および紙媒体が事業所に持ち込まれた場合は、情報セキュリティ管理担当者は「様式第2-2号 媒体持込管理簿」に記録すること。
- 4 個人情報を記録した媒体は以下のとおり持ち運ぶこと。
 - (1) 個人情報を記録するUSBメモリ等の電子媒体は、「媒体全体を暗号化する機能」を持つものを使用し、情報セキュリティ管理担当者が暗号パスワードを設定・管理すること。
 - (2) 個人情報を記録したUSBメモリ等の電子媒体は、いかなる場合も肌身離さず持ち歩くこと。具体的には、長いストラップ等を付けて首にかける、鍵のかかる鞆等に入れて常に持っているなどの盗難・紛失対策を講じること。
- 5 パスワードを設定すること。
 - (1) 個人データをパソコンのハードディスクに記録するときは、ファイルに読み取りパスワードを設定すること。
 - (2) パソコンOS (Windows) のログオンパスワードを設定すること。ログオンパスワードは、年1回以上定期的に変更すること。
- 6 情報セキュリティ対策実施状況の検査結果を報告すること。
 - (1) 「様式第3号 情報セキュリティ対策実施状況検査報告書」を、毎月区に提出すること。ただし、契約期間が1ヶ月に満たない場合は、契約期間終了時に区に提出すること。
 - (2) 機器の設置・撤去等を含むリース契約の場合、検査報告書は機器の設置・撤去等を行った月の翌月に区に提出すること。

(提出先)
足立区長

破棄完了報告書

商品券事業委託に基づき取り扱った個人情報について、紙媒体のスケジュールによる断裁、溶解による破棄、電子的に記録された情報の消去を行ったので、下記のとおり報告いたします。

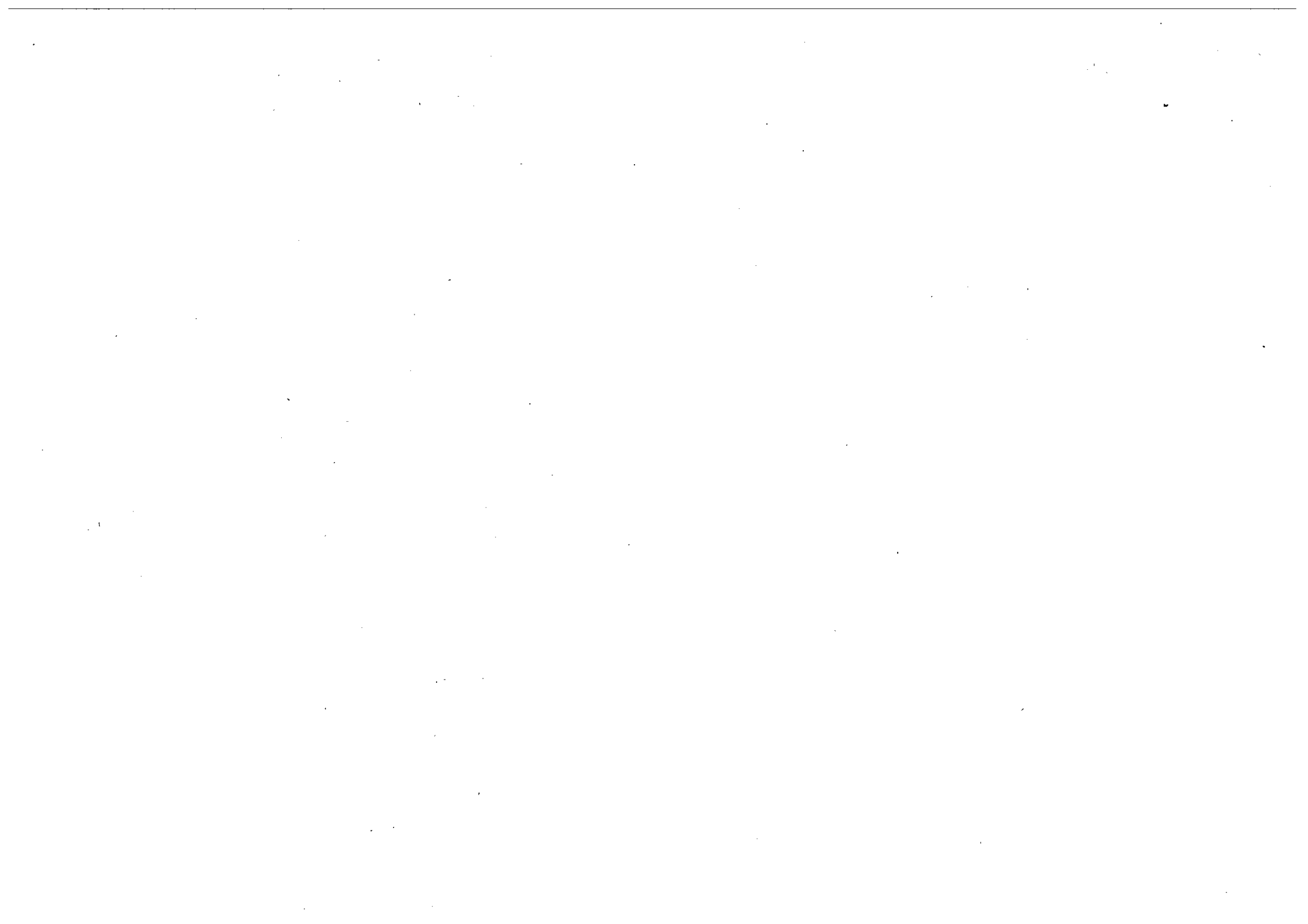
記

- 1 破棄対象者件数 _____ 件
- 2 破棄完了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 破棄責任者 _____
- 4 破棄の具体的方法 _____

年 月 日

受託者

所在地
名称
代表者



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託]

所管部課係 環境部 環境政策課 管理係

事業の概要

東京都は令和元年10月より省エネ支援事業とし「家庭のゼロエミッション行動推進事業」を行っている。一定の条件を満たした「エアコン」「冷蔵庫」「給湯器」「LED照明器具」を購入した方は、東京都が補助事業全般を委任する公益財団法人東京都環境公社の事業委託を受けた東京ゼロエミ事業部（一般社団法人環境共創イニシアチブ）に申請することにより「東京ゼロエミポイント」として商品券及びLED割引券（LED照明器具を購入した場合を除く）の交付を受けることができる。

区では「節電応援キャンペーン」と称して、「東京ゼロエミポイント」の交付を令和4年4月1日以降に受けた区民を対象に、区内共通商品券を交付し、省エネ行動の促進と区内経済活性化を図る事業を令和4年11月よりスタートする。

「節電応援キャンペーン」の申し込み要件として、「東京ゼロエミポイント付与のご案内」の交付結果通知書を添付することが必須となっているが、「東京ゼロエミポイント」の手続きから時間が経過していることから、交付結果通知書を捨ててしまっている区民が多くいると推測される。

当事業を公平に実施するため、交付結果通知書を紛失した申請者については、委託事業者への照会について同意書を記入してもらい、一般社団法人環境共創イニシアチブに交付結果の検索・確認し、区に情報提供することについて委託する。

| 諮 問 事 項 | | | |
|---------|-----------------------|--------------------|-----|
| | 項 目 | 条 例 | 備 考 |
| 1 | 業務の委託 | 足立区個人情報保護条例第16条第1項 | |
| 2 | 電子計算組織に記録すること及びその記録項目 | 足立区個人情報保護条例第21条第2項 | |
| | | | |

| 報 告 事 項 | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| | 項 目 | 条 例 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 環境部 環境政策課 管理係

| 項目 | 業務の委託 | 足立区個人情報保護条例第16条 |
|--|----------------|-----------------|
| 1 | ■諮問事項 | |
| 2 | □報告事項 (一括承認基準) | |
| 業務委託の内容及び条件 | | |
| <p>区の「節電応援キャンペーン」の申し込み者のうち「東京ゼロエミポイント」の交付結果通知を紛失し、同意書を記入している区民の交付結果通知書の状況を検索し区に情報提供する。</p> | | |
| 業務委託を必要とする理由 | | |
| <p>「東京ゼロエミポイント」の交付結果の情報を保有しているのは、東京都が補助事業全般を委任する公益財団法人東京都環境公社より業務委託を受けた一般社団法人環境共創イニシアチブである。</p> <p>本来であれば、「節電応援キャンペーン」の申し込み者が添付する資料であるが、区の事業がコロナ禍、物価高対策として緊急に行うものである。</p> <p>一般社団法人環境共創イニシアチブは「東京ゼロエミポイント」の交付結果通知書の再交付をしないため、新たに情報提供業務を委託する必要が生じた。</p> | | |

| | |
|---|-----------|
| 当該委託開始(実施)時期 | 令和4年11月上旬 |
| 業務委託により取り扱う個人情報の項目 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 (ふりがな含む) ・ 生年月日 ・ 電話番号 ・ 「東京ゼロエミポイント」の交付結果 (購入品名・ポイント数・交付日) | |
| 個人情報の保護措置等 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報(エクセルファイル)の受け渡しはCD-RW(簡易書留郵便)にて行う。受払簿を作成しその都度記載し管理する。 2 区から渡した個人情報の取り扱いは、事前に取扱担当者の届出したものに限る。 3 区が渡すエクセルファイルにはパスワードを設定する。(パスワードは別途知らせる) 4 業務に使用するパソコン端末は、ユーザーアカウント(ID・パスワード)の管理により、従事者以外がアクセスできないよう限定する。 5 委託者から受領した情報は、パソコン内で管理して作業する。やりとりしたデータは、契約終了時までユーザーアカウントの管理によりパソコン内で保存する。 6 契約終了時は、受託者は知り得た個人情報データを削除し、区へ削除証明書(別紙6)を提出する。 | |
| 業務委託先(予定を含む) | |
| 一般社団法人環境共創イニシアチブ | |

<個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

所管部課係 環境部 環境政策課 管理係

*必ず「諮問事項」となります

| 項目 | 電子計算組織に記録すること
及びその記録項目 | 足立区個人情報保護条例
第21条 |
|----------|---------------------------|-----------------------|
| 記録する個人情報 | | 利用目的 |
| 1 | 氏名（ふりがな含む） | 申請内容の確認、書類不備等の
連絡。 |
| 2 | 生年月日 | |
| 3 | 住所 | |
| 4 | 電話番号 | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| システム委員会 | | — |
| 適用申請 | | — |
| 稼動時期 | 令和4年11月 | |

| |
|---|
| <p>電子計算組織に記録を必要とする理由</p> <p>委託事業者が突合作業を容易にするため。
区への重複申請の確認をするため。</p> |
| <p>処理の概要・効果</p> <p>区への申請の際に「東京ゼロエミポイント」の交付結果通知書の添付が無いものについて、エクセルファイルにてリスト化する。リスト化したエクセルファイルを事業者に渡し、「東京ゼロエミポイント」の交付状況を記録し区へ納品する。区では一連の内容をデータによるリスト化をすることにより、区への重複申請を防止する。</p> |
| <p>セキュリティ・保護対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エクセルファイルにはパスワードを設定し、業務担当職員のみ共有する。 2 パスワードは年に1度変更する。また、担当職員に変更があった場合はその都度変更する。 3 本事業終了後、1年後に廃棄する。 |

節電応援キャンペーン申請の流れ

別紙 1

概要

(1)申請期間 11月1日から (予定)

(2)交付対象者

ア 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに「東京ゼロエミポイント」の申請を行い、令和5年5月31日までにポイント付与を受けていること。

イ 足立区内に住民登録がある個人

ウ 申請はお一人さま1回限り

対象家電(エアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明)を購入、設置

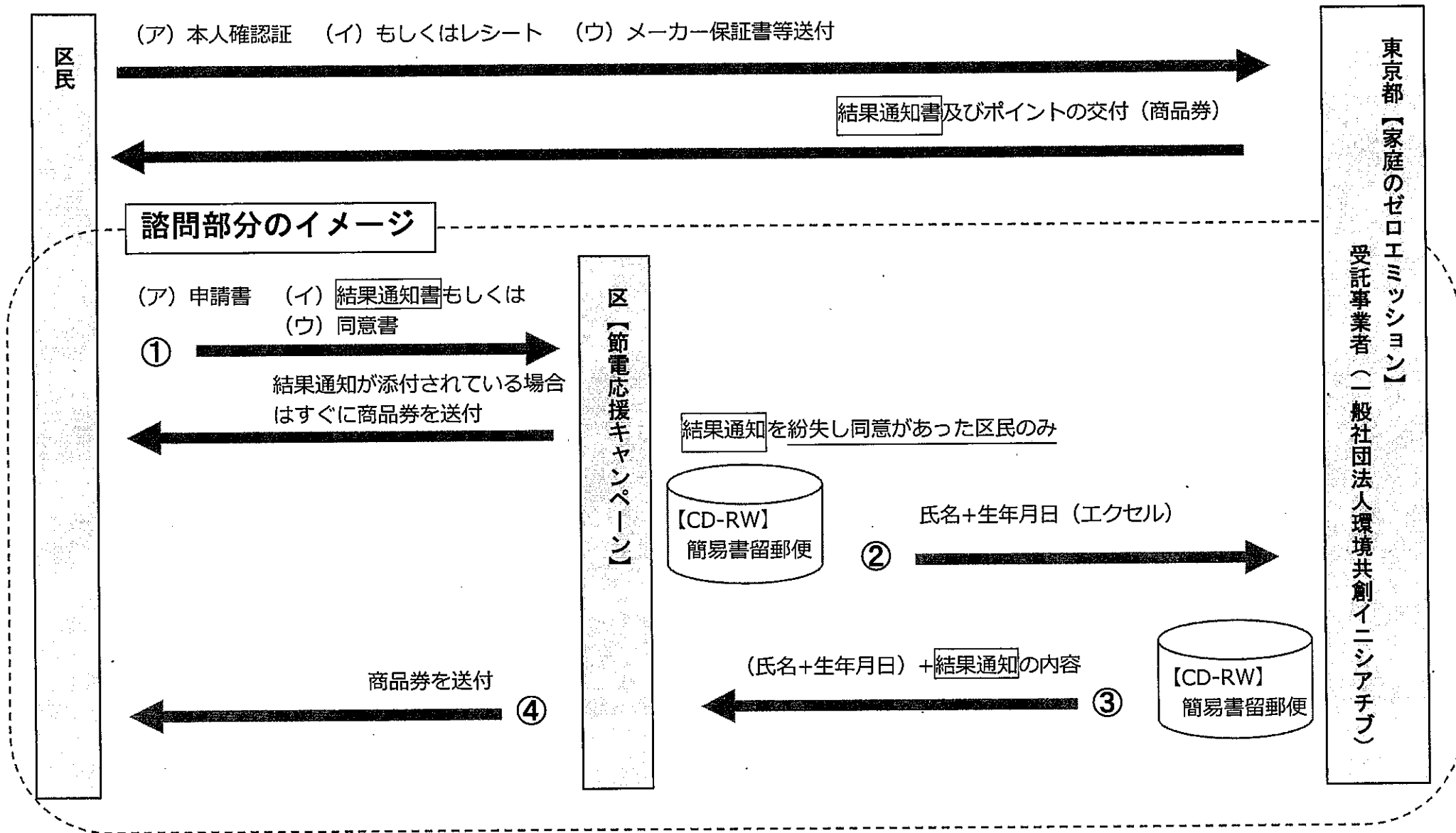
東京都ゼロエミポイント申請書作成(店頭やホームページで入手可)
申請書と必要書類を同封して東京ゼロエミポイント事務局へ郵送

東京都ゼロエミポイント事務局からポイント交換品(商品券・LED割引券)を郵送
※申請より2か月程度要します。「東京ゼロエミポイント付与のご案内」が同封されます。

足立区節電応援キャンペーン区内商品券申請書作成(店頭やホームページで入手可)
申請書と「東京ゼロエミポイント付与のご案内」を足立区環境政策課へ郵送、持参

足立区環境政策課から区内商品券を郵送

【別紙2 事業の流れ】



(提出先) 足立区長

足立区節電応援キャンペーン区内商品券申請書 (案)

足立区節電応援キャンペーンについて、区内商品券の交付を受けたいので、足立区節電応援キャンペーン実施要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり、申請します。
交付に必要な範囲で、足立区の住民記録情報を調査し、利用することを承諾します。

記

1 申請者 (東京ゼロエミポイント申請者本人が記入してください。手書きしない場合は、記名押印してください。)

| | | |
|---------------------|--------------|--|
| 住所 | 〒 | 足立区 |
| ※商品券の送付先住所に
なります | | |
| ふりがな | | |
| 申請者名 | | |
| 電話番号 | () (昼間の連絡先) | |
| 申請年月日 | 年 月 日 | ※ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに東京ゼロエミポイントを申請した方が対象です。 |

2 設置した機器および商品券申請額 (□に✓をしてください。)

| 設置機器の□に✓ | 購入家電等 | 冷房能力
又は定格内容積 | 付与
ポイント | 東京都交換内訳 | | 区内商品券
申請額 |
|----------|-------------------|-----------------|------------|---------|--------|--------------|
| | | | | 商品券 | LED割引券 | |
| □ | エアコン | 2.2KW以下 | 12,000 | 11,000 | 1,000 | 3,000 |
| □ | 統一省エネラベル
☆4以上 | 2.4~2.8KW | 15,000 | 14,000 | 1,000 | |
| □ | | 3.6KW | 19,000 | 18,000 | 1,000 | |
| □ | | 2500以下 | 11,000 | 10,000 | 1,000 | |
| □ | 冷蔵庫 | 251~500ℓ | 13,000 | 12,000 | 1,000 | |
| □ | | 501ℓ以上 | 21,000 | 20,000 | 1,000 | |
| □ | 給湯器 | 一律 | 10,000 | 9,000 | 1,000 | |
| □ | エアコン | 2.2KW以下 | 7,000 | 6,000 | 1,000 | |
| □ | 統一省エネラベル
☆2・☆3 | 2.4~2.8KW | 8,000 | 7,000 | 1,000 | |
| □ | | 3.6KW以上 | 9,000 | 8,000 | 1,000 | |
| □ | LED照明器具 | 器具のみ | 3,000 | 3,000 | | 1,000 |
| □ | | 器具+作業費 | 5,000 | 5,000 | | |

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(本人が手書きしない場合は、記名押印してください。)

申請者名

| | | | | |
|------|----|----|----|----|
| 区処理欄 | 受付 | 台帳 | 住記 | 送付 |
| | | | | |

同意書 (案)

足立区節電応援キャンペーンの申請をするにあたり、東京都家庭のゼロエミッション行動推進事業 (以下、東京ゼロエミポイント) 事務局へ下記の情報を照会し、東京ゼロエミポイントの付与状況の情報提供を受け利用することを同意します。

記

1. 氏名 (カナ) (氏) _____ (名) _____
2. 氏名 (漢字/英字) (氏) _____ (名) _____
3. 生年月日 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日
4. 電話番号 (固定/携帯) _____

※ いずれも、東京ゼロエミポイント事業への申請当時の情報を記載してください。
上記の情報が一致しない場合は、情報の照会ができない場合がございます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 (自署) _____

No. _____

調査結果報告書(案)

別紙5

東京ゼロエミッション申請者情報提供委託

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)

確認責任者

| | 氏名 | 氏(漢字) | 名(漢字) | 生年月日 | 電話番号 | 発送日 | エアコン | 冷蔵庫 | 給湯器 | LED |
|----|-----|-------|-------|----------|-------------|-------|------|-----|-----|-----|
| 1 | アザチ | アチコ | 足立 花子 | 19850401 | 09055522222 | 6月10日 | ○ | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | |

東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託
受託者の電子機器からのデータ消去についての報告書 (案)

足立区環境政策課長あて

令和 年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII)

下記のとおり物品を返戻するとともに、電子機器に記録された本契約に関する情報のすべてを消去したことを報告いたします。

記

- 1 返戻品目 CD-RW 1枚
- 2 返戻年月日 令和 年 月 日
- 3 区受領時刻 :
- 4 電子媒体送付者 印
- 5 データ消去年月日 令和 年 月 日
- 6 消去時刻 :
- 7 消去作業実施場所
- 8 消去作業責任担当者名 印
- 9 消去方法 (ソフトウェア消去の場合、使用したソフトウェア名と認証、承認、準拠等の情報)

以上



○諮問事項

- 1 〔諮問第478号〕SDGs普及啓発特設サイトの運営委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～P6

令和4年10月17日（月）
中央館8階特別会議室

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件【SDGs普及啓発特設サイトの運営委託】

所管部課係 SDGs未来都市推進担当課 SDGs未来都市推進担当

事業の概要

令和4年5月、足立区は、国が公募する「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことを受け、国から区民・事業者等に対して、より一層SDGsの普及啓発をすることが求められている。

については、一般的なSDGsの情報から、区の未来都市としての取組まを区内外に向けて広く発信することに加え、区ホームページでは機能的に備えることができないSDGsパートナー（SDGsに取り組む事業者・団体を募り、区が登録する）の申請・投稿・マッチングのコンテンツを有した特設サイトを運営するために委託を行う。

| 諮 問 事 項 | | | |
|---------|-----------------|-------------------|-----|
| | 項 目 | 条 例 | 備 考 |
| 1 | 業務の委託 | 足立区個人情報保護条例16条第1項 | |
| 2 | 区の機関以外のものとの外部結合 | 足立区個人情報保護条例22条第1項 | |
| 3 | | | |

| 報 告 事 項 | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| | 項 目 | 条 例 | 備 考 |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 SDGs 未来都市推進担当課 SDGs 未来都市推進担当

| 項目 | 業務の委託 | 足立区個人情報保護条例第16条 |
|---|-----------------|-----------------|
| 1 | ■ 諮問事項 | |
| 2 | □ 報告事項 (一括承認基準) | |
| 業務委託の内容及び条件 | | |
| <p>特設サイトを構築するにあたり、SDGsパートナーに関する以下のコンテンツを作成する。</p> <p>(1) SDGsパートナー申請受付</p> <p>SDGsの達成に向けて取り組む事業者をSDGsパートナーとして募り、サイト上で申請受付(事業者名、形態、業種、所在地、代表者役職・代表者氏名、担当者氏名、電話番号・メールアドレス・ホームページURL、SDGsへの貢献に向けた組織方針、現在取り組んでいる(今後取り組む)SDGsの内容)を行う。申請後、区でパートナーとして適格か審査を行い、パートナーごとにID・パスワードを付与し、パートナー登録証(事業者名を記載した電子データ。代表者氏名は記載しない)を発行する。登録されたパートナーについては、区職員がサイト上で一表管理する。</p> <p>(2) パートナーの取組やイベント等を発信できるお知らせ機能</p> <p>投稿できるのはパートナーだけだが、掲示板を見ることは誰でも可能。パートナーが投稿フォームへ必要事項(タイトル、事業者名、担当者氏名、アピール内容・カテゴリー・17のゴール、お知らせに関するポスター・チラシ画像、事業者のメールアドレス・ホームページURL)を入力し、区が内容確認を行った後に公開する。</p> <p>(3) パートナーのマッチング支援</p> <p>※ 別紙1参照</p> | | |

業務委託を必要とする理由

区ホームページでは機能的に備えることができないSDGsパートナーの申請・投稿・マッチングのコンテンツを有した特設サイトを運営するために委託を行う。

| | |
|---|---|
| 当該委託開始(実施)時期 | 令和4年11月以降 サイト構築開始
令和5年3月以降 サイト保守運営開始 |
| 業務委託により取り扱う個人情報の項目 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名(個人事業主を含む) ・担当者氏名 ・電話番号 ・メールアドレス ・お知らせに関するポスター・チラシ画像(氏名・顔写真を含む場合) | |
| 個人情報の保護措置等 | |
| 【システム上】 | |
| (1) 本システムおよびデータバックアップは、海外ではなく国内のデータセンターを利用する。 | |
| (2) システムへの不正な侵入の可能性を未然に防止するために、サーバ保守作業において迅速なセキュリティパッケージのアップデートを行う。 | |
| (3) 個人情報を保存するデータベースの暗号化を実施する。 | |
| (4) ファイアウォールを導入し、システムを利用するために必要な最低限の通信のみを許可する。また、管理画面接続の通信は、TLSにより暗号化する。 | |
| 【運用上】 | |
| (1) 代表者氏名、担当者氏名、電話番号、メールアドレスの公開・非 | |

公開は、SDGsパートナー自身が選択する。

(2) サーバ上の個人情報については、事業者からSDGsパートナーの登録解除を申し出た際や事業者から求めがあった際に、区からサイト運営業者にデータの削除を依頼する。サイト運営業者は、削除完了後、区に対して別紙2を提出する。

業務委託先（予定を含む）

競争入札により決定する。

<条例第22条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

*必ず「諮問事項」となります

| 項目 | 区の機関以外のものとの外部結合 | 足立区個人情報保護条例第22条 |
|---|---------------------------------------|-----------------|
| 個人情報の記録項目
・代表者氏名（個人事業主を含む）
・担当者氏名
・電話番号
・メールアドレス
・お知らせに関するポスター・チラシ画像（氏名・顔写真を含む場合） | | |
| 結合する区のシステム | 文書PC | |
| 結合先（結合方法） | インターネット回線を介し、ブラウザ上で特設サイトの管理画面にアクセスする。 | |
| 稼動時期 | 令和5年3月 | |

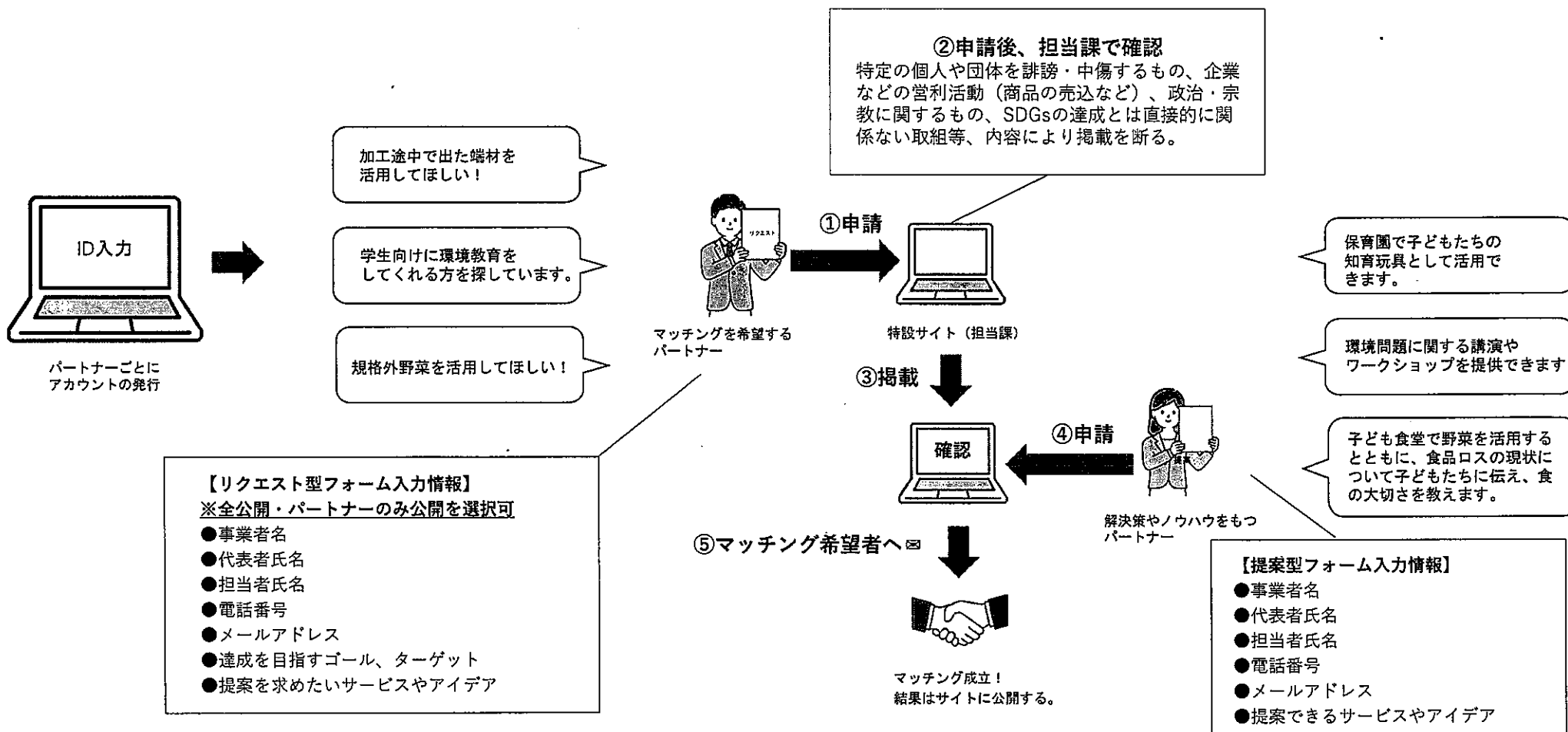
所管部課係 SDGs 未来都市推進担当課 SDGs 未来都市推進担当

| |
|---|
| 外部結合を必要とする理由
SDGs パートナーの取組みや投稿内容を適切に管理していくために、区が管理者として特設サイトにアクセスを行う必要がある。 |
| 処理の概要・効果
【概要】
1 文書PCから、インターネット回線を介し、ブラウザ上で特設サイトの管理画面にアクセスする。
2 管理画面において、事業者からのパートナー申請情報・投稿内容を確認・承認し、パートナーについては一表で管理する。
なお、これは区職員が行うものであり、サイト運営者が行うものではない。
【効果】
事業者をSDGs パートナーとして登録することにより、区内においてSDGs の達成に取り組む事業者の裾野を広げることができる。 |
| セキュリティ・保護対策
(1) 本システムおよびデータバックアップは、海外ではなく国内のデータセンターを利用する。
(2) システムへの不正な侵入の可能性を未然に防止するために、サーバ保守作業において迅速なセキュリティパッケージのアップデートを行う。
(3) 個人情報を保存するデータベースの暗号化を実施する。
(4) ファイアウォールを導入し、システムを利用するために必要な最低限の通信のみを許可する。また、管理画面接続の通信は、TLSにより暗号化する。 |

【パートナー専用ページ マッチングイメージ】

別紙1

- ・ リクエスト型：自らが解決したい課題（事業実施に伴う協力者募集等）を発信し、解決に資する具体的な提案を募集する。
- ・ 提案型：自らが提供できる強み（技術、ノウハウ、フィールド等）を発信し、連携可能な取組を提案する。



(提出先)
足立区長

削除完了報告書

SDGs普及啓発特設サイトにおけるSDGsパートナーに関する下記対象事業者の個人情報について、サーバ上から削除しましたので報告いたします。

記

1 削除対象事業者名

2 削除完了日

_____年__月__日

9

3 削除責任者

年 月 日

受託者

所在地
名称
代表者
